

強い農業づくり交付金の配分基準について

16生産第8451号
平成17年4月1日
大臣官房国際部長
総合食料局長
生産局長 通知
経営局長

改正	平成18年	3月31日	17生産第8569号
改正	平成19年	3月30日	18生産第9316号
改正	平成20年	4月1日	19生産第9995号
改正	平成20年	10月16日	20生産第3974号
改正	平成21年	3月31日	20生産第10021号
改正	平成21年	3月31日	20総合第2242号
改正	平成21年	3月31日	20経営第7197号
最終改正	平成21年	5月29日	21生産第1067号
最終改正	平成21年	5月29日	21総合第323号
最終改正	平成21年	5月29日	21経営第934号

強い農業づくり交付金については、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け生産第8260号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

強い農業づくり交付金の配分基準について

強い農業づくり交付金の配分基準については、以下のとおりとする。

第1 推進事業

推進事業（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。）の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

ただし、要綱第8の5に基づき評価結果を反映する場合にあっては、第3の2により算定された額を各都道府県への配分額とする。

1 都道府県計画の目標に応じた配分

推進事業予算額又は各都道府県が策定した都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）のうち推進事業に係る要望額（以下の2及び3において「要望額」という。）の合計額のいずれか低い額（以下の2において「配分基礎額」という。）の3割に相当する額を都道府県計画に定められた目標に応じて、別表1の配分の考え方に基づき各都道府県が獲得したポイントの合計値の全国に占める割合に基づき配分する。

2 都道府県計画の要望額に応じた配分

配分基礎額の7割に相当する額を各都道府県の要望額の全国に占める割合に基づき配分する。

3 1及び2により配分した結果、配分額が要望額を上回る都道府県がある場合には、当該都道府県の配分額と要望額の差額の合計額を、それ以外の都道府県に2に準じて再配分するものとする。

4 経営力の強化のうち新規就農者の育成・確保に係る再チャレンジ優先枠（以下、「再チャレンジ優先枠」という。）対象取組に対する配分

再チャレンジ優先枠については、その予算額の範囲内で、事業実施主体が策定する事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別表3に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。ただし、その最終の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、配分の対象としないものとする。

第2 整備事業

整備事業(要綱別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。)の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

ただし、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知。以下「要領」という。)別記の第1の2の(5)のウの(シ)のaの(d)の高度環境制御栽培施設については、配分対象としないものとする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

整備事業予算額から要綱附則の5の規定に基づく事業の実施に要する要望額、平成16年度以前に国庫補助金を受けて着工された事業であって事業実施期間が平成17年度以降に及ぶものに要する要望額及び要綱別表のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

また、要綱別表の のメニューの欄の経営構造対策の沖縄県については、要領別記の の第1の2の(1)のイの(ウ)に規定する地区数に達するまでの要望額を配分する。

2 生産調整の公平性確保措置に基づく配分対象の選定

「生産調整の公平性確保措置について」(平成20年9月8日付け20総食第419号農林水産事務次官通知)、「生産調整の公平性確保措置の対象事業及び採択手法について」(平成21年3月6日付け20総食第952号農林水産事務次官通知)に基づき、以下のとおり生産調整の公平性確保措置に向けた優先措置を実施するものとする。

(1) 対象とする達成すべき成果目標基準(以下「成果目標」という。)

ア 産地競争力の強化

別表2に定める「土地利用型作物(稲)」の取組に係る成果目標(成果目標を2つ掲げた場合は、いずれも「土地利用型作物(稲)」の取組に係る成果目標を掲げた場合とする。)を事業実施主体が掲げた場合は、生産調整の公平性確保措置の対象とするものとする。

なお、「地産地消及び産地直接販売(以下「産直」という。))」、「原油高騰対策」、「土地利用型作物(主要農作物種子)」、「農畜産物販路拡大」、「環境保全」及び「多角的農作業コントラクター育成」の取組に

係る成果目標を掲げた場合で、主食用水稲又は主食用米を専用に使用する施設、機械等を導入する場合は、生産調整の公平性確保措置の対象とするものとする。

イ 経営力の強化

「経営構造対策」及び「集落営農育成・確保緊急整備支援」に係る成果目標を掲げた場合で、主食用水稲又は主食用米専用の施設、機械等のみを導入する場合は、生産調整の公平性確保措置の対象とするものとする。

(2) 生産調整の達成、未達成の単位

生産調整の達成、未達成については、産地競争力の強化の場合は、事業実施主体、経営力の強化の場合は、事業実施地区（以下「主体等」という。）を単位として判断するものとする。

(3) 配分順序の入れ替え

以下の順序により配分順位の入替えを行うものとする。

ただし、(1)のアの場合で、事業実施主体が都道府県である場合及び都道府県を範囲とする場合は、当該都道府県等が達成県であればアに、未達成県であればエに区分するものとする。

ア (1)以外の成果目標を掲げる事業実施計画及び達成県の達成主体等による(1)の事業実施計画

イ 未達成県の達成主体等による(1)の事業実施計画

ウ 達成県の未達成主体等による(1)の事業実施計画

エ 未達成県の未達成主体等による(1)の事業実施計画

なお、以下の場合には、農林水産省において、事業実施主体等の生産調整の実施状況について確認の上、配分順位の入替えを行うものとする。

オ (1)のアの場合で、事業実施主体が都道府県又は市町村、生産者団体等であって、都道府県又は市町村を範囲とするもの以外の事業実施計画

カ (1)のイの場合で、事業実施地区が市町村を範囲とするもの以外の事業実施計画

3 優先枠の対象取組に対する配分

(1) 整備事業の予算における優先枠及びこの対象となる取組は、次のとおりとする。

ア 地産地消・産直緊急特別枠

産地競争力の強化のうち地産地消及び産直の取組

イ 再チャレンジ優先枠

経営力の強化のうち新規就農の促進（道府県農業大学校等が実施する再チャレンジ活用促進）

（２）優先枠の対象取組の整理

（１）のそれぞれの優先枠の予算額の範囲内で、事業実施計画を別表４に基づき算定したポイントの高い順に並べる。

なお、ポイントの高い順に並べた結果、優先枠の予算の範囲内である事業実施計画については、別表４に定める優先枠加算要件を満たした場合は優先枠加算ポイントを加算することとする。

ただし、共通加算ポイントを除く合計ポイントが30ポイントを超える場合は30ポイントを上限とする。

また、（１）のアからウまでのそれぞれの優先枠に対し、一の都道府県が当該優先枠の予算額を超える事業実施計画を提出することは認めないものとする。

4 都道府県計画の事業実施主体等ごとの成果目標等に応じた配分

（１）整備事業予算額から１に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施主体等ごとの事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別表２に基づき算定したポイント及び３の（２）で並べた事業実施計画と合わせてポイントの高い順に並べ、第２の２により生産調整の公平性確保措置の対象となる事業実施計画の順位を入れ替え、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。

（２）（１）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、当該事業実施計画の要望額の割合に応じて当該都道府県に配分するものとする。

第３ 評価結果の配分額への反映

推進事業及び整備事業に係る交付金の配分における要綱第８の５に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

- 1 評価結果の反映は、要綱第8の5に基づき取りまとめた推進事業及び整備事業の評価結果における都道府県別の成果目標の達成度（当該達成度が2以上の政策目的にわたる場合にあっては、各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とする。以下「達成度」という。）に基づき行うものとする。
- 2 評価結果を反映した配分額は、第1及び第2により算定された各都道府県への配分額に、次の（1）又は（2）の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

（1）推進事業

達成度	乗率
80%以上	100.0%
60%以上80%未満	97.5%
40%以上60%未満	95.0%
20%以上40%未満	92.5%
20%未満	90.0%

（2）整備事業

達成度	乗率
80%以上	100.0%
60%以上80%未満	95.0%
40%以上60%未満	90.0%
20%以上40%未満	85.0%
20%未満	80.0%

- 3 2による交付金の配分後に当該配分額と予算額に差額が生じた場合であって、当該差額について達成度が80%未満の都道府県に配分額の追加をしようとする場合にあっては、既に事業を実施している地区に係る増額に相当する配分は行わないこととし、新たに事業の実施を予定している地区に係る配分については、2の規定を準用するものとする。

第4 平成19年度不用額の配分額への反映

都道府県に配分した交付金の効率的な予算執行を推進するために、要綱第9の2の（1）に基づき、以下のとおり平成19年度の都道府県における整備交付金の不用額を平成21年度の都道府県からの交付要望額に反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

（反映手法）

次の表の左欄に掲げる平成19年度都道府県別不用額率（都道府県の平成19年度の割当額に対する平成19年度の不用額の割合）を算出し、該当する右欄の不用額換算率を事業実施計画の交付要望額に反映させるものとする。

不用額ペナルティ査定額 = 事業実施計画の交付要望額 × 不用額換算率

19年度都道府県別不用額	不用額換算率
5 % 以下	100 %
5 % 以上20 % 未満	95 %
20 % 以上40 % 未満	90 %
40 % 以上	80 %

(注) 平成19年度都道府県別不用額率 = 平成19年度不用額 / 平成19年度割当額 × 100

第5 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

別表 1

政策目的	政策目標	配分の考え方																
経営力の強化	担い手の育成・確保	<p>地域の実態に応じた認定農業者の育成・確保に向けた各種の取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。</p> <p>1 地域の実態に応じたポイント 都道府県の直近の主業農家に対する認定農業者の割合に応じたポイントの設定</p> <p>【算式】 $\frac{\text{認定農業者数}}{\text{主業農家数}} \times 100 = \quad \% \text{ (主業農家に対する認定農業者の割合)}$ </p> <p>【ポイント表】</p> <table border="1" data-bbox="663 703 1162 997"> <thead> <tr> <th>主業農家に対する認定農業者の割合</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>60%以上80%未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>40%以上60%未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>20%以上40%未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 都道府県が設定する成果目標に応じたポイント 都道府県の単年度の認定農業者数の増加目標に応じたポイントの設定</p> <p>【算式】 $\frac{\text{認定農業者の育成目標数}}{\text{主業農家数} - \text{認定農業者数}} \times 100 = \quad \% \text{ (育成目標率)}$ </p> <p>【ポイント表】</p> <table border="1" data-bbox="663 1355 1162 1422"> <thead> <tr> <th>都道府県の認定農業者の育成目標</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	主業農家に対する認定農業者の割合	ポイント	80%以上	5	60%以上80%未満	4	40%以上60%未満	3	20%以上40%未満	2	20%未満	1	都道府県の認定農業者の育成目標	ポイント		
主業農家に対する認定農業者の割合	ポイント																	
80%以上	5																	
60%以上80%未満	4																	
40%以上60%未満	3																	
20%以上40%未満	2																	
20%未満	1																	
都道府県の認定農業者の育成目標	ポイント																	

10%以上	5
7%以上10%未満	4
4%以上7%未満	3
1%以上4%未満	2
1%未満	1

担い手への農地利用集積の促進

認定農業者等への農地の利用集積に向けた各種の取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。

1 地域の実態に応じたポイント

都道府県の直近の耕地面積（注1）に対する担い手（注2）への利用集積面積（注3）の割合（担い手への農地利用集積率）に応じたポイントの設定

【算定】

$$\text{利用集積面積} / \text{耕地面積} \times 100 = \quad \%$$

担い手への農地利用集積率	ポイント
50%以上	5
40%以上50%未満	4
30%以上40%未満	3
20%以上30%未満	2
20%未満	1

2 設定する目標に応じたポイント

都道府県が設定する担い手への農地利用集積率の増加目標に応じたポイントの設定

担い手への農地利用集積率の増加目標	ポイント
3.5ポイント以上増加	5

2.5ポイント以上3.5ポイント未満増加	4
1.5ポイント以上2.5ポイント未満増加	3
0.5ポイント以上1.5ポイント未満増加	2
0.5ポイント未満増加	1

- (注) 1 耕地面積統計の数値を使用。
 2 担い手とは、認定農業者及び基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に既に到達している農業者(認定農業者を除く。)をいう。
 3 担い手の自己所有地、借入地、農作業受託地の面積(作物別の基幹作業毎の受託面積の合計面積を当該作物の基幹作業数で除した面積)の合計。

新規就農者の育成・確保

新規就農者の育成に向けた各種取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。

- 1 地域の実態に応じたポイント
 都道府県の直近の販売農家数に対する新規就農者数の割合に応じたポイントの設定
 【算式】

$$\frac{\text{新規就農者数}}{\text{販売農家数}} \times 1000 =$$

都道府県の販売農家数に対する新規就農者数の割合	ポイント
4以上	5
3以上4未満	4
2以上3未満	3
1以上2未満	2

1 未満	1
------	---

- 2 設定する目標に応じたポイント
 都道府県が設定する新規就農者の育成目標に応じたポイントの設定
 【算式】

$$\frac{\text{新規就農者の育成目標数}}{\text{新規就農者数}} \times 100 = \quad \%$$

都道府県の新規就農者の育成目標	ポイント
80%以上	5
70%以上80%未満	4
60%以上70%未満	3
50%以上60%未満	2
50%未満	1

別表 2

政策目的	取組の分類	取組名	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進 同じ取組名の中から1つ又は2つ選択。ただし、複数の作物等に関連する施設・整備等を行う場合は、2つの作物を1つ選択。	【土地利用型作物(稲)(新規需要米を除く。)] 【土地利用型作物(新規需要米)] 【土地利用型作物(麦)] 【土地利用型作物(大豆)]	生産性向上	<p>【土地利用型作物(稲)(新規需要米を除く。)](コストの削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり物財費を3%以上削減 <p>達成すべき成果目標を2つ掲げる場合、この目標を選択した場合は、土地利用型作物(新規需要米)の「コストの削減に関する目標」を選択しないものとする。</p>	<p>・10a 当たり物財費の削減について</p> <ul style="list-style-type: none"> 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 また、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合(平成15年の農業産出額に対する平成19年の農業産出額の増加割合又は平成16年から平成19年までの農業産出額の増加割合の平均値のいずれが高い値をいう。以下同じ。)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
			生産性向上	<p>【土地利用型作物(稲)(新規需要米を除く。)](労働時間の削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり労働時間を10%以上削減 <p>達成すべき成果目標を2つ掲げる場合、この目標を選択した場合は、土地利用型作物(新規需要米)の「労働時間の削減に関する目標」を選択しないものとする。</p>	<p>・10a 当たり労働時間の削減について</p> <ul style="list-style-type: none"> 26%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の稲、麦、大豆それぞれの10a 当たりについて 2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る・・・・・・・・・・3ポイント 2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・・・・・・・・2ポイント 1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・・・・・・・・1ポイント <p>農業新技術2007(平成19年4月9日決定)における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・不耕起汎用播種機の導入</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権(育成者権、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標権を除く。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合(事業実施主体又はその構成員が構成員となっている農業協同組合、事業協同組合、農業協同組合連合会若しくは事業実施主体の構成員が構成員となっている農業協同組合が構成員となっている事業協同組合、事業協同組合連合会又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。)が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。)を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント <p>なお、上記の知的財産権又は商標権を活用した取組を進める場合の加算(2ポイント)と出願中の知的財産又は商標権を活用した取組を進める場合の加算(1ポイント)の重複加算(計3ポイント)は認めないものとする。(以下、該当する全ての達成すべき成果目標において同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が「農林水産物・食品地域ブランド支援事業実施要綱」(平成20年4月1日付け19生産9549号農林水産事務次

官依命通知)に基づく事業(以下「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」という。)を実施する場合(当該事業に関連する産品について取組を進める場合に限る。以下同じ。)・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

品質向上 【土地利用型作物(稲)(新規需要米を除く。)](品質分析に関する目標)
・品質分析(米の食味値等(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)の結果が以下のいずれか2項目を満たすこと
食味値の3ポイント向上
タンパク値(%)の0.1ポイント低下
アミロース値(%)の0.1ポイント低下
その他上記と同程度の品質向上

- ・品質分析の結果について、食味値、タンパク値、アミロース値のいずれか1項目によりポイント付け
食味値
10ポイント向上・・・9ポイント
9ポイント向上・・・7ポイント
7ポイント向上・・・5ポイント
5ポイント向上・・・3ポイント
3ポイント向上・・・1ポイント
タンパク値
0.8ポイント低下・・・9ポイント
0.6ポイント低下・・・7ポイント
0.4ポイント低下・・・5ポイント
0.2ポイント低下・・・3ポイント
0.1ポイント低下・・・1ポイント
アミロース値
0.5ポイント低下・・・9ポイント
0.4ポイント低下・・・7ポイント
0.3ポイント低下・・・5ポイント
0.2ポイント低下・・・3ポイント
0.1ポイント低下・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。
・現状の品質分析の実施生産者(又は受益面積)の実施割合について
稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに70%以上・・・3ポイント
稲(米の内部品質について1種類の指標を分析)・麦ともに70%以上・・・2ポイント
稲又は麦で70%以上・・・1ポイント

農業新技術2008(平成20年2月29日決定)における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・高温年でも品質の低下が少ない水稻品種「にこまる」の導入
・高温による胴割れ米の発生を軽減する栽培技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

<p>品質向上</p>	<p>【土地利用型作物(稲)(新規需要米を除く。)](品質分析に関する目標) ・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を10%以上増加 ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする。</p>	<p>・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の増加割合について 30%以上・・・9ポイント 25%以上・・・7ポイント 20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合、重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が全体に占める割合について 30%以上・・・9ポイント 25%以上・・・7ポイント 20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が全体に占める割合について 50%以上・・・3ポイント 40%以上・・・2ポイント 30%以上・・・1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして認定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【土地利用型作物(稲)(新規需要米を除く。)](稲の需要に応じた生産量の確保に関する目標) ・中食・外食用等の実需者ニーズに応じた原料用等米の作付面積割合が10ポイント以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域全体に占める割合を5%以上確保するものとする。</p>	<p>・事業実施地区における水稻の作付面積のうち、原料用等米が占める面積割合の増加について 30ポイント以上・・・9ポイント 25ポイント以上・・・7ポイント 20ポイント以上・・・5ポイント 15ポイント以上・・・3ポイント 10ポイント以上・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。 ・現状の品質分析の実施生産者(又は受益面積)の実施割合について 稲(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦ともに70%以上・・・3ポイント 稲(米の内部品質について1種類の指標を分析)・麦ともに70%以上・・・2ポイント 稲又は麦で70%以上・・・1ポイント</p> <p>農業新技術2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・高温年でも品質の低下が少ない水稻品種「にこまる」の導入 ・高温による胴割れ米の発生を軽減する栽培技術</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を</p>

進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【土地利用型作物(新規需要米)】(コストの削減に関する目標)
・新規需要米10a当たり物財費が直近の水稲全体の物財費に対して95%以下

達成すべき成果目標を2つ掲げる場合、この目標を選択した場合は、土地利用型作物(稲)の「コストの削減に関する目標」を選択しないものとする。

- ・新規需要米の10a当たり物材費が事業実施主体における直近の水稲全体の10a当たり物材費に対して
85%以下・・・9ポイント
87.5%以下・・・7ポイント
90%以下・・・5ポイント
92.5%以下・・・3ポイント
95%以下・・・1ポイント

上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。
ただし、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合(平成15年の農業産出額に対する平成18年の農業産出額の増加割合又は平成16年から平成18年までの農業産出額の増加割合の平均値のいずれか高い値をいう。以下同じ。)について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【土地利用型作物(新規需要米)】(労働時間の削減に関する目標)
・新規需要米の10a当たり労働時間が直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下

達成すべき成果目標を2つ掲げる場合、この目標を選択した場合は、土地利用型作物(稲)の「労働時間の削減に関する目標」を選択しないものとする。

- ・新規需要米の10a当たり労働時間が事業実施主体における直近の水稲全体の10a当たり労働時間に対して
65%以下・・・9ポイント
70%以下・・・7ポイント
75%以下・・・5ポイント
80%以下・・・3ポイント
85%以下・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
事業実施主体における新規需要米の生産が米粉・飼料用米等向けに育成された多収性の専用品種によって行われる場合には、3ポイントを加算
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

農業新技術2007(平成19年4月9日決定)における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・不耕起汎用播種機の導入

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用

				<p>した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
生産性向上		<p>【土地利用型作物(新規需要米)】(単収の増加に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規需要米の単収が直近の水稻全体の単収に105%以上 		<ul style="list-style-type: none"> ・新規需要米の単収が事業実施主体における直近の水稻全体の単収に対して 125%以上増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 120%以上増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 115%以上増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 110%以上増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 105%以上増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施主体における新規需要米の生産が米粉・飼料用米等向けに育成された多収性の専用品種によって行われる場合には、3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
需要に応じた生産量の確保		<p>【土地利用型作物(新規需要米)】(新規需要米の需要に応じた生産量の確保に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規需要米の作付面積割合が10ポイント以上増加 		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における水稻作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合の増加について 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施主体における新規需要米の生産が米粉・飼料用米等向けに育成された多収性の専用品種によって行われる場合には、3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>農業新技術2007(平成19年4月9日決定)における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・不耕起汎用播種機の導入</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事</p>

業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【土地利用型作物(麦)】(コストの削減に関する目標)
 ・10a当たり物財費を3%以上削減

- ・10a当たり物財費の削減について
 7%以上・・・9ポイント
 6%以上・・・7ポイント
 5%以上・・・5ポイント
 4%以上・・・3ポイント
 3%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 また、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【土地利用型作物(麦)】(労働時間の削減に関する目標)
 ・10a当たり労働時間を3%以上削減

- ・10a当たり労働時間の削減について
 7%以上・・・9ポイント
 6%以上・・・7ポイント
 5%以上・・・5ポイント
 4%以上・・・3ポイント
 3%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 、 、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ・現状の稲、麦、大豆それぞれの10a当たりについて
 2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る
 ・・・・3ポイント
 2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・2ポイント
 1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・不耕起汎用播種機の導入
 ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率(計画処理

量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が

120%以上・・・3ポイント
 115%以上・・・2ポイント
 110%以上・・・1ポイント

又は

・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 95%以上・・・3ポイント
 90%以上・・・2ポイント
 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。)を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 【土地利用型作物(麦)】(単収の増加に関する目標)
 ・単収を3%以上増加

・麦の単収の増加について
 15%以上・・・9ポイント
 12%以上・・・7ポイント
 9%以上・・・5ポイント
 6%以上・・・3ポイント
 3%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ・現状の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して
 110%以上・・・3ポイント
 106%以上・・・2ポイント
 103%以上・・・1ポイント

農業新技術2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が
 120%以上・・・3ポイント
 115%以上・・・2ポイント
 110%以上・・・1ポイント

又は

・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 95%以上・・・3ポイント
 90%以上・・・2ポイント
 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント
- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

品質向上 【土地利用型作物(麦)】(品質の向上に関する目標)
 以下のいずれか1つを選択する。
 水田・畑作経営所得安定対策の成績払いにおけるAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年(前5中3)の割合を上回る。

- 水田・畑作経営所得安定対策の成績払いにおけるAランクの評価数量の割合(%)が、事業開始年の前年(前5中3)の割合(%)に対して
- ・Aランクの評価数量の割合が前年(前5中3)の割合以上の場合
 10ポイント以上増加・・・9ポイント
 8ポイント以上増加・・・7ポイント
 6ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が90%以上
 ・・・・5ポイント
 4ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が80%以上
 ・・・・3ポイント
 4ポイント未満増加・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
- ・現状のAランクの評価数量の割合
 50%以上・・・3ポイント
 40%以上・・・2ポイント
 30%以上・・・1ポイント
- 農業新技術2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術
 - ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入
- 乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が
 120%以上・・・3ポイント
 115%以上・・・2ポイント
 110%以上・・・1ポイント
- 又は
- ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 95%以上・・・3ポイント
 90%以上・・・2ポイント
 85%以上・・・1ポイント
- 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業

計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

水田・畑作経営所得安定対策の成績払いにおけるC及びDランクの評価数量の割合(%)が事業開始年の前年(前5中3)の割合(%)に対して
 ・C及びDランクの評価数量の割合が前年(前5中3)の割合未満の場合
 20ポイント以上削減又はC及びDの割合が5%未満
 ・・・・9ポイント
 15ポイント以上削減・・・7ポイント
 10ポイント以上削減・・・5ポイント
 5ポイント以上削減・・・3ポイント
 5ポイント未満削減・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ・現状のAランクの評価数量の割合
 50%以上・・・3ポイント
 40%以上・・・2ポイント
 30%以上・・・1ポイント

農業新技術2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の表における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が
 120%以上・・・3ポイント
 115%以上・・・2ポイント
 110%以上・・・1ポイント

又は
 ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 95%以上・・・3ポイント
 90%以上・・・2ポイント
 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

高品質栽培に取り組む面積の増加割合について
 30%以上・・・9ポイント
 25%以上・・・7ポイント
 20%以上・・・5ポイント
 15%以上・・・3ポイント
 10%以上・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合、高品質栽培に取り組む面積が全体に占める割合について
 30%以上・・・9ポイント
 25%以上・・・7ポイント

水田・畑作経営所得安定対策の成績払いにおけるC及びDランクの評価数量の割合が事業開始年の前年(前5中3)の割合を下回る。

高品質栽培に取り組む面積を5%以上増加
 ただし、作付面積全体に占める高品質栽培に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする。

「高品質栽培」

とは、各地域や実需者との契約で定められた減農薬基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法をいう。

- 20%以上 5ポイント
- 15%以上 3ポイント
- 10%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算

- 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
- ・高品質栽培に取り組む面積が全体に占める割合について
 - 50%以上 3ポイント
 - 40%以上 2ポイント
 - 30%以上 1ポイント

農業新技術2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。

- ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術
- ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。

- ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が
 - 120%以上 3ポイント
 - 115%以上 2ポイント
 - 110%以上 1ポイント

- 又は
- ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 - 95%以上 3ポイント
 - 90%以上 2ポイント
 - 85%以上 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

- ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

- ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 - 7人以上 2ポイント
 - 3人以上 1ポイント

- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 - 2%以上 2ポイント
 - 0%以上2%未満 1ポイント

品質向上 【土地利用型作物(麦)】(新品種の作付面積の増加に関する目標)
・事業実施地区における麦の新品種(注)の作付面積を2%以上増加
ただし、新たに新品種を導入する場合、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。
(注)平成11年以降に育成された品種

- ・事業実施地区における新品種の作付面積の増加割合について
 - 20%以上 9ポイント
 - 15%以上 7ポイント
 - 10%以上 5ポイント
 - 5%以上 3ポイント
 - 2%以上 1ポイント
- 又は、
- ・新たに取り組む場合、事業実施地区における新品種の作付面積の割合について
 - 10%以上 9ポイント
 - 8%以上 7ポイント
 - 6%以上 5ポイント
 - 4%以上 3ポイント
 - 2%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

- ・現状の事業実施地区における新品種の占める割合が
 - 20%以上 3ポイント
 - 15%以上 2ポイント
 - 10%以上 1ポイント

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。）について、直近3カ年中の最大値が
 - 120%以上・・・3ポイント
 - 115%以上・・・2ポイント
 - 110%以上・・・1ポイント

又は

- ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 - 95%以上・・・3ポイント
 - 90%以上・・・2ポイント
 - 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算

本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 7人以上・・・2ポイント
- 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・2ポイント
- 0%以上2%未満・・・1ポイント

品質向上

【土地利用型作物（麦）】（収穫・乾燥調製の実施体制の高度化に関する目標）

- ・収穫・乾燥調製の実施体制の高度化技術の導入によって雨害の回避等に取り組む面積を60%以上確保

- ・人工衛星又は航空機による撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積の割合について
 - 100%・・・9ポイント
 - 90%以上・・・7ポイント
 - 80%以上・・・5ポイント
 - 70%以上・・・3ポイント
 - 60%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算

農業新技術2008における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術（産地管理施設の整備）の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。）について、直近3カ年中の最大値が
 - 120%以上・・・3ポイント
 - 115%以上・・・2ポイント
 - 110%以上・・・1ポイント

又は

- ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 - 95%以上・・・3ポイント
 - 90%以上・・・2ポイント
 - 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用

した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

需要に応じた生産量の確保
【土地利用型作物(麦)】(需要に応じた作付面積又は生産量の確保に関する目標)
・需要に応じて作付面積又は生産量を5%以上増加

- ・麦の作付面積又は生産量の増加割合について
25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

- ・直近3カ年又は5カ年において事業実施地区における作付面積又は平均収量の増加割合が
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

農業新技術2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術
- ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が
120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
115%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

又は

- ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
85%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上
 【土地利用型作物(大豆)】(コストの削減に関する目標)
 ・10a当たり物財費を6%以上削減

・大豆の10a当たり物財費の削減について
 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 また、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上
 【土地利用型作物(大豆)】(労働時間の削減に関する目標)
 ・10a当たり労働時間を7%以上削減

・大豆の10a当たり労働時間の削減について
 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 、 、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ・現状の稲、麦、大豆それぞれの10a当たりについて
 2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・・・・2ポイント
 1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・・・・1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・大豆の安定多収生産「大豆300A技術」
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の大豆における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が
 120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 115%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は
 ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 85%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。)を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支

援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・ 1ポイント

生産性向上
 【土地利用型作物(大豆)】(単収の増加に関する目標)
 ・単収を2%以上増加

・大豆の単収の増加について
 10%以上・・・・・・・・・・ 9ポイント
 8%以上・・・・・・・・・・ 7ポイント
 6%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント
 4%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント
 2%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ・現状の地区の単収が当該都道府県の平均単収と比較して
 110%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント
 106%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
 102%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・大豆の安定多収生産「大豆300A技術」
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の大豆における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が
 120%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント
 115%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
 110%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント

又は
 ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 95%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント
 90%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
 85%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。)を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・ 1ポイント

品質向上
 【土地利用型作物(大豆)】(大豆産地安定供給(品質向上)に

	<p>関する目標) ・上位等級比率(1 ・2等比率)が50 %以上かつ事業開 始年の前年(前5 中3)の割合より 5ポイント以上向 上。</p>	<p>・大豆の上位等級比率を50%以上とし、かつ、現状からの向上割合につ いて 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加 算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の地区の上位等級比率が全国平均値と比較して 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施 する場合には3ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事 業計画につき1回の加算とする。 ・大豆の安定多収生産「大豆300A技術」 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォ アス)」の導入</p> <p>乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事 業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の大豆における稼働率(計画処 理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が 大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に 補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とす る。)について、直近3カ年中の最大値が 120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 115%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 85%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事 業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組 を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農 畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進め る場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を 進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜 産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標(当該 事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。)を活用 した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支 援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高 いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事 業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
<p>需 要 に 応 じ た 生 産 量 の 確 保</p>	<p>【土地利用型作物(大 豆)】(大豆産地安定 供給(需要に応じた 生産量の確保)に関 する目標) ・契約栽培割合(面 積割合)が40%以 上かつ事業開始年 の前年(前5中3) の割合より10ポイ ント以上向上。</p>	<p>・大豆の契約栽培比率について、事業開始年の前年(前5中3)の向上割 合について(契約栽培比率が40%以上である場合に限る。) 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加 算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の地区の契約栽培比率が全国平均値と比較して 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施</p>

する場合に3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 大豆の安定多収生産「大豆300A技術」
- 湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の大豆における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が
 - 120%以上・・・3ポイント
 - 115%以上・・・2ポイント
 - 110%以上・・・1ポイント

又は

- 直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 - 95%以上・・・3ポイント
 - 90%以上・・・2ポイント
 - 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。)を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの一つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 7人以上・・・2ポイント
- 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・2ポイント
- 0%以上2%未満・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【土地利用型作物(大豆)】(大豆産地安定供給(需要に応じた生産量の確保)に関する目標)

- 国産大豆の契約栽培割合(数量割合)が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。

- 事業実施主体(加工施設の場所)の大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の向上割合が
 - 30ポイント以上・・・9ポイント
 - 25ポイント以上・・・7ポイント
 - 20ポイント以上・・・5ポイント
 - 15ポイント以上・・・3ポイント
 - 10ポイント以上・・・1ポイント

又は、

- 新たに取り組む場合、事業実施主体(加工施設の場所)の大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の向上割合が
 - 30ポイント以上・・・9ポイント
 - 25ポイント以上・・・7ポイント
 - 20ポイント以上・・・5ポイント
 - 15ポイント以上・・・3ポイント
 - 10ポイント以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、、又はのいずれかによりポイントを加算

- 以下のとおりポイントを加算
 - 事業実施主体(加工施設の場所)が既に産地と行っている大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の割合が
 - 80%以上・・・3ポイント
 - 75%以上・・・2ポイント
 - 70%以上・・・1ポイント
 - 事業実施主体(加工施設の場所)が過去5年以上の契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算
 - 15ポイント以上・・・3ポイント
 - 10ポイント以上・・・2ポイント
 - 5ポイント以上・・・1ポイント
- 事業実施主体(加工施設の場所)が使用する大豆の等級のうち、過去3年間に1等、2等の平均使用割合が以下の場合には、ポイントを加算

- 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体（加工施設の場所）が契約栽培の際に、契約条件として数量以外に、60kg当たりの価格が契約内容に含まれる場合には、以下のポイントを加算

- 契約内容に価格が含まれる場合・・・・・・・・・・ 3ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合にはポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体（加工施設の場所）が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合

- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・以下のとおりポイントを加算。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。

- 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

需要に応じた生産量の確保
 【土地利用型作物(大豆)】(大豆産地安定供給(需要に応じた生産量の確保)に関する目標)
 ・国産大豆の使用量が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。

・事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が

- 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
- 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
- 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
- 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合、事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が

- 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
- 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
- 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
- 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、、又はのいずれかによりポイントを加算

・以下のとおりポイントを加算
 事業実施主体（加工施設の場所）が既に産地と行っている大豆の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が

- 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体（加工施設の場所）が過去5年以上国産大豆を使用している場合、国産大豆の使用量の増加割合が5年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算

- 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の過去3年間の販売量の増加割合が、3年前と比較して以下の場合には、ポイントを加算

- 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の製造コストが、事業開始年の前年と比較して以下のように削減される見込みの場合には、ポイントを加算

- 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体（加工施設の場所）が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合

- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・以下のとおりポイントを加算。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。

- 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保
 【土地利用型作物(大豆)】(需要に応じた作付面積の確保に関する目標)
 ・需要に応じて作付面積を2%以上増加

・大豆の作付面積について、直近3カ年の平均と比較した増加割合が
 10%以上・・・9ポイント
 8%以上・・・7ポイント
 6%以上・・・5ポイント
 4%以上・・・3ポイント
 2%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ・直近3カ年又は5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合が
 8%以上・・・3ポイント
 6%以上・・・2ポイント
 4%以上・・・1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・大豆の安定多収生産「大豆300A技術」
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の大豆における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が
 120%以上・・・3ポイント
 115%以上・・・2ポイント
 110%以上・・・1ポイント

又は
 ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 95%以上・・・3ポイント
 90%以上・・・2ポイント
 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 【土地利用型作物(主要農作物種子)】(主要農作物種子の生産性向上に関する目標)

・主要農作物種子の生産に要する労働時間を15%以上削減

・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する労働時間の削減割合について
 33%以上・・・9ポイント
 28%以上・・・7ポイント
 24%以上・・・5ポイント
 19%以上・・・3ポイント
 15%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場

合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

- ・生産性向上（主要農作物種子の物財費の削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、
 - 4%以上・・・3ポイント
 - 3.5%以上・・・2ポイント
 - 3%以上・・・1ポイント
- ・品質向上（主要農作物種子の合格率向上割合）に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は当該県平均値を上回る比率が、
 - 10%以上・・・3ポイント
 - 7.5%以上・・・2ポイント
 - 5%以上・・・1ポイント
 なお、合格率の現状値及び目標値がともに100%の場合は3ポイントとする。
- ・需要に応じた生産量の確保（主要農作物種子の生産量の増加割合）に関する目標が定められている場合、その増加割合が、
 - 40%以上・・・3ポイント
 - 30%以上・・・2ポイント
 - 20%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 7人以上・・・2ポイント
- 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・2ポイント
- 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【土地利用型作物(主要農作物種子)】(主要農作物種子の生産性向上に関する目標)

- ・主要農作物種子の生産に要する物財費を3%以上削減

- ・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する生産コストの削減割合について
 - 7%以上・・・9ポイント
 - 6%以上・・・7ポイント
 - 5%以上・・・5ポイント
 - 4%以上・・・3ポイント
 - 3%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

- ・生産性向上（主要農作物種子の労働時間の削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、
 - 19%以上・・・3ポイント
 - 17%以上・・・2ポイント
 - 15%以上・・・1ポイント
- ・品質向上（主要農作物種子の合格率向上割合）に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は当該県平均値を上回る比率が、
 - 10%以上・・・3ポイント
 - 7.5%以上・・・2ポイント
 - 5%以上・・・1ポイント
- ・需要に応じた生産量の確保（主要農作物種子の生産量の増加割合）に関する目標が定められている場合、その増加割合が、
 - 40%以上・・・3ポイント
 - 30%以上・・・2ポイント
 - 20%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事

業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ...1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 7人以上・・・2ポイント
- 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・2ポイント
- 0%以上2%未満・・・1ポイント

品質向上

【土地利用型作物(主要農作物種子)】(主要農作物種子の品質向上に関する目標)

- ・主要農作物種子の合格率向上割合5%以上

合格率向上割合
 = (目標年度合格率 - 現状合格率) / 現状合格率 × 100

- ・事業の対象となる主要農作物種子の合格率向上割合について

- 25%以上・・・9ポイント
- 20%以上・・・7ポイント
- 15%以上・・・5ポイント
- 10%以上・・・3ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

又は、

- ・新たに取り組む場合、その主要農作物種子の合格率が

- 100%以上・・・9ポイント
- 95%以上・・・7ポイント
- 90%以上・・・5ポイント
- 85%以上・・・3ポイント
- 80%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

- ・当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が、既に当該県平均値を上回っている場合、当該県平均値を上回る比率が、

- 10%以上・・・3ポイント
- 7.5%以上・・・2ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

なお、合格率の現状値及び目標値がともに100%の場合は3ポイントとする。

- ・生産性向上(主要農作物種子の労働時間の削減割合)に関する目標が定められている場合、その削減割合が、

- 19%以上・・・3ポイント
- 17%以上・・・2ポイント
- 15%以上・・・1ポイント

- ・生産性向上(主要農作物種子の物財費の削減割合)に関する目標が定められている場合、その削減割合が、

- 4%以上・・・3ポイント
- 3.5%以上・・・2ポイント
- 3%以上・・・1ポイント

- ・需要に応じた生産量の確保(主要農作物種子の生産量の増加割合)に関する目標が定められている場合、その増加割合が、

- 40%以上・・・3ポイント
- 30%以上・・・2ポイント
- 20%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高

いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
..... 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上..... 2ポイント
3人以上..... 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上..... 2ポイント
0%以上2%未満..... 1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【土地利用型作物(主要農作物種子)】(主要農作物種子の需要に応じた生産量の確保に関する目標)
・需要に応じて導入する品種の生産量を20%以上増加

・事業の対象となる需要に応じて導入する品種の生産量の増加割合について
100%以上..... 9ポイント
80%以上..... 7ポイント
60%以上..... 5ポイント
40%以上..... 3ポイント
20%以上..... 1ポイント

又は、
・新たに取り組む場合、新たに導入する品種にかかわらず、その主要農作物種子の生産量が県全体に占める割合について
60%以上..... 9ポイント
50%以上..... 7ポイント
40%以上..... 5ポイント
30%以上..... 3ポイント
20%以上..... 1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

・生産性向上(主要農作物種子の労働時間の削減割合)に関する目標が定められている場合、その削減割合が、
19%以上..... 3ポイント
17%以上..... 2ポイント
15%以上..... 1ポイント

・生産性向上(主要農作物種子の物財費の削減割合)に関する目標が定められている場合、その削減割合が、
4%以上..... 3ポイント
3.5%以上..... 2ポイント
3%以上..... 1ポイント

・品質向上(主要農作物種子の合格率向上割合)に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は、当該の上回る比率が、
10%以上..... 3ポイント
7.5%以上..... 2ポイント
5%以上..... 1ポイント
なお、合格率の現状値及び目標値がともに100%の場合は3ポイントとする。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合..... 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合..... 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合..... 1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
..... 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上..... 2ポイント
3人以上..... 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上..... 2ポイント
0%以上2%未満..... 1ポイント

<p>水田フル活用による穀類乾燥調製貯蔵施設等の有効活用</p> <p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用】</p> <p>水田フル活用による麦、大豆、新規需要米の増産等</p> <p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(麦)】</p> <p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(大豆)】</p> <p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(飼料用米等)】</p> <p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(その他)】</p> <p>穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組の中で成果目標を掲げる場合は、を必須とし、2つ成果目標を掲げる場合の中から1つ選択。</p> <p>(その他)については、畑作物・地域特産物にあつて、水田フル活用に資する転作物として都道府県知事の特認を受けた作物(食用米を除く)に限る。</p>	<p>水田フル活用による穀類乾燥調製貯蔵施設等の有効活用</p>	
	生産性向上	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用】</p> <p>(穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率に関する目標)</p> <p>・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率を80%以上にする。</p> <p>・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物(米、麦、大豆、飼料用米等)の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出)が、</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>85%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>・事業実施主体又はその構成員が水田等有効活用促進対策事業等により、新規転作田、水田・畑の不作付地等を有効に活用した、麦、大豆、飼料用米等の増産の取組みについて、</p> <p>水田において主食用米の他に2種類以上の作物の増産に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>水田において主食用米の他に1種類以上の作物の増産に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>畑において1種類以上の作物の増産に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>、にかかわらず、事業実施主体が「再編利用計画」を策定し、穀物乾燥調製貯蔵施設等の再編に取り組む場合で、策定した「再編利用計画」に記載されている内容が、以下の及びに該当する場合はそれぞれ加算。</p> <p>担い手への優先配慮が記載されている場合・・・・2ポイント</p> <p>既存施設を最大限有効活用した複数品目を対象とした複数施設間の再編計画となっている場合・・・・・・・・・・2ポイント</p>
	生産性向上	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(麦)】</p> <p>(コストの削減に関する目標)</p> <p>・10a当たり物財費を3%以上削減</p> <p>・10a当たり物財費の削減について</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>また、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(麦)】</p> <p>(労働時間の削減に関する目標)</p> <p>・10a当たり労働時間を3%以上削減</p> <p>・10a当たり労働時間の削減について</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>	

上記ポイントに加え、 、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ・現状の稲、麦、大豆それぞれの10a当たりについて
 2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る
 3ポイント
 2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る
 2ポイント
 1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る
 1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・不耕起汎用播種機の導入
 ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。）について、直近3カ年中の最大値が
 120%以上 3ポイント
 115%以上 2ポイント
 110%以上 1ポイント

又は
 ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 95%以上 3ポイント
 90%以上 2ポイント
 85%以上 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標（当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。）を活用した取組を進める場合 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

生産性向上
 【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（麦）】
 （単収の増加に関する目標）
 ・単収を3%以上増加

・麦の単収の増加について
 15%以上 9ポイント
 12%以上 7ポイント
 9%以上 5ポイント
 6%以上 3ポイント
 3%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、 、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ・現状の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して
 110%以上 3ポイント
 106%以上 2ポイント
 103%以上 1ポイント

農業新技術2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水制御システム「FOEAS（フォアス）」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（計画

処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が
 120%以上・・・3ポイント
 115%以上・・・2ポイント
 110%以上・・・1ポイント

又は
 ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 95%以上・・・3ポイント
 90%以上・・・2ポイント
 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

品質向上 【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(麦)】(品質の向上に関する目標) 以下のいずれか1つを選択する。
 水田・畑作経営所得安定対策の成績払いにおけるAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年(前5中3)の割合を上回る。

水田・畑作経営所得安定対策の成績払いにおけるAランクの評価数量の割合(%)が、事業開始年の前年(前5中3)の割合(%)に対して
 ・Aランクの評価数量の割合が前年(前5中3)の割合以上の場合
 10ポイント以上増加・・・9ポイント
 8ポイント以上増加・・・7ポイント
 6ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が90%以上
 ・・・・5ポイント
 4ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が80%以上
 ・・・・3ポイント
 4ポイント未満増加・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ・現状のAランクの評価数量の割合
 50%以上・・・3ポイント
 40%以上・・・2ポイント
 30%以上・・・1ポイント

農業新技術2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が
 120%以上・・・3ポイント
 115%以上・・・2ポイント
 110%以上・・・1ポイント

又は
 ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 95%以上・・・3ポイント
 90%以上・・・2ポイント
 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出

荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

水田・畑作経営所得安定対策の成績払いにおけるC及びDランクの評価数量の割合が事業開始年の前年（前5中3）の割合を下回る。

水田・畑作経営所得安定対策の成績払いにおけるC及びDランクの評価数量の割合（%）が事業開始年の前年（前5中3）の割合（%）に対して

・C及びDランクの評価数量の割合が前年（前5中3）の割合未満の場合

- 20ポイント以上削減又はC及びDの割合が5%未満・・・9ポイント
- 15ポイント以上削減・・・7ポイント
- 10ポイント以上削減・・・5ポイント
- 5ポイント以上削減・・・3ポイント
- 5ポイント未満削減・・・1ポイント

上記ポイントに加え、、又はのいずれかによりポイントを加算。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

- ・現状のAランクの評価数量の割合
 - 50%以上・・・3ポイント
 - 40%以上・・・2ポイント
 - 30%以上・・・1ポイント

農業新技術2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術
- ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS（フォアス）」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。）について、直近3カ年中の最大値が
 - 120%以上・・・3ポイント
 - 115%以上・・・2ポイント
 - 110%以上・・・1ポイント

又は

- ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 - 95%以上・・・3ポイント
 - 90%以上・・・2ポイント
 - 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

高品質栽培に取り組む面積を5%以上増加

高品質栽培に取り組む面積の増加割合について
30%以上・・・9ポイント

	<p>ただし、作付面積全体に占める高品質栽培に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする。</p> <p>「高品質栽培」とは、各地域や実需者との契約で定められた減農薬基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法をいう。</p>	<p>25%以上・・・7ポイント 20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、 ・新たにに取り組む場合、高品質栽培に取り組む面積が全体に占める割合について 30%以上・・・9ポイント 25%以上・・・7ポイント 20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ・高品質栽培に取り組む面積が全体に占める割合について 50%以上・・・3ポイント 40%以上・・・2ポイント 30%以上・・・1ポイント</p> <p>農業新技術2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入</p> <p>乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が 120%以上・・・3ポイント 115%以上・・・2ポイント 110%以上・・・1ポイント</p> <p>又は ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が 95%以上・・・3ポイント 90%以上・・・2ポイント 85%以上・・・1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p>
品質向上	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(麦)】(新品種の作付面積の増加に関する目標)</p> <p>・事業実施地区における麦の新品種(注)の作付面積を2%以上増加 ただし、新たに新品種を導入する場合、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。</p> <p>(注)平成11年以降に育成された品種</p>	<p>・事業実施地区における新品種の作付面積の増加割合について 20%以上・・・9ポイント 15%以上・・・7ポイント 10%以上・・・5ポイント 5%以上・・・3ポイント 2%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合、事業実施地区における新品種の作付面積の割合について 10%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 6%以上・・・5ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加</p>

算。
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ・現状の事業実施地区における新品種の占める割合が
 20%以上・・・3ポイント
 15%以上・・・2ポイント
 10%以上・・・1ポイント

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。）について、直近3カ年中の最大値が
 120%以上・・・3ポイント
 115%以上・・・2ポイント
 110%以上・・・1ポイント

又は
 ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 95%以上・・・3ポイント
 90%以上・・・2ポイント
 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

品質向上
 【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（麦）】（収穫・乾燥調製の実施体制の高度化に関する目標）
 ・収穫・乾燥調製の実施体制の高度化技術の導入によって雨害の回避等に取り組む面積を60%以上確保

・人工衛星又は航空機による撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積の割合について
 100%・・・9ポイント
 90%以上・・・7ポイント
 80%以上・・・5ポイント
 70%以上・・・3ポイント
 60%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。
 農業新技術2008における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術（産地管理施設の整備）の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。）について、直近3カ年中の最大値が
 120%以上・・・3ポイント
 115%以上・・・2ポイント
 110%以上・・・1ポイント

又は
 ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 95%以上・・・3ポイント
 90%以上・・・2ポイント
 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの

事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(麦)】
 (需要に応じた作付面積又は生産量の確保に関する目標)
 ・需要に応じて作付面積又は生産量を5%以上増加

- ・麦の作付面積又は生産数量の増加割合について
 - 25%以上・・・9ポイント
 - 20%以上・・・7ポイント
 - 15%以上・・・5ポイント
 - 10%以上・・・3ポイント
 - 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

- ・直近3カ年又は5カ年において事業実施地区における作付面積又は平均収量の増加割合が
 - 15%以上・・・3ポイント
 - 10%以上・・・2ポイント
 - 5%以上・・・1ポイント

農業新技術2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・選ばれる産地づくりに向けた麦の高品質栽培技術
- ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が
 - 120%以上・・・3ポイント
 - 115%以上・・・2ポイント
 - 110%以上・・・1ポイント

又は

- ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 - 95%以上・・・3ポイント
 - 90%以上・・・2ポイント
 - 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

<p>生産性向上</p>	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(大豆)】(コストの削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり物財費を6%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・大豆の10a 当たり物財費の削減について <ul style="list-style-type: none"> 22%以上・・・9ポイント 18%以上・・・7ポイント 14%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 6%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 また、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p>
<p>生産性向上</p>	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(大豆)】(労働時間の削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり労働時間を7%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・大豆の10a 当たり労働時間の削減について <ul style="list-style-type: none"> 14%以上・・・9ポイント 13%以上・・・7ポイント 11%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ・現状の稲、麦、大豆それぞれの10a 当たりについて 2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る・・・3ポイント 2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・2ポイント 1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る・・・1ポイント</p> <p>農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・大豆の安定多収生産「大豆300A技術」 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入</p> <p>乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の大豆における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が 120%以上・・・3ポイント 115%以上・・・2ポイント 110%以上・・・1ポイント</p> <p>又は ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が 95%以上・・・3ポイント 90%以上・・・2ポイント 85%以上・・・1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。)を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p>

		<p>..... 1ポイント</p>
<p>生産性向上</p>	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(大豆)】(単収の増加に関する目標) ・単収を2%以上増加</p>	<p>・大豆の単収の増加について 10%以上..... 9ポイント 8%以上..... 7ポイント 6%以上..... 5ポイント 4%以上..... 3ポイント 2%以上..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ・現状の地区の単収が当該都道府県の平均単収と比較して 110%以上..... 3ポイント 106%以上..... 2ポイント 102%以上..... 1ポイント</p> <p>農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・大豆の安定多収生産「大豆300A技術」 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入</p> <p>乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の大豆における稼働率(計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもちて稼働率を算出することも可とする。)について、直近3カ年中の最大値が 120%以上..... 3ポイント 115%以上..... 2ポイント 110%以上..... 1ポイント</p> <p>又は ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が 95%以上..... 3ポイント 90%以上..... 2ポイント 85%以上..... 1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合..... 2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。)を活用した取組を進める場合..... 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p>
<p>品質向上</p>	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(大豆)】(大豆産地安定供給(品質向上)に関する目標) ・上位等級比率(1・2等比率)が50%以上かつ事業開始年の前年(前5中3)の割合より5ポイント以上向上。</p>	<p>・大豆の上位等級比率を50%以上とし、かつ、現状からの向上割合について 13ポイント以上..... 9ポイント 11ポイント以上..... 7ポイント 9ポイント以上..... 5ポイント 7ポイント以上..... 3ポイント 5ポイント以上..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ・現状の地区の上位等級比率が全国平均値と比較して 15ポイント以上..... 3ポイント 10ポイント以上..... 2ポイント 5ポイント以上..... 1ポイント</p> <p>農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・大豆の安定多収生産「大豆300A技術」</p>

・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS（フォアス）」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の大豆における稼働率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。）について、直近3カ年中の最大値が
 - 120%以上・・・3ポイント
 - 115%以上・・・2ポイント
 - 110%以上・・・1ポイント

又は

- ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 - 95%以上・・・3ポイント
 - 90%以上・・・2ポイント
 - 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標（当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。）を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（大豆）】（大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標）
・契約栽培割合（面積割合）が40%以上かつ事業開始年の前年（前5中3）の割合より10ポイント以上向上。

- ・大豆の契約栽培比率について、事業開始年の前年（前5中3）の向上割合について（契約栽培比率が40%以上である場合に限る。）
 - 30ポイント以上・・・9ポイント
 - 25ポイント以上・・・7ポイント
 - 20ポイント以上・・・5ポイント
 - 15ポイント以上・・・3ポイント
 - 10ポイント以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

- ・現状の地区の契約栽培比率が全国平均値と比較して
 - 15ポイント以上・・・3ポイント
 - 10ポイント以上・・・2ポイント
 - 5ポイント以上・・・1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・大豆の安定多収生産「大豆300A技術」
- ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS（フォアス）」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の大豆における稼働率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。）について、直近3カ年中の最大値が
 - 120%以上・・・3ポイント
 - 115%以上・・・2ポイント
 - 110%以上・・・1ポイント

又は

- ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 - 95%以上・・・3ポイント
 - 90%以上・・・2ポイント
 - 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標（当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。）を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（大豆）】（需要に応じた作付面積の確保に関する目標）

- ・需要に応じて作付面積を2%以上増加

- ・大豆の作付面積について、直近3カ年の平均と比較した増加割合が
 - 10%以上・・・9ポイント
 - 8%以上・・・7ポイント
 - 6%以上・・・5ポイント
 - 4%以上・・・3ポイント
 - 2%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、、又はのいずれかによりポイントを加算。
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

- ・直近3カ年又は5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合が
 - 8%以上・・・3ポイント
 - 6%以上・・・2ポイント
 - 4%以上・・・1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・大豆の安定多収生産「大豆300A技術」
- ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS（フォアス）」の導入

乾燥調製体制の整備に取り組む場合は、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の大豆における稼働率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。）について、直近3カ年中の最大値が
 - 120%以上・・・3ポイント
 - 115%以上・・・2ポイント
 - 110%以上・・・1ポイント

又は

- ・直近3カ年のうち稼働率が100%を超える年があり、かつ平均稼働率が
 - 95%以上・・・3ポイント
 - 90%以上・・・2ポイント
 - 85%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標（当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。）を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・1ポイント

生産性向上	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（飼料用米等）】（コストの削減に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米等の10 a 当たり物材費が直近の水稲全体の物材費に対して95%以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米等の10 a 当たり物材費が事業実施主体における直近の水稲全体の10 a 当たり物材費に対して <ul style="list-style-type: none"> 85%以下・・・9ポイント 87.5%以下・・・7ポイント 90%以下・・・5ポイント 92.5%以下・・・3ポイント 95%以下・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 また、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（飼料用米等）】（労働時間の削減に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米等の10 a 当たり労働時間が直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米等の10 a 当たり労働時間が事業実施主体における直近の水稲全体の10 a 当たり労働時間に対して <ul style="list-style-type: none"> 65%以下・・・9ポイント 70%以下・・・7ポイント 75%以下・・・5ポイント 80%以下・・・3ポイント 85%以下・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算。 事業実施主体における新規需要米の生産が米粉・飼料用米等向けに育成された多収性の専用品種によって行われる場合には、3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・不耕起汎用播種機の導入</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（飼料用米等）】（単収の増加に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米等の単収が直近の水稲全体の単収に比べて 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米等の単収が事業実施主体における直近の水稲全体の単収に比べて

	<p>収に対して 105%以上</p>	<p>125%以上増加・・・9ポイント 120%以上増加・・・7ポイント 115%以上増加・・・5ポイント 110%以上増加・・・3ポイント 105%以上増加・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 事業実施主体における新規需要米の生産が米粉・飼料用米等向けに育成された多収性の専用品種によって行われる場合には、3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p>
	<p>需要に応じた生産量の確保</p> <p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（飼料用米等）】（飼料用米等の需要に応じた生産量の確保に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米等の作付面積割合が10ポイント以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における水稲作付面積のうち、飼料用米等が占める面積割合の増加について 30ポイント以上・・・9ポイント 25ポイント以上・・・7ポイント 20ポイント以上・・・5ポイント 15ポイント以上・・・3ポイント 10ポイント以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 事業実施主体における新規需要米の生産が米粉・飼料用米等向けに育成された多収性の専用品種によって行われる場合には、3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不耕起汎用播種機の導入 <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p>

<p>生産性向上</p>	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(その他)】(コストの削減に関する目標) 以下のいずれか1つを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり生産コストを5%以上削減 ・10a 当たり流通コストを5%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり生産コストの削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上 9ポイント 16%以上 7ポイント 13%以上 5ポイント 9%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり流通コストの削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上 9ポイント 16%以上 7ポイント 13%以上 5ポイント 9%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p>
<p>生産性向上</p>	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(その他)】(労働時間の削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり労働時間を10%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象農産物の労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 25%以上 9ポイント 21%以上 7ポイント 18%以上 5ポイント 14%以上 3ポイント 10%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における現在の10a 当たり労働時間が、統計部が調査した各作物の品目別経営統計における10a 当たり労働時間に対して <ul style="list-style-type: none"> 14%以上短い 3ポイント 12%以上短い 2ポイント 10%以上短い 1ポイント <p>統計部が調査する品目別経営統計の対象となっていない作物については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。 また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象農産物の生産費(10a 当たり費用合計)又は流通コストの削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント ・事業対象農産物の単収増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント ・従来品種とは異なる高品質品種の作付面積の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中

		<p>の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p>
生産性向上	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(その他)】(単収の増加に関する目標) ・単収を5%以上増加</p>	<p>・事業対象農産物の単収増加割合について 23%以上..... 9ポイント 18%以上..... 7ポイント 14%以上..... 5ポイント 9%以上..... 3ポイント 5%以上..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」における単収に対して 9%以上高い..... 3ポイント 7%以上高い..... 2ポイント 5%以上高い..... 1ポイント</p> <p>統計部が調査する「作物統計」の対象となっていない作物については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。 また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <p>・事業対象農産物の生産費(10a当たり費用合計)又は流通コストの削減割合について 9%以上..... 3ポイント 7%以上..... 2ポイント 5%以上..... 1ポイント</p> <p>・事業対象農産物の労働時間の削減割合について 14%以上..... 3ポイント 12%以上..... 2ポイント 10%以上..... 1ポイント</p> <p>・従来品種とは異なる高品質品種の作付面積の増加割合について 9%以上..... 3ポイント 7%以上..... 2ポイント 5%以上..... 1ポイント</p> <p>・全出荷数量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について 9%以上..... 3ポイント 7%以上..... 2ポイント 5%以上..... 1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p>
品質向上	<p>【穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(その他)】(作付面積に関する目標) ・従来品種と異なる高品質品種の作付面積を5%以上増加。 ただし、新たに組み込む場合にあっては、</p>	<p>・従来品種と異なる高品質品種の作付面積の増加割合について 20%以上..... 9ポイント 16%以上..... 7ポイント 13%以上..... 5ポイント 9%以上..... 3ポイント</p>

<p>【畑作物・地域特産物（甘しょ）】</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【畑作物・地域特産物（甘しょ）】（コストの削減に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 a 当たり生産コスト又は流通コストを5%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・10 a 当たり生産コスト又は流通コストの削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
	<p>生産性向上</p>	<p>【畑作物・地域特産物（甘しょ）】（労働時間の削減に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 a 当たり労働時間を15%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 28%以上・・・9ポイント 25%以上・・・7ポイント 22%以上・・・5ポイント 18%以上・・・3ポイント 15%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）が調査した品目別経営統計（1）における都道府県別10 a 当たり労働時間に対して 9%以上短い・・・3ポイント 7%以上短い・・・2ポイント 5%以上短い・・・1ポイント</p> <p>又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・（高品質品種等の導入等に関する目標）従来品種と異なる高品質、高機能性品種（2）の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培（3）に取り囲む面積若しくは出荷量の増加割合について 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（販売金額に関する目標）販売金額又は生産数量の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ・（契約取引に関する目標）全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9ポイント以上・・・3ポイント 7ポイント以上・・・2ポイント 5ポイント以上・・・1ポイント <p>1 生食用、加工用を事業対象とする場合においては、でん粉原料用を含む統計値のみが公表されている都道府県及び統計値が公表されていない都道府県については、でん粉原料用を含まず、作型が近似した近隣都道府県の統計値を比較対象として用いることができるものとする。本取組において以下同じ。</p> <p>2 甘しょにおける高品質・高機能性品種のうち高品質品種とは、条溝が少なく調理に適した品種、収穫時の打撲に強い品種、長期貯蔵が可能な品種、又は高でん粉含有品種のいずれかとする。 また、高機能性品種とは、アントシアニン等の機能性色素を有する品種とする。 なお、本取組においては、過去15年間に育成された品種を対象とする。本取組において以下同じ。</p> <p>3 高品質栽培とは、例えば各地域や実需者との契約で定められた減農薬栽培基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法をいう。本取組において以下同じ。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事</p>

業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ...1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 7人以上・・・2ポイント
- 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・2ポイント
- 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 【畑作物・地域特産物(甘しょ)】(単収の増加に関する目標)
 ・単収を5%以上増加

- ・単収増加割合について
 - 20%以上・・・9ポイント
 - 16%以上・・・7ポイント
 - 13%以上・・・5ポイント
 - 9%以上・・・3ポイント
 - 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」における単収に対して
 - 9%以上高い・・・3ポイント
 - 7%以上高い・・・2ポイント
 - 5%以上高い・・・1ポイント

又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。

- ・(高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について
 - 9%以上・・・3ポイント
 - 7%以上・・・2ポイント
 - 5%以上・・・1ポイント
- ・(販売金額に関する目標)販売金額又は生産数量の増加割合について
 - 9%以上・・・3ポイント
 - 7%以上・・・2ポイント
 - 5%以上・・・1ポイント
- ・(契約取引に関する目標)全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について
 - 9ポイント以上・・・3ポイント
 - 7ポイント以上・・・2ポイント
 - 5ポイント以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ...1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事

業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

品質向上

【畑作物・地域特産物(甘しょ)】(高品質品種等の導入等に関する目標)

- 従来品種と異なる高品質若しくは高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培若しくは出荷量を5%以上増加

ただし、新たに取り組む場合にあっては、従来品種を含む全作付面積に占める割合又は全出荷量に占める割合を2%以上確保するものとする。

高品質品種とは、
 ・条溝が少なく調理しやすい品種
 ・収穫時の打撲に強い品種
 ・長期貯蔵が可能な品種
 ・高でん粉含有品種
 のいずれかである。

高機能性品種とは、高アントシアニン又は高カロテン含有の機能性色素を含む品種である。

過去15年間に育成された品種を対象とする

「高品質栽培」とは、各地域や実需者との契約で定められた減農薬基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法をいう。

- 従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について
 20%以上・・・9ポイント
 16%以上・・・7ポイント
 13%以上・・・5ポイント
 9%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

又は、

- 新たに取り組む場合、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積又は出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について
 10%以上・・・9ポイント
 8%以上・・・7ポイント
 6%以上・・・5ポイント
 4%以上・・・3ポイント
 2%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

- 従来品種と異なる高品質、高機能性品種又は高品質栽培によって生産された作物の全作付面積又は全出荷量に占める割合について
 9%以上・・・3ポイント
 7%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント

又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。

- (コストの削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について
 9%以上・・・3ポイント
 7%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント
- (労働時間の削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり労働時間に対する削減割合について
 18%以上・・・3ポイント
 16.5%以上・・・2ポイント
 15%以上・・・1ポイント
- (単収の増加に関する目標)事業実施地区等における10a当たり単収に対する増加割合について
 9%以上・・・3ポイント
 7%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント
- (販売金額に関する目標)販売金額又は生産数量の増加割合について
 9%以上・・・3ポイント
 7%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント
- (契約取引に関する目標)全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について
 9ポイント以上・・・3ポイント
 7ポイント以上・・・2ポイント
 5ポイント以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保
 【畑作物・地域特産物(甘しょ)】(販売金額に関する目標)
 ・販売金額又は生産数量を5%以上増加
 ただし、新たに取引組む場合にあつては、事業実施主体の農産物の総販売金額に対して、1%以上の販売金額を確保するものとする。

・販売金額又は生産数量の増加割合について
 20%以上・・・9ポイント
 16%以上・・・7ポイント
 13%以上・・・5ポイント
 9%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取引組む場合、事業実施地区における総販売金額に対する割合について
 5%以上・・・9ポイント
 4%以上・・・7ポイント
 3%以上・・・5ポイント
 2%以上・・・3ポイント
 1%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ・過去5年間に於ける販売金額又は生産数量の増加割合について
 9%以上・・・3ポイント
 7%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント

又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。
 ・(コストの削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について
 9%以上・・・3ポイント
 7%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント

・(労働時間の削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり労働時間に対する削減割合について
 18%以上・・・3ポイント
 16.5%以上・・・2ポイント
 15%以上・・・1ポイント

・(単収の増加に関する目標)事業実施地区等における10a当たり単収に対する増加割合について
 9%以上・・・3ポイント
 7%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント

・(高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について
 9%以上・・・3ポイント
 7%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント
 4%以上・・・3ポイント
 3%以上・・・2ポイント
 2%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【畑作物・地域特産物(甘しょ)】(契約取引に関する目標)
 ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合を5ポイント以上増加
 ただし、新たに取引組む場合にあっては、全出荷量又は全出荷面積に占める契約取引の割合を2%以上確保するものとする。

・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について
 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取引組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ・契約栽培による出荷量の総出荷量に占める割合について
 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。
 ・(コストの削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について
 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・(労働時間の削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり労働時間に対する削減割合について
 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 16.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・(単収の増加に関する目標)事業実施地区等における10a当たり単収に対する増加割合について
 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・(高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取引組む面積又は出荷量の増加割合について
 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

<p>【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(コストの削減に関する目標) 以下のいずれか1つを選択する。 ・10a当たり生産コストを5%以上削減 ・10a当たり流通コストを5%以上削減</p>	<p>・10a当たり生産コスト(又は流通コスト)の削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 また、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	<p>生産性向上</p>	<p>【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(労働時間の削減に関する目標) ・10a当たり労働時間を5%以上削減</p>	<p>・労働時間の削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した品目別経営統計(1)における都道府県別10a当たり労働時間に対して 9%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 ・(高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能性品種(2)の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培(3)に取り組む面積又は出荷量の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・(販売金額に関する目標)販売金額又は生産数量の増加割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・(契約取引に関する目標)全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>1 生食用、加工用を事業対象とする場合においては、でん粉原料用を含む統計値のみが公表されている都道府県及び統計値が公表されていない都道府県については、でん粉原料用を含まず、作型が近似した近隣都道府県の統計値を比較対象として用いることができるものとする。本取組において以下同じ。</p> <p>2 ばれいしょにおける高品質・高機能性品種のうち高品質品種とは、条溝が少なく調理に適した品種、収穫時の打撲に強い品種、長期貯蔵が可能な品種、又は高でん粉含有品種のいずれかである。 また、高機能性品種とは、アントシアニン等の機能性色素を有する品種である。 なお、本取組においては、過去15年間に育成された品種を対象とする。本取組において以下同じ。</p> <p>3 「高品質栽培」とは、各地域や実需者との契約で定められた減農薬基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法を用いる。本取組において以下同じ。</p>

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 7人以上・・・2ポイント
- 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・2ポイント
- 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(単収の増加に関する目標)
 ・単収を5%以上増加

- ・単収の増加割合について

- 20%以上・・・9ポイント
- 16%以上・・・7ポイント
- 13%以上・・・5ポイント
- 9%以上・・・3ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した「野菜生産出荷統計」における単収に対して

- 9%以上高い・・・3ポイント
- 7%以上高い・・・2ポイント
- 5%以上高い・・・1ポイント

又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。

- ・(高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について

- 9%以上・・・3ポイント
- 7%以上・・・2ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

- ・(販売金額に関する目標)販売金額又は生産数量の増加割合について

- 9%以上・・・3ポイント
- 7%以上・・・2ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

- ・(契約取引に関する目標)全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について

- 9ポイント以上・・・3ポイント
- 7ポイント以上・・・2ポイント
- 5ポイント以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(病虫害による農作物被害の防止に関する目標)
 ・病虫害の未発生地域において、新規発生率を5%未満に抑制。また、病虫害の発生地域においては、新規発生率を10%未満に抑制

・病虫害の未発生地域における、新規発生率について
 1%未満・・・9ポイント
 2%未満・・・7ポイント
 3%未満・・・5ポイント
 4%未満・・・3ポイント
 5%未満・・・1ポイント

又は、
 ・病虫害の発生地域における、新規発生率について
 2%未満・・・9ポイント
 4%未満・・・7ポイント
 6%未満・・・5ポイント
 8%未満・・・3ポイント
 10%未満・・・1ポイント

上記ポイントに加え、からまでのいずれかによりポイントを加算
 事業実施地区等における現状の10a当たり単収が、「野菜生産出荷統計」における単収に対して
 9%以上高い・・・3ポイント
 7%以上高い・・・2ポイント
 5%以上高い・・・1ポイント
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

病虫害の早期発見及びまん延を防止するための総合的な防除対策を実施する観点から、市町村・農業団体等が参画する協議会を設置し、検診体制が確立されている場合又は事業実施年度に協議会を設置し、検診体制を確立することが確実な場合・・・3ポイント
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
 ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
 ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(病虫害による農作物被害の防止に関する目標)
 ・病虫害の発生密度を2%低減

・病虫害の発生密度の低減割合について
 10%低減・・・9ポイント
 8%低減・・・7ポイント
 6%低減・・・5ポイント
 4%低減・・・3ポイント
 2%低減・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算

事業実施地区等における現状の10a当たり単収が、「野菜生産出荷統計」における都道府県別の単収に対して

- 9%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 7%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

病害虫の早期発見及びまん延を防止するための総合的な防除対策を実施する観点から、市町村・農業団体等が参画する協議会を設置し、検診体制が確立されている場合又は事業実施年度に協議会を設置し、検診体制を確立することが確実な場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

品質向上

【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(高品質品種の導入等に関する目標)

- ・従来品種と異なる高品質若しくは高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組み面積若しくは出荷量を5%以上増加。
- ただし、新たに取組む場合にあつては、従来品種を含む全作付面積に占める面積割合又は全出荷量に占める出荷割合を2%以上確保するものとする。
- 高品質品種とは、
 - ・芽が浅く調理しやすい品種
 - ・収穫時の打撲に強い品種
 - ・休眠が長く発芽しにくい品種
 - ・低温で貯蔵しても糖が生成しにくい品種
- のいずれかである。
- 高機能性品種とは、高アントシアニン又は高カロテン含有の機能性色素を有する品種である。
- 過去15年間に育成された品種を対象とする
- 高品質栽培技術とは、例えば各地域や実需者との

- ・従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組み面積又は出荷量の増加割合について
- 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
- 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
- 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
- 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

又は、

- ・新たに取組む場合、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組み面積若しくは出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について
- 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
- 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
- 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
- 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

- ・従来品種と異なる高品質、高機能性品種又は高品質栽培によって生産された作物の全作付面積若しくは出荷量に占める割合について
- 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。

- ・(コストの削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について
- 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・(労働時間の削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり労働時間に対する削減割合について
- 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

		<p>契約で定められた減農薬基準に基づいて栽培された減農薬栽培等をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(単収の増加に関する目標) 事業実施地区等における10 a 当たり単収に対する増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント ・(販売金額に関する目標) 販売金額又は生産数量の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント ・(契約取引に関する目標) 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9ポイント以上 3ポイント 7ポイント以上 2ポイント 5ポイント以上 1ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上 2ポイント 0%以上2%未満 1ポイント
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(販売金額に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売金額又は生産数量を5%以上増加。 <p>ただし、新たに取組む場合にあつては、事業実施地区における総販売金額に対して1%以上確保する。</p>	<p>【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(販売金額に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売金額又は生産数量を5%以上増加。 <p>ただし、新たに取組む場合にあつては、事業実施地区における総販売金額に対して1%以上確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売金額又は生産数量の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上 9ポイント 16%以上 7ポイント 13%以上 5ポイント 9%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、事業実施地区における総販売金額に対する割合について <ul style="list-style-type: none"> 5%以上 9ポイント 4%以上 7ポイント 3%以上 5ポイント 2%以上 3ポイント 1%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間における販売金額又は生産数量の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント <p>又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(コストの削減に関する目標) 事業実施地区等における10 a 当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント ・(労働時間の削減に関する目標) 事業実施地区等における10 a 当たり労働時間に対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント ・(単収の増加に関する目標) 事業実施地区等における10 a 当たり単収に対する増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント

				<p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・(高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(契約取引に関する目標)</p> <p>・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合を5ポイント以上増加。 ただし、新たに取引組む場合にあつては、全出荷量又は全作付面積に占める割合を2%以上確保するものとする。</p>	<p>・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・新たに取引組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>・契約栽培による出荷量の総出荷量に占める割合について</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <p>・(コストの削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・(労働時間の削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり労働時間に対する削減割合について</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・(単収の増加に関する目標)事業実施地区等における10a当たり単収に対する増加割合について</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・(高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積若しくは出荷量の増加割合について</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p>	

- 28%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
- 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した品目別経営統計における10a当たり労働時間に対して
 9%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 7%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 5%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

又は、
 統計部が調査する品目別経営統計の調査対象となっていない作業区分に係る条件整備については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。

- ・事業対象農産物の生産費（10a当たり費用合計）又は物流コストの削減割合について
 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

なお、設置経過年数が耐用年数を超える荒茶加工機の老朽化に対応した取組の場合、事業対象農産物の生産費（10a当たり費用合計）に代えて、荒茶1kg当たり加工費を用いることができることとする。

- ・事業対象農産物の単収増加割合について
 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・従来品種とは異なる高品質品種の作付け面積の増加割合について
 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・荒茶平均販売価格の増加割合について
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・下級茶歩留りの低減割合について
 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について
 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・10a当たりの窒素成分施肥量の削減割合について
 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記、にかかわらず、設置経過年数が耐用年数を超える荒茶加工機の老朽化に対応した取組であって、自動制御のための装置を備え

た荒茶加工機を整備する場合は、4ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

生産性向上

【畑作物・地域特産物(茶)】(単収の増加に関する目標)
 ・単収を10%以上増加

- ・事業対象農産物の単収増加割合について
 - 19%以上・・・9ポイント
 - 17%以上・・・7ポイント
 - 14%以上・・・5ポイント
 - 12%以上・・・3ポイント
 - 10%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

- ・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」における単収に対して
 - 9%以上高い・・・3ポイント
 - 7%以上高い・・・2ポイント
 - 5%以上高い・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 - 7人以上・・・2ポイント
 - 3人以上・・・1ポイント

- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 - 2%以上・・・2ポイント
 - 0%以上2%未満・・・1ポイント

上記、にかかわらず、設置経過年数が耐用年数を超える荒茶加工機の老朽化に対応した取組であって、自動制御のための装置を備えた荒茶加工機を整備する場合は、4ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

品質向上

【畑作物・地域特産物(茶)】(品種構成の適正化に関する目標)

・従来品種と異なる高品質品種の作付面積を5%以上増加

なお、高品質品種とは、農林水産省登録品種、都道府県育成品種等とする。

- ・従来品種と異なる高品質品種の作付面積の増加割合について
 - 17%以上・・・9ポイント
 - 14%以上・・・7ポイント
 - 11%以上・・・5ポイント
 - 8%以上・・・3ポイント
 - 5%以上・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取組む場合、全作付面積のうち従来とは異なる高品質品種が全体に占める割合について

- 17%以上・・・9ポイント
- 14%以上・・・7ポイント
- 11%以上・・・5ポイント
- 8%以上・・・3ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 下記の目標のうちいずれか一つを選択する。

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

- ・過去5年間における従来品種とは異なる高品質品種の作付面積又は生産数量の増加割合について
 - 7%以上・・・3ポイント
 - 5%以上・・・2ポイント
 - 3%以上・・・1ポイント

- ・事業対象農作物の生産費（10a当たりの費用合計）又は物流コストの削減割合について
 - 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 なお、設置経過年数が耐用年数を超える荒茶加工機の老朽化に対応した取組の場合、事業対象農産物の生産費（10a当たり費用合計）に代えて、荒茶1kg当たり加工費を用いることができることとする。
 - ・事業対象農作物の労働時間の削減割合について
 - 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 - ・事業対象農作物の単収増加割合について
 - 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 - ・荒茶平均販売価格の増加割合について
 - 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 - ・下級茶歩留りの低減割合について
 - 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 - ・過去5年間における事業対象農作物の生産数量若しくは販売金額の増加割合について
 - 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 - ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について
 - 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 - ・10a当たりの窒素成分施肥量の削減割合について
 - 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
- 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
- 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
- 上記 、 にかかわらず、設置経過年数が耐用年数を超える荒茶加工機の老朽化に対応した取組であって、自動制御のための装置を備えた荒茶加工機を整備する場合は、4ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

品質向上

【畑作物・地域特産物（茶）】（荒茶の品質向上に関する目標）
 以下のいずれか1つを選択する。

- ・荒茶平均販売価格を3%以上増加。
- ・下級茶歩留りを7%以上低減。

なお、下級茶歩留りとは、事業実施地区等における荒茶平均価格未満

- ・荒茶平均販売価格の増加割合について
 - 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 - 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 - 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 - 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
- 又は、
 - ・下級茶歩留りの低減割合について

の荒茶（下級茶と
いう。）の生産量
が、荒茶生産量全
体に占める割合
とする。

- 26%以上 9ポイント
- 21%以上 7ポイント
- 16%以上 5ポイント
- 11%以上 3ポイント
- 7%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 下記の目標のうちいずれか一つを選択する。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場
 合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択するこ
 とはできないものとする。

- ・事業対象農作物の生産費（10a当たりの費用合計）又は物流コストの削
 減割合について
- 9%以上 3ポイント
- 7%以上 2ポイント
- 5%以上 1ポイント

なお、設置経過年数が耐用年数を超える荒茶加工機の老朽化に対応した
 取組の場合、事業対象農産物の生産費（10a当たり費用合計）に代えて、
 荒茶1kg当たり加工費を用いることができることとする。

- ・事業対象農作物の労働時間の削減割合について
- 22%以上 3ポイント
- 19%以上 2ポイント
- 17%以上 1ポイント

- ・事業対象農作物の単収増加割合について
- 12%以上 3ポイント
- 11%以上 2ポイント
- 10%以上 1ポイント

- ・過去5年間における事業対象農作物又は荒茶の生産数量若しくは販売金
 額の増加割合について
- 9%以上 3ポイント
- 7%以上 2ポイント
- 5%以上 1ポイント

- ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について
- 10%以上 3ポイント
- 7%以上 2ポイント
- 5%以上 1ポイント

- ・10a当たりの窒素成分施肥量の削減割合について
- 7%以上 3ポイント
- 6%以上 2ポイント
- 5%以上 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業
 計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組
 を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜
 産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場
 合 2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を
 進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産
 物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した
 取組を進める場合 1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支
 援事業を実施する場合 1ポイント

- 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高
 いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの一つである場合
 1ポイント

- 上記ポイントに加え、及びに該当する場合は、ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事
 業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
- 7人以上 2ポイント
- 3人以上 1ポイント

- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
- 2%以上 2ポイント
- 0%以上2%未満 1ポイント

- 上記、にかかわらず、設置経過年数が耐用年数を超える荒茶
 加工機の老朽化対策として行う取組であって、自動制御のための装置を
 備えた荒茶加工機を整備する場合は、4ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事
 業計画につき1回の加算とする。

需要に
応じた生産
量の確保

【畑作物・地域特産
物（茶）】（生産力向
上に関する目標）
 ・作付面積若しくは
 摘採面積の拡大に
 より、生産数量又
 は販売金額を10%
 以上増加。
 ただし、新たに

- ・事業対象農産物の生産数量又は販売金額の増加割合について
- 41%以上 9ポイント
- 33%以上 7ポイント
- 25%以上 5ポイント
- 17%以上 3ポイント
- 10%以上 1ポイント

取り組む場合にあっては、事業実施地区に占める生産数量又は作付面積の割合を5%以上確保するものとする。

又は、

- ・新たにに取り組む場合、事業対象農産物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について
 - 20%以上 9ポイント
 - 16%以上 7ポイント
 - 13%以上 5ポイント
 - 9%以上 3ポイント
 - 5%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
下記の目標のうちいずれか一つを選択する。
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

- ・過去5年間における事業対象農作物の生産数量若しくは販売金額の増加割合について
 - 9%以上 3ポイント
 - 7%以上 2ポイント
 - 5%以上 1ポイント

- ・事業対象農作物の生産費（10a当たりの費用合計）又は物流コストの削減割合について
 - 9%以上 3ポイント
 - 7%以上 2ポイント
 - 5%以上 1ポイント

なお、設置経過年数が耐用年数を超える荒茶加工機の老朽化に対応した取組の場合、事業対象農産物の生産費（10a当たり費用合計）に代えて、荒茶1kg当たり加工費を用いることができるものとする。

- ・事業対象農作物の労働時間の削減割合について
 - 22%以上 3ポイント
 - 19%以上 2ポイント
 - 17%以上 1ポイント

- ・事業対象農作物の単収増加割合について
 - 12%以上 3ポイント
 - 11%以上 2ポイント
 - 10%以上 1ポイント

- ・従来品種とは異なる高品質品種の作付け面積の増加割合について
 - 8%以上 3ポイント
 - 6.5%以上 2ポイント
 - 5%以上 1ポイント

- ・荒茶平均販売価格の増加割合について
 - 5%以上 3ポイント
 - 4%以上 2ポイント
 - 3%以上 1ポイント

- ・下級茶歩留りの低減割合について
 - 11%以上 3ポイント
 - 9%以上 2ポイント
 - 7%以上 1ポイント

- ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について
 - 10%以上 3ポイント
 - 7%以上 2ポイント
 - 5%以上 1ポイント

- ・10a当たりの窒素成分施肥量の削減割合について
 - 7%以上 3ポイント
 - 6%以上 2ポイント
 - 5%以上 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 - 7人以上 2ポイント
 - 3人以上 1ポイント

- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 - 2%以上 2ポイント
 - 0%以上2%未満 1ポイント

上記、にかかわらず、設置経過年数が耐用年数を超える荒茶

加工機の老朽化対策として行う取組であって、自動制御のための装置を備えた荒茶加工機を整備する場合は、4ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

需要に応じた生産量の確保

【畑作物・地域特産物(茶)】(契約取引に関する目標)
・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合が5ポイント以上増加。
ただし、新たに取組む場合にあつては、全出荷量又は全作付面積に占める契約取引の割合を5%以上確保するものとする。

- ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について
 - 30ポイント以上 9ポイント
 - 20ポイント以上 7ポイント
 - 15ポイント以上 5ポイント
 - 10ポイント以上 3ポイント
 - 5ポイント以上 1ポイント
 - 又は、
 - ・新たに取組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について
 - 30%以上 9ポイント
 - 20%以上 7ポイント
 - 15%以上 5ポイント
 - 10%以上 3ポイント
 - 5%以上 1ポイント
 - 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
下記の目標のうちいずれか一つを選択する。
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。
 - ・過去5年間における事業対象農産物の契約取引割合の増加割合について
 - 9%以上 3ポイント
 - 7%以上 2ポイント
 - 5%以上 1ポイント
 - ・事業対象農作物の生産費(10a当たりの費用合計)又は物流コストの削減割合について
 - 9%以上 3ポイント
 - 7%以上 2ポイント
 - 5%以上 1ポイント
 なお、設置経過年数が耐用年数を超える荒茶加工機の老朽化に対応した取組の場合、事業対象農産物の生産費(10a当たり費用合計)に代えて、荒茶1kg当たり加工費を用いることができることとする。
 - ・事業対象農作物の労働時間の削減割合について
 - 22%以上 3ポイント
 - 19%以上 2ポイント
 - 17%以上 1ポイント
 - ・事業対象農作物の単収増加割合について
 - 12%以上 3ポイント
 - 11%以上 2ポイント
 - 10%以上 1ポイント
 - ・従来品種とは異なる高品質品種の作付け面積の増加割合について
 - 8%以上 3ポイント
 - 6.5%以上 2ポイント
 - 5%以上 1ポイント
 - ・荒茶平均販売価格の増加割合について
 - 5%以上 3ポイント
 - 4%以上 2ポイント
 - 3%以上 1ポイント
 - ・下級茶歩留りの低減割合について
 - 11%以上 3ポイント
 - 9%以上 2ポイント
 - 7%以上 1ポイント
 - ・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について
 - 17%以上 3ポイント
 - 13%以上 2ポイント
 - 10%以上 1ポイント
 - ・10a当たりの窒素成分施肥量の削減割合について
 - 7%以上 3ポイント
 - 6%以上 2ポイント
 - 5%以上 1ポイント
 - 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント
- 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高

いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上 2ポイント
 3人以上 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 2ポイント
 0%以上2%未満 1ポイント

上記、にかかわらず、設置経過年数が耐用年数を超える荒茶加工機の老朽化対策として行う取組であって、自動制御のための装置を備えた荒茶加工機を整備する場合は、4ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

農畜産業の環境保全
 【畑作物・地域特産物(茶)】(栽培技術に関する目標)
 ・10a当たりの窒素成分施肥量の5%以上の削減。
 ただし、削減後の施肥量は都府県の施肥基準以下とすること。

・10a当たりの窒素成分施肥量の削減割合について
 13%以上 9ポイント
 11%以上 7ポイント
 9%以上 5ポイント
 7%以上 3ポイント
 5%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 都府県の定める施肥基準に対する現状の10a当たり窒素成分施肥量の低減割合について
 5%以上 3ポイント
 3%以上 2ポイント
 0%以上 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上 2ポイント
 3人以上 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 2ポイント
 0%以上2%未満 1ポイント

上記、にかかわらず、設置経過年数が耐用年数を超える荒茶加工機の老朽化対策として行う取組であって、自動制御のための装置を備えた荒茶加工機を整備する場合は、4ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

【畑作物・地域特産物(その他)】
 生産性向上

【畑作物・地域特産物(その他)】(コストの削減に関する目標)
 以下のいずれか1つを選択する。
 ・10a当たり生産コストを5%以上削減
 ・10a当たり流通コストを5%以上削減

・10a当たり生産コストの削減割合について
 20%以上 9ポイント
 16%以上 7ポイント
 13%以上 5ポイント
 9%以上 3ポイント
 5%以上 1ポイント

又は、
 ・10a当たり流通コストの削減割合について
 20%以上 9ポイント
 16%以上 7ポイント
 13%以上 5ポイント
 9%以上 3ポイント
 5%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業

計画につき1回の加算とする。

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上 2ポイント
 3人以上 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 2ポイント
 0%以上2%未満 1ポイント

生産性向上

【畑作物・地域特産物(その他)】(労働時間の削減に関する目標)
 ・10a当たり労働時間を10%以上削減

・事業対象農産物の労働時間の削減割合について
 25%以上 9ポイント
 21%以上 7ポイント
 18%以上 5ポイント
 14%以上 3ポイント
 10%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した各作物の品目別経営統計又は日本たばこ産業株式会社が調査した葉たばこの生産費調査における10a当たり労働時間に対して
 14%以上短い 3ポイント
 12%以上短い 2ポイント
 10%以上短い 1ポイント

統計部が調査する品目別経営統計及び日本たばこ産業株式会社が調査した生産費調査の対象となっていない作物については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。
 また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。
 ・事業対象農産物の生産費(10a当たり費用合計)又は流通コストの削減割合について
 9%以上 3ポイント
 7%以上 2ポイント
 5%以上 1ポイント

・事業対象農産物の単収増加割合について
 9%以上 3ポイント
 7%以上 2ポイント
 5%以上 1ポイント

・従来品種とは異なる高品質品種の作付面積の増加割合について
 9%以上 3ポイント
 7%以上 2ポイント
 5%以上 1ポイント

・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合(葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。)について
 9%以上 3ポイント
 7%以上 2ポイント
 5%以上 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上 2ポイント
 3人以上 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 【畑作物・地域特産物(その他)】(単収の増加に関する目標)
 ・単収を5%以上増加

・事業対象農産物の単収増加割合について
 23%以上・・・9ポイント
 18%以上・・・7ポイント
 14%以上・・・5ポイント
 9%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」又は日本たばこ産業株式会社が調査した葉たばこの生産費調査における単収に対して
 9%以上高い・・・3ポイント
 7%以上高い・・・2ポイント
 5%以上高い・・・1ポイント

統計部が調査する「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」並びに日本たばこ産業株式会社が調査する生産費調査の対象となっていない作物については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。
 また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。
 ・事業対象農産物の生産費(10a当たり費用合計)又は流通コストの削減割合について
 9%以上・・・3ポイント
 7%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント

・事業対象農産物の労働時間の削減割合について
 14%以上・・・3ポイント
 12%以上・・・2ポイント
 10%以上・・・1ポイント

・従来品種とは異なる高品質品種の作付面積の増加割合について
 9%以上・・・3ポイント
 7%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント

・全出荷数量又は全作付面積のうち契約取引増加割合(葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。)について
 9%以上・・・3ポイント
 7%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

品質向上
 【畑作物・地域特産物(その他)】(作付面積に関する目標)
 ・従来品種と異なる高品質品種の作付面積を5%以上増加。
 ただし、新たに取組む場合にあっては、従来品種を含む全作付面積

・従来品種と異なる高品質品種の作付面積の増加割合について
 20%以上・・・9ポイント
 16%以上・・・7ポイント
 13%以上・・・5ポイント
 9%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取組む場合、従来品種と異なる高品質品種の作付面積が全体に

		<p>に占める面積割合を5%以上確保するものとする。</p> <p>高品質品種とは、都道府県の定める奨励品種をいう。</p>	<p>占める割合について</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間における従来品種とは異なる高品質品種の作付面積又は生産数量の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>
<p>需要に応じた生産量の確保</p>		<p>【畑作物・地域特産物(その他)】(契約取引に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合が10ポイント以上増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合(葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。)について <ul style="list-style-type: none"> 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間における事業対象農産物の契約取引割合の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>

<p>【果樹】</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【果樹】(コスト削減に関する目標) ・単位面積当たり費用合計を5%以上削減。</p>	<p>・当該品目の10a当たり費用合計の削減について 20%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 また、みかん及びりんごの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト削減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第2に規定された果樹産地構造改革計画をいう。以下同じ。)に掲げられた担い手の数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
	<p>生産性向上</p>	<p>【果樹】(労働時間の削減に関する目標) ・単位面積当たり労働時間を5%以上削減。</p>	<p>・当該品目の10a当たり労働時間の削減について 33%以上・・・9ポイント 26%以上・・・7ポイント 19%以上・・・5ポイント 12%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・過去5年間の労働時間の削減について 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ・以下の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合 ・・・1ポイント ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。 (ア)果樹産地構造改革計画を策定している場合 (イ)果実の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日200g以上の果実摂取を普及啓発し、果実の消費量を拡大するため、産地協議会の取組として、果実に関するセミナー、地元の果樹の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <p>農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合にはポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・超低コスト耐候性ハウス^{注)} ・マルチ方式による高品質かんきつ栽培 ・湿害や干ばつを防止する新地下水位制御システム「FOEAS(フォアス)」</p> <p>注)超低コスト耐候性ハウスとは、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知)別記の第1に規定する低コスト耐候性ハウスのうち、単位面積当たりの価格が、同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均単価のおおむね60%以下の価格であるものをいう。以下同じ。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント</p>

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【果樹】(単収の増加に関する目標)
 ・単位面積当たり収量を5%以上増加。

- ・当該品目の10a 当たり収量の増加について
 20%以上・・・9ポイント
 16%以上・・・7ポイント
 13%以上・・・5ポイント
 9%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

- ・過去5年間の単収の増加について
 10%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント
- ・以下の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。
 (ア) 果樹産地構造改革計画を策定している場合
 (イ) 果実の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日200g以上の果実摂取を普及啓発し、果実の消費量を拡大するため、産地協議会の取組として、果実に関するセミナー、地元の果樹の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・超低コスト耐候性ハウス
- ・マルドリ方式による高品質かんきつ栽培
- ・湿害や干ばつを防止する新地下水位制御システム「FOEAS(フォアス)」

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【果樹】(病虫害による農作物被害の防止に関する目標)
 ・病虫害の被害率を5ポイント以上低減。

・病虫害の被害率の低減について
 20ポイント以上・・・9ポイント
 16ポイント以上・・・7ポイント
 13ポイント以上・・・5ポイント
 9ポイント以上・・・3ポイント
 5ポイント以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 事業実施地区等における現状の単収が、「果樹生産出荷統計」、「特産果樹生産動態等調査」における単収に対して
 15%以上高い・・・3ポイント
 10%以上高い・・・2ポイント
 5%以上高い・・・1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・超低コスト耐候性ハウス
 ・マルチ方式による高品質かんきつ栽培
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

品質向上

【果樹】(出荷規格の向上に関する目標)
 ・全出荷量又は全作付面積に占める秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合を3ポイント以上増加。

・秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合の増加について
 15ポイント以上・・・9ポイント
 12ポイント以上・・・7ポイント
 9ポイント以上・・・5ポイント
 6ポイント以上・・・3ポイント
 3ポイント以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

- ・過去5年間の秀品率の増加について
 10ポイント以上・・・2ポイント
 5ポイント以上・・・1ポイント
- ・以下の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合
 ・・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。
 (ア)果樹産地構造改革計画を策定している場合

(イ) 果実の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日200g以上の果実摂取を普及啓発し、果実の消費量を拡大するため、産地協議会の取組として、果実に関するセミナー、地元の果樹の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・超低コスト耐候性ハウス
 ・マルドリ方式による高品質かんきつ栽培
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【果樹】(販売金額の増加に関する目標)
 ・事業対象品目の産出額又は販売金額を5%以上増加。

・事業対象品目の産出額又は販売金額の増加について
 22%以上・・・9ポイント
 18%以上・・・7ポイント
 13%以上・・・5ポイント
 9%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ・過去5年間の産出額又は販売金額の増加について
 10%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント
 ・以下の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

(ア) 果樹産地構造改革計画を策定している場合
 (イ) 果実の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日200g以上の果実摂取を普及啓発し、果実の消費量を拡大するため、産地協議会の取組として、果実に関するセミナー、地元の果樹の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・超低コスト耐候性ハウス
 ・マルドリ方式による高品質かんきつ栽培
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組

を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【果樹】(需要に応じた品種の生産量増加に関する目標)
・事業対象品目のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定めている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の栽培面積又は出荷量の割合を4ポイント以上増加。

・事業対象品目の全出荷量又は栽培面積のうち振興品種(都道府県の果樹農業振興計画(果樹農業振興特例措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3に規定する果樹農業振興計画をいう。以下同じ。)に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種)の栽培面積又は出荷量の割合の増加について
16ポイント以上・・・9ポイント
13ポイント以上・・・7ポイント
10ポイント以上・・・5ポイント
7ポイント以上・・・3ポイント
4ポイント以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
・過去5年間の全出荷量又は栽培面積のうち振興品種の出荷量又は栽培面積の割合の増加について
10ポイント以上・・・2ポイント
5ポイント以上・・・1ポイント
・以下の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。
(ア)果樹産地構造改革計画を策定している場合
(イ)果実の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日200g以上の果実摂取を普及啓発し、果実の消費量を拡大するため、産地協議会の取組として、果実に関するセミナー、地元の果樹の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・超低コスト耐候性ハウス
・マルドリ方式による高品質かんきつ栽培
・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について
 7人以上 2ポイント
 3人以上 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 2ポイント
 0%以上2%未満 1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【果樹】(契約取引の推進に関する目標)
 ・全出荷量又は全栽培面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加。

・当該品目の契約取引割合の増加について
 25ポイント以上 9ポイント
 20ポイント以上 7ポイント
 15ポイント以上 5ポイント
 10ポイント以上 3ポイント
 5ポイント以上 1ポイント

上記ポイントに加え、 、又は のいずれかによりポイントを加算。
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ・事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。
 ただし、ウを選択した場合の加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。
 ア 当該品目の現状の契約取引割合が10%以上である。
 イ 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。
 ウ 果樹産地構造改革計画を策定している。

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・超低コスト耐候性ハウス
 ・マルドリ方式による高品質かんきつ栽培
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について
 7人以上 2ポイント
 3人以上 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 2ポイント
 0%以上2%未満 1ポイント

【野菜】

生産性向

【野菜】(コスト削

上	<p>減に関する目標) 以下のいずれか1つ を選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位面積当たり又は単位収量当たりの費用合計を5%以上削減。 ・流通コストを5%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について <ul style="list-style-type: none"> 41%以上・・・9ポイント 31%以上・・・7ポイント 21%以上・・・5ポイント 11%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 又は、 <ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の流通コストの削減について <ul style="list-style-type: none"> 41%以上・・・9ポイント 31%以上・・・7ポイント 21%以上・・・5ポイント 11%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 また、キャベツ及びトマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、(1)に該当する場合はポイントを加算。 (1)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(2)及び(3)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (2)事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画(「野菜の産地強化計画の策定について」(平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知)第2に規定する産地強化計画をいう。以下同じ。)に掲げられた担い手の数について <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント </p> <p>(3)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント </p>
生産性向上	<p>【野菜】(労働時間の削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について <ul style="list-style-type: none"> 41%以上・・・9ポイント 31%以上・・・7ポイント 21%以上・・・5ポイント 11%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント ・上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算。 (1)事業実施主体として、以下の「及び」に該当する場合はポイントを加算。 現状の当該品目の10a当たりの労働時間が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」における全国平均値の <ul style="list-style-type: none"> 90%以下・・・2ポイント 100%以下・・・1ポイント 次の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合・・・1ポイント <ul style="list-style-type: none"> ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。 (ア)産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中である場合 (イ)野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。) (2)農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス ・湿害や干ばつを防止する新地下水位制御システム「FOEAS(フォアス)」 ・肥料を大幅に削減できる露地野菜向け部分施肥技術 ・イチゴのクラウン温度制御 (3)以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組

を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算。
(4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
(5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【野菜】(病害虫による農作物被害の防止に関する目標)
・病害虫の被害率を5ポイント以上低減。

・病害虫の被害率の低減について
25ポイント以上・・・9ポイント
20ポイント以上・・・7ポイント
15ポイント以上・・・5ポイント
10ポイント以上・・・3ポイント
5ポイント以上・・・1ポイント

・上記に加え、(1)、(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算。
(1) 事業実施地区等における現状の10a当たり単収が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して
15%以上高い・・・3ポイント
10%以上高い・・・2ポイント
5%以上高い・・・1ポイント

(2) 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・超低コスト耐候性ハウス
・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」
・肥料を大幅に削減できる露地野菜向け部分施肥技術
・イチゴのクラウン温度制御

(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算。
(4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
(5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について

		<p>7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
品質向上	<p>【野菜】(出荷規格の向上に関する目標)</p> <p>・全出荷量又は全作付面積に占める秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合を3ポイント以上増加。 ただし、事業実施後の当該割合が30%以上であること。</p>	<p>・秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合の増加について 20ポイント以上・・・9ポイント 16ポイント以上・・・7ポイント 11ポイント以上・・・5ポイント 7ポイント以上・・・3ポイント 3ポイント以上・・・1ポイント (事業実施主体が高品質化の具体的な指標を明示すること)</p> <p>・上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算。 (1) 事業実施主体として、以下の「及び」に該当する場合はポイントを加算。 現状の当該高品質化野菜の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値の 110%以上・・・2ポイント 100%以上・・・1ポイント 次の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合 ・・・1ポイント ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。 (ア) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中である場合 (イ) 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <p>(2) 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・超低コスト耐候性ハウス ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」 ・肥料を大幅に削減できる露地野菜向け部分施肥技術 ・イチゴのクラウン温度制御</p> <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算。 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
品質向上	<p>【野菜】(付加価値の向上に関する目標)</p> <p>・全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品(地域団体商標を取得した野菜、伝統野菜や高糖度等により差別化及び販売単価の向上を図ったブランド野菜)の</p>	<p>・ブランド品(地域団体商標を取得した野菜、伝統野菜や高糖度等により差別化及び販売単価の向上を図ったブランド野菜)の割合の増加について 53ポイント以上・・・9ポイント 41ポイント以上・・・7ポイント 29ポイント以上・・・5ポイント 17ポイント以上・・・3ポイント 5ポイント以上・・・1ポイント</p>

		<p>割合を5ポイント以上増加。 ただし、事業実施後の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品の割合が30%以上であること。</p>	<p>・上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の 及び に該当する場合はポイントを加算。 現状のブランド品の割合が 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 次の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合 ・・・1ポイント ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。 (ア) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中である場合 (イ) 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <p>(2) 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・超低コスト耐候性ハウス ・湿害や干ばつを防止する新地下水位制御システム「FOEAS(フォアス)」 ・肥料を大幅に削減できる露地野菜向け部分施肥技術 ・イチゴのクラウン温度制御</p> <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算。 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
<p>需要に応じた生産量の確保</p>		<p>【野菜】(契約取引の推進に関する目標) ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加。</p>	<p>・当該品目の契約取引割合の増加について 33ポイント以上・・・9ポイント 26ポイント以上・・・7ポイント 19ポイント以上・・・5ポイント 12ポイント以上・・・3ポイント 5ポイント以上・・・1ポイント</p> <p>・上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算。 (1) 事業実施主体として、以下の 及び に該当する場合はポイントを加算。 現状の当該品目の契約取引割合が 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 次の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合 ・・・1ポイント ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。 (ア) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中である場合 (イ) 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <p>(2) 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>

- ・超低コスト耐候性ハウス
 - ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「F O E A S（フォアス）」
 - ・肥料を大幅に削減できる露地野菜向け部分施肥技術
 - ・イチゴのクラウン温度制御
- (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算。
- (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。
- ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- (5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について
- 7人以上・・・2ポイント
 - 3人以上・・・1ポイント
- (6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
- 2%以上・・・2ポイント
 - 0%以上2%未満・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【野菜】(加工向け出荷量の増大に関する目標)
・全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合を5ポイント以上増加。

- ・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について
- | | | |
|----------|-----|-------|
| 25ポイント以上 | ・・・ | 9ポイント |
| 20ポイント以上 | ・・・ | 7ポイント |
| 15ポイント以上 | ・・・ | 5ポイント |
| 10ポイント以上 | ・・・ | 3ポイント |
| 5ポイント以上 | ・・・ | 1ポイント |
- ・上記に加え、(1) (2) 又は (3) のいずれかによりポイントを加算。
- (1) 事業実施主体として、以下の 及び に該当する場合はポイントを加算。
- 現状の全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合が
- | | | |
|-------|-----|-------|
| 20%以上 | ・・・ | 2ポイント |
| 10%以上 | ・・・ | 1ポイント |
- 次の(ア) (イ) のいずれかに該当する場合・・・1ポイント
- ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。
 - (ア) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中である場合
 - (イ) 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)
- (2) 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・超低コスト耐候性ハウス
 - ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「F O E A S（フォアス）」
 - ・肥料を大幅に削減できる露地野菜向け部分施肥技術
 - ・イチゴのクラウン温度制御
- (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算。

			<p>(4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について 7人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上 2ポイント 0%以上2%未満 1ポイント</p>
【花き】	生産性向上	<p>【花き】(コスト削減に関する目標) ・10a当たり費用合計又は物財費を5%以上削減。</p>	<p>・当該品目の10a当たり費用合計又は物財費の削減について 40%以上 9ポイント 30%以上 7ポイント 20%以上 5ポイント 10%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。</p> <p>・当該品目の10a当たり労働時間又は生産・流通コスト(単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本、1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コスト)が経営指標の目標値に対して 100%以下 3ポイント 110%以下 2ポイント 120%以下 1ポイント</p> <p>農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・超低コスト耐候性ハウス ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上 2ポイント 0%以上2%未満 1ポイント</p>
	生産性向上	<p>【花き】(労働時間の削減に関する目標) ・10a当たり労働時間を5%以上削減。</p>	<p>・当該品目の10a当たり労働時間の削減について 40%以上 9ポイント 30%以上 7ポイント 20%以上 5ポイント 10%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。</p> <p>・当該品目の10a当たり労働時間又は生産・流通コスト(単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本、1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コスト)が経営指標の目標値に対して</p>

- 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 110%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 120%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・超低コスト耐候性ハウス
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS（フォアス）」

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
- 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

生産性向上
 【花き】(単収の増加に関する目標)
 ・10a当たり収量を3%以上増加。

- ・当該品目の10a当たり収量の増加について
- 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 - 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 - 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 - 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 - 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

- ・当該品目の10a当たり労働時間又は生産・流通コスト(単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本、1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コスト)が経営指標の目標値に対して
- 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 - 110%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 120%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・超低コスト耐候性ハウス
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS（フォアス）」

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・ 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【花き】(病害虫による農作物被害の防止に関する目標)
 ・病害虫の被害率を5ポイント以上低減。

・病害虫の被害率の低減について
 25ポイント以上・・・9ポイント
 20ポイント以上・・・7ポイント
 15ポイント以上・・・5ポイント
 10ポイント以上・・・3ポイント
 5ポイント以上・・・1ポイント

・上記に加え、又は、のいずれかによりポイントを加算。
 農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・超低コスト耐候性ハウス
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

品質向上

【花き】(出荷規格の向上に関する目標)
 ・全出荷量のうち秀品率その他品質の上位規格品の率(大きさ、外観品質等)を3ポイント以上増加。

・当該品目の全出荷量のうち秀品率その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質等)の率の増加について
 15ポイント以上・・・9ポイント
 12ポイント以上・・・7ポイント
 9ポイント以上・・・5ポイント
 6ポイント以上・・・3ポイント
 3ポイント以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又は、のいずれかによりポイントを加算。
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ・事業実施年度以前の直近5カ年間に於いて、事業実施地区が出荷している主要市場における当該品目の卸売価格が当該市場の平均価格に対して
 110%以上・・・3ポイント
 100%以上・・・2ポイント
 90%以上・・・1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・超低コスト耐候性ハウス
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
品質向上	<p>【花き】(湿式低温流通に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿式低温流通することにより、日持ち性が向上した切り花の流通割合を5ポイント以上増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の湿式低温による切り花の流通割合の増加について 40ポイント以上・・・9ポイント 30ポイント以上・・・7ポイント 20ポイント以上・・・5ポイント 10ポイント以上・・・3ポイント 5ポイント以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区の当該品目の湿式低温流通割合が湿式低温流通の全国値に対して 110%以上・・・3ポイント 100%以上・・・2ポイント 90%以上・・・1ポイント <p>農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」 <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
需要に応じた生産量の確保	<p>【花き】(オリジナル品種の生産に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が指定したオリジナル品種出荷割合を3ポイント以上増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目について都道府県が指定したオリジナル品種出荷割合の増加について 15ポイント以上・・・9ポイント 12ポイント以上・・・7ポイント 9ポイント以上・・・5ポイント 6ポイント以上・・・3ポイント 3ポイント以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における当該品目の作付面積に占めるオリジナル品種の占有率について 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・超低コスト耐候性ハウス
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS（フォアス）」

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

【花き】(契約取引の推進に関する目標)

需要に応じた生産量の確保
 ・契約取引割合を3ポイント以上増加。

・当該品目の契約取引割合の増加について
 15ポイント以上・・・9ポイント
 12ポイント以上・・・7ポイント
 9ポイント以上・・・5ポイント
 6ポイント以上・・・3ポイント
 3ポイント以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ・事業実施地区における当該品目の現状の契約取引割合について
 15%以上・・・3ポイント
 10%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント

農業新技術2007及び2008における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・超低コスト耐候性ハウス
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS（フォアス）」

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

【地産地消及び産直】

需要に応じた生産量の確保

【地産地消及び産直】
地産地消及び産直の取組の中で成果目標を2つ掲げる場合は、は必須とし、残り及びのうち1つを選択する。
(農畜産物の生産された地域における販路拡大に関する目標)

事業実施主体(民間事業者の場合)は、連携する農業者が所在する都道府県内又は市町村内に向けた出荷量又は出荷額(施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設へ出荷量又は出荷額を含む。)を10%以上増加。
ただし、新たに取組む場合にあっては、全出荷量又は出荷額に占める割合を5%以上確保するものとする。

最終的な消費者等への販売が、当該都道府県内又は市町村内で行われること(施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設で行われる場合を含む。)が、出荷時に把握されている農畜産物に限る。

(地場産物の使用割合の拡大に関する目標)

事業実施主体が地場産物を供給する学校の学校給食における地場産物の使用割合(食材品目ベース)を3ポイント以上増加
ただし、新たに取組む場合にあっては、事業実施主体が地場産物を供給する学校の学校給食における全食材品目に対する

・事業対象の農畜産物の当該都道府県内又は市町村内に向けた出荷量又は出荷額(施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設へ出荷量又は出荷額を含む。)の増加割合について
30%以上・・・9ポイント
25%以上・・・7ポイント
20%以上・・・5ポイント
15%以上・・・3ポイント
10%以上・・・1ポイント

又は、
・新たに取組む場合、事業対象の農畜産物の当該都道府県内又は市町村内に向けた出荷量又は出荷額(施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設へ出荷量又は出荷額を含む。)の全体に占める割合について
25%以上・・・9ポイント
20%以上・・・7ポイント
15%以上・・・5ポイント
10%以上・・・3ポイント
5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算

15%以上・・・3ポイント
10%以上・・・2ポイント
5%以上・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの一つである場合
・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数(事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数)について

7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

・事業実施主体が地場産物を供給する学校の学校給食における地場産物の使用割合(食材品目ベース)の増加について

7ポイント以上・・・9ポイント
6ポイント以上・・・7ポイント
5ポイント以上・・・5ポイント
4ポイント以上・・・3ポイント
3ポイント以上・・・1ポイント

又は、
・新たに取組む場合、事業実施主体が地場産物を供給する学校の学校給食における地場産物の使用割合(食材品目ベース)について

30%以上・・・9ポイント
25%以上・・・7ポイント
20%以上・・・5ポイント
15%以上・・・3ポイント

地場産物の使用割合（食材品目ベース）を10%以上確保するものとする。

10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について

7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

（農畜産物の生産された地域における販売増加に関する目標）

事業実施主体（民間事業者の場合は連携する農業者）が所在する都道府県内の管轄区域内の直売施設等における受益農業者（民間事業者の場合は連携する農業者）の地場産物の販売額（施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設における地場産物の販売額を含む。）を10%以上増加。

ただし、新たに取組む場合にあつては、管轄区域内の直売施設等における全農産物の販売額（施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設における販売額を含む。）に対する地場産物の販売額の割合を5%以上確保するものとする。

・事業対象の農畜産物の当該都道府県内の所轄区域内の直売施設等（施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設を含む。）における受益農業者（民間事業者の場合は連携する農業者）の販売額又は販売量の増加割合について

30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は、
・新たに取組む場合、事業対象の農畜産物の当該都道府県内の所轄区域内の直売施設等（施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設における地場産物の販売額を含む。）における受益農業者（民間事業者の場合は連携する農業者）の地場産物の販売額又は販売量の全体に占める割合について

25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

			<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
<p>【農畜産物販路拡大】</p>	<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【農畜産物販路拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額を60%以上増加。 ただし、海外向け販路拡大に係る出荷量又は出荷額の全出荷量又は全出荷額に占める割合が1%以上であるものとする。 なお、新たに取組む場合にあっては、海外向け販路拡大に係る出荷量又は出荷額の全出荷量又は全出荷額に占める割合が1%以上 <p>各作物等の取組と合わせて選択可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について 100%以上・・・9ポイント 90%以上・・・7ポイント 80%以上・・・5ポイント 70%以上・・・3ポイント 60%以上・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取組む場合、海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額が全体に占める割合について 9%以上・・・9ポイント 7%以上・・・7ポイント 5%以上・・・5ポイント 3%以上・・・3ポイント 1%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出継続年数について 5年以上継続・・・3ポイント 3年以上継続・・・2ポイント 1年以上継続・・・1ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に6年以上継続して農畜産物の輸出に取組んでいる場合にあっては、海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る輸出量又は出荷額を10%以上増加。 ただし、海外向け販路拡大に係る出荷量又は出荷額 <ul style="list-style-type: none"> ・海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について 50%以上・・・9ポイント 40%以上・・・7ポイント 30%以上・・・5ポイント 20%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 輸出継続年数について 11年以上継続・・・3ポイント 9年以上継続・・・2ポイント 7年以上継続・・・1ポイント</p>

		<p>の全出荷量又は全出荷額に占める割合が1%以上であるものとする。</p> <p>各作物等の取組と合わせて選択可能</p>	<p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備（甘味資源作物）】</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（甘味資源作物共通） （甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標（コスト削減に関する目標）） ・10a 当たり生産コスト又は流通コストを3%以上削減。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たり生産コスト又は流通コストの削減割合について 15%以上・・・9ポイント 12%以上・・・7ポイント 9%以上・・・5ポイント 6%以上・・・3ポイント 3%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 また、てん菜の取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
	<p>生産性向上</p>	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（甘味資源作物共通） （甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標（労働時間の削減に関する目標）） ・10a 当たり労働時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象農産物の10a 当たり労働時間の削減割合（現在の10a 当たり労働

間を5%以上削減。

・さとうきびにおいて、新たにハーベスタを導入する場合は、10a当たり労働時間を25%以上削減。

働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して、20%以上削減している事業実施地区等については、基準となる削減割合を1/2とする。)について

- a) さとうきびにおいて、新たにハーベスタを導入する場合は、
- 65%以上 9ポイント
 - 55%以上 7ポイント
 - 45%以上 5ポイント
 - 35%以上 3ポイント
 - 25%以上 1ポイント

- b) a) 以外の場合は、
- 25%以上 9ポイント
 - 20%以上 7ポイント
 - 15%以上 5ポイント
 - 10%以上 3ポイント
 - 5%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。

・事業実施地区等における現在の10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して

- 6%以上低い 3ポイント
- 4%以上低い 2ポイント
- 2%以上低い 1ポイント

・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して

- 6%以上短い 3ポイント
- 4%以上短い 2ポイント
- 2%以上短い 1ポイント

・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収(過去5年の平均単収)に対して

- 6%以上高い 3ポイント
- 4%以上高い 2ポイント
- 2%以上高い 1ポイント

・事業実施地区等における現在のハーベスタ収穫率の割合が以下の場合

- 35%以上 3ポイント
- 30%以上 2ポイント
- 25%以上 1ポイント

・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の現在の作付面積の割合が以下の場合

- 35%以上 3ポイント
- 30%以上 2ポイント
- 25%以上 1ポイント

・事業実施地区等における現在の平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して

- 3%以上 3ポイント
- 2%以上 2ポイント
- 1%以上 1ポイント

・てん菜については、事業実施地区等における現在の早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して

- 6%以上高い 3ポイント
- 4%以上高い 2ポイント
- 2%以上高い 1ポイント

・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の実施面積割合が以下の場合

- 80%以上 3ポイント
- 75%以上 2ポイント
- 70%以上 1ポイント

・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の株出栽培の実施面積の割合が以下の場合

- 40%以上 3ポイント
- 35%以上 2ポイント
- 30%以上 1ポイント

・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して

- 6%以上 3ポイント
- 4%以上 2ポイント
- 2%以上 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上 2ポイント
 3人以上 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 2ポイント
 0%以上2%未満 1ポイント

生産性向上
 【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(甘味資源作物共通)
 (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(単収の増加に関する目標))

・単収を2%以上増加。

・事業対象農産物の単収増加割合について
 10%以上 9ポイント
 8%以上 7ポイント
 6%以上 5ポイント
 4%以上 3ポイント
 2%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択す

ることはできない。本取組において以下同じ。
 ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して

6%以上低い 3ポイント
 4%以上低い 2ポイント
 2%以上低い 1ポイント

・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して

6%以上短い 3ポイント
 4%以上短い 2ポイント
 2%以上短い 1ポイント

・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収(過去5ヵ年の平均単収)に対して

6%以上高い 3ポイント
 4%以上高い 2ポイント
 2%以上高い 1ポイント

・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合

35%以上 3ポイント
 30%以上 2ポイント
 25%以上 1ポイント

・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の現在の作付面積の割合が以下の場合

35%以上 3ポイント
 30%以上 2ポイント
 25%以上 1ポイント

・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して

3%以上高い 3ポイント
 2%以上高い 2ポイント
 1%以上高い 1ポイント

・てん菜については、事業実施地区等における現在の早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して

6%以上高い 3ポイント
 4%以上高い 2ポイント
 2%以上高い 1ポイント

・さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合

80%以上 3ポイント
 75%以上 2ポイント
 70%以上 1ポイント

・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合

40%以上 3ポイント
 35%以上 2ポイント
 30%以上 1ポイント

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して
 - 6%以上 3ポイント
 - 4%以上 2ポイント
 - 2%以上 1ポイント
- 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 - 7人以上 2ポイント
 - 3人以上 1ポイント
- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 - 2%以上 2ポイント
 - 0%以上2%未満 1ポイント

生産性向上

【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(さとうきび)
(甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(株出面積の増加に関する目標))
・気象災害又は害虫被害の軽減、早期株出管理の実施等による株出栽培の効率化により、株出栽培面積を6%以上増加。

- ・事業対象農産物の事業実施地区における株出栽培面積の増加割合について
 - 10%以上 9ポイント
 - 9%以上 7ポイント
 - 8%以上 5ポイント
 - 7%以上 3ポイント
 - 6%以上 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。
- ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して
 - 6%以上低い 3ポイント
 - 4%以上低い 2ポイント
 - 2%以上低い 1ポイント
- ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して
 - 6%以上短い 3ポイント
 - 4%以上短い 2ポイント
 - 2%以上短い 1ポイント
- ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収(過去5ヵ年の平均単収)に対して
 - 6%以上高い 3ポイント
 - 4%以上高い 2ポイント
 - 2%以上高い 1ポイント
- ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合
 - 35%以上 3ポイント
 - 30%以上 2ポイント
 - 25%以上 1ポイント
- ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合が以下の場合
 - 35%以上 3ポイント
 - 30%以上 2ポイント
 - 25%以上 1ポイント
- ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して
 - 3%以上高い 3ポイント

				<p>2%以上高い・・・2ポイント 1%以上高い・・・1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 80%以上・・・3ポイント 75%以上・・・2ポイント 70%以上・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 40%以上・・・3ポイント 35%以上・・・2ポイント 30%以上・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント
	生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(さとうきび) (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(適期植付面積の増加に関する目標)) ・適期植付の実施面積を2%以上増加。		<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象農産物の事業実施地区における適期植付面積の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 6%以上・・・5ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上低い・・・3ポイント 4%以上低い・・・2ポイント 2%以上低い・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上短い・・・3ポイント 4%以上短い・・・2ポイント 2%以上短い・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収(過去5カ年の平均単収)に対して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上高い・・・3ポイント 4%以上高い・・・2ポイント 2%以上高い・・・1ポイント

- ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合
 - 35%以上 3ポイント
 - 30%以上 2ポイント
 - 25%以上 1ポイント
 - ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の現在の作付面積の割合が以下の場合
 - 35%以上 3ポイント
 - 30%以上 2ポイント
 - 25%以上 1ポイント
 - ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して
 - 3%以上高い 3ポイント
 - 2%以上高い 2ポイント
 - 1%以上高い 1ポイント
 - ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の実施面積割合が以下の場合
 - 80%以上 3ポイント
 - 75%以上 2ポイント
 - 70%以上 1ポイント
 - ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の株出栽培の実施面積の割合が以下の場合
 - 40%以上 3ポイント
 - 35%以上 2ポイント
 - 30%以上 1ポイント
 - ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して
 - 6%以上 3ポイント
 - 4%以上 2ポイント
 - 2%以上 1ポイント
- 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
- 7人以上 2ポイント
 - 3人以上 1ポイント
- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
- 2%以上 2ポイント
 - 0%以上2%未満 1ポイント

生産性向上

【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(さとうきび)
 (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(受委託面積の増加に関する目標))

- ・さとうきびの基幹作業(「耕起・整地」「植付け」「収穫」「株出管理」のいずれか1つ)における受委託面積を3%以上増加

ただし、新たに取組む場合、さとうきびの基幹作業(「耕起・整地」「植付け」「収穫」「株出管理」のいずれか1つ)における受委託面積

- ・さとうきびの基幹作業(「耕起・整地」「植付け」「収穫」「株出管理」のいずれか1つ)における受委託面積の増加割合について
 - 15%以上 9ポイント
 - 12%以上 7ポイント
 - 9%以上 5ポイント
 - 6%以上 3ポイント
 - 3%以上 1ポイント
- 又は、
- ・新たに取組む場合、さとうきびの基幹作業(「耕起・整地」「植付け」「収穫」「株出管理」のいずれか1つ)における受委託面積が、事業実施主体における事業対象作物の作付面積全体に占める割合について
 - 15%以上 9ポイント
 - 12%以上 7ポイント
 - 9%以上 5ポイント
 - 6%以上 3ポイント

が、事業実施主体における事業対象作物の作付面積全体に占める割合が3%以上増加。

3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。

- ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して
 - 6%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 4%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 2%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

- ・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して
 - 6%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 4%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 2%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

- ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収（過去5カ年の平均単収）に対して
 - 6%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 4%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 2%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

- ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合
 - 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

- ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の現在の作付面積の割合が以下の場合
 - 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

- ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して
 - 3%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 2%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 1%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の実施面積割合が以下の場合
 - 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合
 - 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して
 - 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 - 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 - 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

品質向上

【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(甘味資源作物共通)
(甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(製糖原料としての品質向上に関する目標))

・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性若しくは風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を50%以上増加又は、現在、高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積が事業実施主体における事業対象作物の作付面積全体に占める割合が25%以上の場合、5ポイント以上増加。
ただし、新たに取組む場合にあつては、従来品種を含む全作付面積に占める新品種の作付割合を50%以上確保するものとする。
てん菜については平成11年以降、さとうきびについては平成8年以降に育成された品種を対象とする。

- ・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の増加割合について
 - 100%以上・・・9ポイント
 - 87.5%以上・・・7ポイント
 - 75%以上・・・5ポイント
 - 62.5%以上・・・3ポイント
 - 50%以上・・・1ポイント

- 若しくは、
 - ・現在、高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積が事業実施主体における事業対象作物の作付面積全体に占める割合が25%以上の場合、
 - 20ポイント増加・・・9ポイント
 - 16ポイント増加・・・7ポイント
 - 13ポイント増加・・・5ポイント
 - 9ポイント増加・・・3ポイント
 - 5ポイント増加・・・1ポイント

- 又は、
 - ・新たに取組む場合、従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体に占める割合について
 - 70%以上・・・9ポイント
 - 65%以上・・・7ポイント
 - 60%以上・・・5ポイント
 - 55%以上・・・3ポイント
 - 50%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。

- ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して
 - 6%以上低い・・・3ポイント
 - 4%以上低い・・・2ポイント
 - 2%以上低い・・・1ポイント

- ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して
 - 6%以上短い・・・3ポイント
 - 4%以上短い・・・2ポイント
 - 2%以上短い・・・1ポイント

- ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収(過去5ヵ年の平均単収)に対して
 - 6%以上高い・・・3ポイント
 - 4%以上高い・・・2ポイント
 - 2%以上高い・・・1ポイント

- ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合
 - 35%以上・・・3ポイント
 - 30%以上・・・2ポイント
 - 25%以上・・・1ポイント

- ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合が以下の場合
 - 35%以上・・・3ポイント
 - 30%以上・・・2ポイント
 - 25%以上・・・1ポイント

- ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して
 - 3%以上高い・・・3ポイント
 - 2%以上高い・・・2ポイント
 - 1%以上高い・・・1ポイント

- ・てん菜については、事業実施地区等における早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して
 - 6%以上高い・・・3ポイント
 - 4%以上高い・・・2ポイント
 - 2%以上高い・・・1ポイント

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合
 - 80%以上・・・3ポイント
 - 75%以上・・・2ポイント
 - 70%以上・・・1ポイント

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合
 - 40%以上・・・3ポイント
 - 35%以上・・・2ポイント
 - 30%以上・・・1ポイント

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して

		<p>6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
品質向上	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(甘味資源作物共通) (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(製糖原料としての品質向上に関する目標))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌診断により適正施肥に取り組む面積を5%以上増加又は土壌改良若しくは深耕により生育の改善に取り組む面積を5%以上増加。 <p>ただし、新たに取組む場合にあつては、全受益面積に占めるこれらの取組を行う経営面積の割合を30%以上確保するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌診断により適正施肥に取り組む面積又は土壌改良若しくは深耕により生育の改善に取り組む面積の増加割合について <p>20%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取組む場合、土壌診断により適正施肥に取り組む面積又は土壌改良若しくは深耕により生育の改善に取り組む面積が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体に占める割合について <p>50%以上・・・9ポイント 45%以上・・・7ポイント 40%以上・・・5ポイント 35%以上・・・3ポイント 30%以上・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して <p>6%以上低い・・・3ポイント 4%以上低い・・・2ポイント 2%以上低い・・・1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して <p>6%以上短い・・・3ポイント 4%以上短い・・・2ポイント 2%以上短い・・・1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収(過去5ヵ年の平均単収)に対して <p>6%以上高い・・・3ポイント 4%以上高い・・・2ポイント 2%以上高い・・・1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 <p>35%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合が以下の場合

- 35%以上・・・3ポイント
- 30%以上・・・2ポイント
- 25%以上・・・1ポイント

- ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して
 - 3%以上高い・・・3ポイント
 - 2%以上高い・・・2ポイント
 - 1%以上高い・・・1ポイント

- ・てん菜については、事業実施地区等における早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して
 - 6%以上高い・・・3ポイント
 - 4%以上高い・・・2ポイント
 - 2%以上高い・・・1ポイント

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合
 - 80%以上・・・3ポイント
 - 75%以上・・・2ポイント
 - 70%以上・・・1ポイント

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合
 - 40%以上・・・3ポイント
 - 35%以上・・・2ポイント
 - 30%以上・・・1ポイント

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して
 - 6%以上・・・3ポイント
 - 4%以上・・・2ポイント
 - 2%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 - 7人以上・・・2ポイント
 - 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・2ポイント
- 0%以上2%未満・・・1ポイント

品質向上 【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(さとうきび)
 (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(製糖原料としての品質向上に関する目標))
 ・製糖原料における夾雑物の混入率を3%以上削減。

- ・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合について
 - 15%以上・・・9ポイント
 - 12%以上・・・7ポイント
 - 9%以上・・・5ポイント
 - 6%以上・・・3ポイント
 - 3%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。

- ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して
 - 6%以上低い・・・3ポイント
 - 4%以上低い・・・2ポイント

			<p>2%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収(過去5か年の平均単収)に対して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して <ul style="list-style-type: none"> 3%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 	
<p>需要に応じた生産量の確保</p>		<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(甘味資源作物共通) (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(需給動向に応じた生産の実施に関する目標))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該作物又は転換作物の生産数量の増加割合について 	

給動向に即して、当該作物又は転換作物（他用途利用向けのものを含む。）の生産数量を5%以上増加。ただし、新たに取組む場合には、全体に占める割合を5%以上確保するものとする。

- 20%以上・・・9ポイント
- 16%以上・・・7ポイント
- 13%以上・・・5ポイント
- 9%以上・・・3ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

又は、
・新たに取組む場合、事業対象農産物の生産数量が全体に占める割合について

- 25%以上・・・9ポイント
- 20%以上・・・7ポイント
- 15%以上・・・5ポイント
- 10%以上・・・3ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。

・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して

- 6%以上低い・・・3ポイント
- 4%以上低い・・・2ポイント
- 2%以上低い・・・1ポイント

・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して

- 6%以上短い・・・3ポイント
- 4%以上短い・・・2ポイント
- 2%以上短い・・・1ポイント

・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収（過去5カ年の平均単収）に対して

- 6%以上高い・・・3ポイント
- 4%以上高い・・・2ポイント
- 2%以上高い・・・1ポイント

・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合

- 35%以上・・・3ポイント
- 30%以上・・・2ポイント
- 25%以上・・・1ポイント

・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合が以下の場合

- 35%以上・・・3ポイント
- 30%以上・・・2ポイント
- 25%以上・・・1ポイント

・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して

- 3%以上高い・・・3ポイント
- 2%以上高い・・・2ポイント
- 1%以上高い・・・1ポイント

・てん菜については、事業実施地区等における早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して

- 6%以上高い・・・3ポイント
- 4%以上高い・・・2ポイント
- 2%以上高い・・・1ポイント

・さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合

- 80%以上・・・3ポイント
- 75%以上・・・2ポイント
- 70%以上・・・1ポイント

・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合

- 40%以上・・・3ポイント
- 35%以上・・・2ポイント
- 30%以上・・・1ポイント

・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して

- 6%以上・・・3ポイント
- 4%以上・・・2ポイント
- 2%以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高

いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上 2ポイント
 3人以上 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 2ポイント
 0%以上2%未満 1ポイント

【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備(でん粉原料用いも)】

生産性向上

【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(でん粉原料用いも)
 (でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標(コスト削減に関する目標))
 以下のいずれか1つを選択する。
 ・10a 当たり生産コストを5%以上削減。
 ・10a 当たり流通コストを5%以上削減。

・10a 当たり生産コスト又は流通コストの削減割合について
 20%以上 9ポイント
 16%以上 7ポイント
 13%以上 5ポイント
 9%以上 3ポイント
 5%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上 2ポイント
 3人以上 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 2ポイント
 0%以上2%未満 1ポイント

生産性向上

【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(でん粉原料用いも)
 (でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標(労働時間の削減に関する目標))
 ・10a 当たり労働時間を5%以上削減。

・10a 当たり労働時間の削減割合について
 20%以上 9ポイント
 16%以上 7ポイント
 13%以上 5ポイント
 9%以上 3ポイント
 5%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。

・事業実施地区等における10a 当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a 当たり費用合計に対して
 6%以上低い 3ポイント
 4.5%以上低い 2ポイント
 3%以上低い 1ポイント

・事業実施地区等における10a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a 当たり労働時間に対して
 9%以上短い 3ポイント
 7%以上短い 2ポイント
 5%以上短い 1ポイント

・事業実施地区等における10a 当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a 当たり単収に対して

		<p>9%以上高い・・・3ポイント 7%以上高い・・・2ポイント 5%以上高い・・・1ポイント</p> <p>・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント</p> <p>・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について 70%以上・・・3ポイント 60%以上・・・2ポイント 50%以上・・・1ポイント</p> <p>・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について 88%以上・・・3ポイント 87%以上・・・2ポイント 86%以上・・・1ポイント</p> <p>・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について 60%以上・・・3ポイント 50%以上・・・2ポイント 40%以上・・・1ポイント</p> <p>・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 20%以上・・・1ポイント</p> <p>・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病害虫抵抗性品種（1）の作付面積若しくは出荷量割合について 6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント</p> <p>1 病害虫抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(でん粉原料用いも) (でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標(10a当たりのでん粉収量の増加に関する目標)) ・10a当たりのでん粉収量を2%以上増加。 ただし、他用途利用向けの場合は、「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」における単収より2%以上増加。</p>	<p>・10a当たりのでん粉収量の増加割合について 10%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 6%以上・・・5ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、 ・他用途利用向けの場合は、「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」における単収の増加割合について 10%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント</p>

- 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
- 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。

- ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して

- 6%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 4.5%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 3%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して

- 9%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 7%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 5%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収に対して

- 9%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 7%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について

- 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について

- 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について

- 88%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 87%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 86%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について

- 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について

- 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病虫害抵抗性品種(1)の作付面積若しくは出荷量割合について

- 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

1 病虫害抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
- 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上 2ポイント
 3人以上 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 2ポイント
 0%以上2%未満 1ポイント

品質向上

【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(でん粉原料用いも)
 (でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標(作付面積(又は出荷量)に関する目標))
 ・従来品種と異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量を5%以上増加。
 ただし、新たに取組む場合にあっては、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。
 過去15年間に育成された品種を対象とする。

- ・従来品種と異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量の増加割合について
 20%以上 9ポイント
 16%以上 7ポイント
 13%以上 5ポイント
 9%以上 3ポイント
 5%以上 1ポイント
- 又は、
 ・新たに取組む場合、高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について
 10%以上 9ポイント
 8%以上 7ポイント
 6%以上 5ポイント
 4%以上 3ポイント
 2%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。

- ・事業実施地区等における現在の10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して
 6%以上低い 3ポイント
 4.5%以上低い 2ポイント
 3%以上低い 1ポイント
- ・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して
 9%以上短い 3ポイント
 7%以上短い 2ポイント
 5%以上短い 1ポイント
- ・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収に対して
 9%以上高い 3ポイント
 7%以上高い 2ポイント
 5%以上高い 1ポイント
- ・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について
 9%以上 3ポイント
 7%以上 2ポイント
 5%以上 1ポイント
- ・事業実施地区等における現在のでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について
 70%以上 3ポイント
 60%以上 2ポイント
 50%以上 1ポイント
- ・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について
 88%以上 3ポイント
 87%以上 2ポイント
 86%以上 1ポイント
- ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について
 60%以上 3ポイント
 50%以上 2ポイント
 40%以上 1ポイント
- ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について

- 40%以上 3ポイント
- 30%以上 2ポイント
- 20%以上 1ポイント

- ・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病害虫抵抗性品種（1）の作付面積若しくは出荷量割合について
 - 6%以上 3ポイント
 - 4%以上 2ポイント
 - 2%以上 1ポイント
- 1 病害虫抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 7人以上 2ポイント
- 3人以上 1ポイント

- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
- 2%以上 2ポイント
 - 0%以上2%未満 1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(でん粉原料用いも)
 (でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標(作付面積又は出荷量に関する目標))
 ・でん粉原料用いもの需給動向に即して、他用途利用向けの作付面積又は出荷量を2%以上増加。
 ただし、新たに取組む場合にあつては、事業対象作物のうち他用途利用向けの作付面積又は出荷量を1%以上確保するものとする。

- ・他用途利用向けの作付面積若しくは出荷量の増加割合について
 - 10%以上 9ポイント
 - 8%以上 7ポイント
 - 6%以上 5ポイント
 - 4%以上 3ポイント
 - 2%以上 1ポイント

- 又は、
- ・新たに取組む場合、事業対象作物のうち他用途利用向け作付面積又は出荷量について
 - 5%以上 9ポイント
 - 4%以上 7ポイント
 - 3%以上 5ポイント
 - 2%以上 3ポイント
 - 1%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。

- ・事業実施地区等における現在の10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して
 - 6%以上低い 3ポイント
 - 4.5%以上低い 2ポイント
 - 3%以上低い 1ポイント

- ・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して
 - 9%以上短い 3ポイント
 - 7%以上短い 2ポイント
 - 5%以上短い 1ポイント

- ・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収に対して
 - 9%以上高い 3ポイント
 - 7%以上高い 2ポイント
 - 5%以上高い 1ポイント

				<ul style="list-style-type: none"> ・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について <ul style="list-style-type: none"> 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について <ul style="list-style-type: none"> 88%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 87%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 86%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について <ul style="list-style-type: none"> 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について <ul style="list-style-type: none"> 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病虫害抵抗性品種（1）の作付面積若しくは出荷量割合について <ul style="list-style-type: none"> 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>1 病虫害抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
	<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(でん粉原料用いも) (でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標(契約取引に関する目標))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転換作物(他用途利用向けのものを含む)の全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合を2ポイント以上増加。 <p>ただし、新たに取組む場合にあつては、事業対象作物に占める転換作物(他用途利用向けのものを含む)の契約取引の</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・転換作物(他用途利用向けのものを含む)の全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取組む場合、事業対象作物に占める転換作物(他用途利用向けのものを含む)の契約取引の作付面積若しくは出荷量割合について <ul style="list-style-type: none"> 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント

作付面積又は出荷量割合を1%以上確保するものとする。

1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。

・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して

6%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

4.5%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

3%以上低い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して

9%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

7%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

5%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収に対して

9%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

7%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について

9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について

70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について

88%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

87%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

86%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について

60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について

40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病害虫抵抗性品種(1)の作付面積若しくは出荷量割合について

6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

1 病害虫抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

【環境保全】

農畜産業の環境保全

【環境保全】(環境保全型農業に取り組む農業者の増加に関する目標)
・事業の受益に係る販売農家の環境保全型農業に取り組む農業者(持続農業に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者)の割合を1ポイント以上増加。
ただし、新たに取組む場合にあっては、全体の販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者の割合を1%以上確保するものとする。
また、原則として事業の受益に係る5人以上(ただし、事業実施主体が複数の共同利用機械・施設を導入する場合は、当該共同利用機械・施設に5人以上)の農業者が環境保全型農業に取り組むものとする。

- ・事業の受益農家に係る販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者の増加割合について
50ポイント以上・・・9ポイント
40ポイント以上・・・7ポイント
25ポイント以上・・・5ポイント
10ポイント以上・・・3ポイント
1ポイント以上・・・1ポイント

- 又は、
・新たに取組む場合、事業の受益に係る販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者の割合について
8%以上・・・9ポイント
5%以上・・・7ポイント
3%以上・・・5ポイント
2%以上・・・3ポイント
1%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。
過去5年間に於いて、事業の受益に係る販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者の増加割合について
10ポイント以上・・・3ポイント
5ポイント以上・・・2ポイント
1ポイント以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数(事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数)について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

農畜産業の環境保全

【環境保全】(環境保全型農業に取り組む面積の増加に関する目標)
・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積(持続農業に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計)の割合を1%以上増加。
ただし、新たに取組む場合にあっては、受益農家の全経営面積に占める環境保全型農業に取り組む経営面積の割合を1%以上確保するものとする。

- ・事業の受益に係る販売農家の経営面積に占める環境保全型農業に取り組む面積の増加割合について
40ポイント以上・・・9ポイント
30ポイント以上・・・7ポイント
15ポイント以上・・・5ポイント
10ポイント以上・・・3ポイント
1ポイント以上・・・1ポイント

- 又は、
・新たに取組む場合、事業の受益に係る販売農家の環境保全型農業に取り組む面積が事業の受益に係る販売農家の経営面積に占める割合について
5%以上・・・9ポイント
4%以上・・・7ポイント
3%以上・・・5ポイント
2%以上・・・3ポイント
1%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。
過去5年間に於いて、事業の受益に係る販売農家の経営面積に占める環境保全型農業に取り組む面積の増加割合について
3ポイント以上・・・3ポイント
2ポイント以上・・・2ポイント
1ポイント以上・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

【環境保全(混層耕)】
 (連作障害による農作物被害の防止に関する目標)
 ・連作障害の発生面積の2%低減

【環境保全(混層耕)】
 (混層耕により作物の品質向上に関する目標)
 ・土壌診断により適正施肥に取り組む面積を3%以上増加又は土壌改良により生育の改善に取り組む面積を3

・事業実施地区等における連作障害の発生面積の低減割合について
 10%低減・・・9ポイント
 8%低減・・・7ポイント
 6%低減・・・5ポイント
 4%低減・・・3ポイント
 2%低減・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 以下のいずれかの場合には、ポイントを加算。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

- ・地力増進法（昭和59年法律第34号）第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域の場合は3ポイントを加算
- ・地力増進法第6条に基づく地力増進対策指針の策定がされている場合は3ポイントを加算

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

及び にかかわらず、環境保全型農業に資する取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

品質向上

・事業実施地区等における土壌診断により適正施肥に取り組む面積を3%以上増加又は土壌改良により生育の改善に取り組む面積を3%以上増加
 15%以上・・・9ポイント
 12%以上・・・7ポイント
 9%以上・・・5ポイント
 6%以上・・・3ポイント

		%以上増加	<p>3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。 以下のいずれかの場合には、ポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。 ・地力増進法第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域の場合は3ポイントを加算</p> <p>・地力増進法第6条に基づく地力増進対策指針の策定がされている場合は3ポイントを加算</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>及び にかかわらず、環境保全型農業に資する取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
【環境保全(小規模公害防除)】	農畜産業の環境保全	<p>【環境保全】 (小規模公害防除に関する目標) ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。)第5条第1項の規定に規定する農用地土壌汚染対策計画又はこれに準じた計画を策定している地域であること。</p>	<p>・小規模公害防除の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・15ポイント</p>
	農畜産業の環境保全	<p>【環境保全】 (小規模公害防除に関する目標) ・特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和45年政令第204号)で規定するところの農用地土壌汚染対策地域の指定量を下回ること。</p>	<p>・小規模公害防除の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・15ポイント</p>
【環境保全(農業産業廃物の再生処理)】	農畜産業の環境保全	<p>【各作物共通(農業廃棄物の再生処理)】 (農業廃棄物の再生処理率向上に関する目標) ・農業廃棄物の再生処理率が5ポイント以上増加。 ただし、事業実施後の再生処理率が40%以上であること。</p>	<p>・事業実施地区で発生する農業廃棄物の再生処理率の増加について 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 事業実施地区において、10a当たりの農業廃棄物の排出量抑制率の3調査年平均値が、 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。</p>

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について
 7人以上 2ポイント
 3人以上 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 2ポイント
 0%以上2%未満 1ポイント

農畜産業の環境保全
 【各作物共通（農業廃棄物の再生処理）】
 （農業廃棄物の処理コスト削減に関する目標）
 ・農業廃棄物の1kgの処理に要するコストを3%以上削減。

- ・事業実施地区での農業廃棄物の処理コストの削減について
 15%以上 9ポイント
 12%以上 7ポイント
 9%以上 5ポイント
 6%以上 3ポイント
 3%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。
 事業実施地区において、10a当たりの農業廃棄物の排出量抑制率の3調査年平均値が、
 10%以上 3ポイント
 5%以上 2ポイント
 1%以上 1ポイント
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について

7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

【各作物共通
(風、霜等による農作物被害防止)】

生産性向上

【各作物共通】(風、霜等による農作物被害の防止に関する目標)
・事業実施前における過去5カ年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上単収を増加。

各作物等の目標と合わせて選択可能。
ただし、各作物の単収増加に係る目標と同時に選択不可

・当該品目の単位当たり収量が、事業実施前5カ年の被害発生年度の平均単収に対して
32%以上高い・・・9ポイント
25%以上高い・・・7ポイント
19%以上高い・・・5ポイント
12%以上高い・・・3ポイント
5%以上高い・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算。
(果樹)
事業実施主体として、以下のアからエまでのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。
ア 果樹共済引き受け品目については果樹共済に加入していること。
イ 構成員の半数以上が認定農業者であること。
ウ 経営規模が当該県の平均以上であること。
エ 事業実施地区等における単収が、「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹等生産動態等調査」における当該県の単収以上であること。
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

(野菜)
事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して
15%以上高い・・・3ポイント
10%以上高い・・・2ポイント
5%以上高い・・・1ポイント
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

(花き)
事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、過去5カ年の被害発生年度以外の平均単収に対して
15%以上高い・・・3ポイント
10%以上高い・・・2ポイント
5%以上高い・・・1ポイント

(畑作物・地域特産物)
事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」における単収に対して
15%以上高い・・・3ポイント
10%以上高い・・・2ポイント
5%以上高い・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
・・・2ポイント
・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
・・・1ポイント
・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数(事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数)について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

品質向上
 【各作物共通】(風、霜等による農作物被害の防止に関する目標)
 ・事業実施前における過去5カ年の被害発生年度の平均秀品率に対して秀品率を5ポイント以上増加。
 茶については、事業実施前における過去5カ年の被害発生年度の平均単価に対して平均単価を5%以上増加。
 各作物等の目標と合わせて選択可能。
 ただし、各作物の秀品率に係る目標と同時には選択不可。

・当該品目の秀品率が、事業実施前5カ年の被害発生年度の平均秀品率に対して
 20ポイント以上高い・・・・・・・・・・ 9ポイント
 16ポイント以上高い・・・・・・・・・・ 7ポイント
 13ポイント以上高い・・・・・・・・・・ 5ポイント
 9ポイント以上高い・・・・・・・・・・ 3ポイント
 5ポイント以上高い・・・・・・・・・・ 1ポイント

又は、
 ・茶については、当該品目の平均単価が、事業実施前における過去5カ年の被害発生年度の平均単価に対して
 20%以上高い・・・・・・・・・・ 9ポイント
 16%以上高い・・・・・・・・・・ 7ポイント
 13%以上高い・・・・・・・・・・ 5ポイント
 9%以上高い・・・・・・・・・・ 3ポイント
 5%以上高い・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算。
 (果樹)
 事業実施主体として、以下のアからエまでのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。
 ア 果樹共済引き受け品目については果樹共済に加入していること。
 イ 構成員の半数以上が認定農業者であること。
 ウ 経営規模が当該県の平均以上であること。
 エ 事業実施地区等における単収が、「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹等生産動態等調査」における当該県の単収以上であること。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

(野菜)
 事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して
 15%以上高い・・・・・・・・・・ 3ポイント
 10%以上高い・・・・・・・・・・ 2ポイント
 5%以上高い・・・・・・・・・・ 1ポイント
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

(花き)
 過去5年間に於いて風、霜等により平均単価が5%以上減少した被害年度が
 4回以上・・・・・・・・・・ 3ポイント
 2回以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
 1回以上・・・・・・・・・・ 1ポイント

(畑作物・地域特産物)
 過去5年間に於いて風、霜等により平均単価が5%以上減少した被害年度が
 4回以上・・・・・・・・・・ 3ポイント
 2回以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
 1回以上・・・・・・・・・・ 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
 ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事

業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数(事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数)について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜)

生産性向上

【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜)
 コスト削減に関する目標
 ・10a当たりの費用合計(生産コスト)を5%以上削減。

・10a当たりの生産コストの削減割合について
 20%以上・・・9ポイント
 17%以上・・・7ポイント
 13%以上・・・5ポイント
 9%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(1)又は(2)のいずれかによりポイントを加算

(1)以下の から までにそれぞれ対応した以下の割合について
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。
 各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合
 直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合
 直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合
 直近5カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合
 直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合
 20%以上・・・3ポイント
 10%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント

(2)以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
 ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
 ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(3)に該当する場合はポイントを加算
 (3)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(4)及び(5)に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

(4)事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

(5)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜)(作付面積の増加に関する目標)

・作付面積を5%以上増加

・作付面積の増加割合について
 20%以上・・・9ポイント
 17%以上・・・7ポイント
 13%以上・・・5ポイント
 9%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイント

トを加算

(1) 以下の から までにそれぞれ対応した以下の割合について
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。
 各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合
 直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合
 直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合
 直近5カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合
 直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合
 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

(2) 農業新技術2008における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入

(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
 ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント
 ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算

(4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

(5) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上

【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜)
 (経営規模の増加に関する目標)
 ・経営規模を5%以上増加

事業対象品目以外を含む複数品目の場合のみ選択可。

・経営規模の増加割合について
 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算

(1) 以下の から までにそれぞれ対応した以下の割合について
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。
 各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合
 直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合
 直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合
 直近5カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合
 直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合
 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

(2) 農業新技術2008における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入

- (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算
- (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- (5) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
- 7人以上・・・2ポイント
 - 3人以上・・・1ポイント
- (6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
- 2%以上・・・2ポイント
 - 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜)
 (労働時間の削減に関する目標)

- ・労働時間を5%以上削減

- ・労働時間の削減割合について
 - 20%以上・・・9ポイント
 - 17%以上・・・7ポイント
 - 13%以上・・・5ポイント
 - 9%以上・・・3ポイント
 - 5%以上・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、(1) (2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算
- (1) 以下の から までにそれぞれ対応した以下の割合について
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。
- 各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合
 - 直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合
 - 直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合
 - 直近5カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合
 - 直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合
- 20%以上・・・3ポイント
 - 10%以上・・・2ポイント
 - 5%以上・・・1ポイント
- (2) 農業新技術2008における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・湿害や干ばつを防止する新地下水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入
- (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

		<p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
<p>生産性向上 生産性向上</p>	<p>【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜) (粗収益の増加に関する目標)</p> <p>・粗収益を5%以上増加</p>	<p>・粗収益の増加減割合について 20%以上..... 9ポイント 17%以上..... 7ポイント 13%以上..... 5ポイント 9%以上..... 3ポイント 5%以上..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1) 以下の から までにそれぞれ対応した以下の割合について ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。 各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合 直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合 直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合 直近5カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合 直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合 20%以上..... 3ポイント 10%以上..... 2ポイント 5%以上..... 1ポイント</p> <p>(2) 農業新技術2008における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入</p> <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合..... 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合..... 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>

<p>【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】（施設園芸における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設園芸における燃料使用量を10%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸における燃料使用量の削減について <ul style="list-style-type: none"> 14%以上・・・9ポイント 13%以上・・・7ポイント 12%以上・・・5ポイント 11%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 本年度において、低減効果の高い技術導入又は取組を行っているか、台帳等をつける等による管理を実施している場合（いずれか一つを選択） 次の省エネルギー効果を有する技術が利用されている（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く） <ul style="list-style-type: none"> ・・・3ポイント ア 外張被覆の多重化の実施 イ 内張被覆の利用 ウ ヒートポンプの利用 エ 木質バイオマス等燃油以外の資源を利用した加温設備の利用 オ 廃熱回収機の利用 カ 多段式サーモの利用 キ 循環扇の利用 ク トンネル被覆の利用 ケ 高保温性被覆資材の利用 コ 燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙1第1の2の（2）のオの（キ）及びカの技術の利用 上記のア～コ以外の省エネ技術の利用がされている <ul style="list-style-type: none"> ・・・2ポイント 年間の燃油消費量等について台帳をつけている <ul style="list-style-type: none"> ・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウスの導入・・・3ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 <ul style="list-style-type: none"> ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント
	<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】（施設園芸における供給量の維持に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸における供給量の減少割合について <ul style="list-style-type: none"> 5%以内・・・9ポイント 10%以内・・・7ポイント 15%以内・・・5ポイント 20%以内・・・3ポイント 25%以内・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 10a 当たりの供給量について、 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県平均の105%以上・・・3ポイント 都道府県平均の100%～105%未満・・・2ポイント 都道府県平均以下・・・1ポイント 農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウスの導入・・・3ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 <ul style="list-style-type: none"> ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

【原油高騰対策（農業機械等（水稻直播機））】

【原油高騰対策（農業機械等（田植機））】

【原油高騰対策（農業機械等（汎用コンバイン））】

【原油高騰対策（農業機械等（収量コンバイン））】

【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設））】

【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（葉たばこ）））】

【原油高騰対策（農業機械等（その他））】

【原油高騰対策（農業機械等（省エネルギー農業機械等導入））】

生産性向上

【原油高騰対策（農業機械等（水稻直播機））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）

・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を12%以上低減

・燃油の使用量の低減割合について
 16%以上・・・9ポイント
 15%以上・・・7ポイント
 14%以上・・・5ポイント
 13%以上・・・3ポイント
 12%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下のとおりポイントを加算
 ・下に掲げる、原油価格高騰対策に係る取組を
 3つ以上行っている・・・3ポイント
 2つ行っている・・・2ポイント
 1つ行っている・・・1ポイント
 ア 既に原油高騰対策の対象機種を所有している（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く）
 イ 保守・点検記録を保管している。
 ウ 不耕起播種や側条施肥等の作業の省力化を実践している。
 エ 燃料保管用のタンクを所有している。
 オ 軽油引取税の免税措置を受けている。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・不耕起汎用播種機の導入・・・3ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【原油高騰対策（農業機械等（田植機））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）

・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を22%以上低減

・燃油の使用量の低減割合について
 26%以上・・・9ポイント
 25%以上・・・7ポイント
 24%以上・・・5ポイント
 23%以上・・・3ポイント
 22%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 以下に掲げる、原油価格高騰対策に係る取組を
 3つ以上行っている・・・3ポイント
 2つ行っている・・・2ポイント
 1つ行っている・・・1ポイント
 ア 既に原油高騰対策の対象機種を所有している（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く）
 イ 保守・点検記録を保管している。
 ウ 不耕起播種や側条施肥等の作業の省力化を実践している。
 エ 燃料保管用のタンクを所有している。
 オ 軽油引取税の免税措置を受けている。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高い

いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合
..... 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上..... 2ポイント
3人以上..... 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上..... 2ポイント
0%以上2%未満..... 1ポイント

生産性向上
【原油高騰対策（農業機械等（汎用コンバイン））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）
・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を14%以上低減

・燃油の使用量の低減割合について
18%以上..... 9ポイント
17%以上..... 7ポイント
16%以上..... 5ポイント
15%以上..... 3ポイント
14%以上..... 1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
以下に掲げる、原油価格高騰対策に係る取組を
3つ以上行っている..... 3ポイント
2つ行っている..... 2ポイント
1つ行っている..... 1ポイント
ア 既に原油高騰対策の対象機種を所有している（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く）
イ 保守・点検記録を保管している。
ウ 不耕起播種や側条施肥等の作業の省力化を実践している。
エ 燃料保管用のタンクを所有している。
オ 軽油引取税の免税措置を受けている。
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合
..... 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上..... 2ポイント
3人以上..... 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上..... 2ポイント
0%以上2%未満..... 1ポイント

生産性向上
【原油高騰対策（農業機械等（収量コンバイン））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）
・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を16%以上低減

・燃油の使用量の低減割合について
18%以上..... 9ポイント
17.5%以上..... 7ポイント
17%以上..... 5ポイント
16.5%以上..... 3ポイント
16%以上..... 1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
以下に掲げる、原油価格高騰対策に係る取組を
3つ以上行っている..... 3ポイント
2つ行っている..... 2ポイント
1つ行っている..... 1ポイント
ア 既に原油高騰対策の対象機種を所有している（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く）
イ 保守・点検記録を保管している。
ウ 不耕起播種や側条施肥等の作業の省力化を実践している。
エ 燃料保管用のタンクを所有している。
オ 軽油引取税の免税措置を受けている。
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合
..... 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事

業計画につき1つの加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）
 ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を20%以上低減

・燃油の使用量の低減割合について
 22%以上・・・9ポイント
 21.5%以上・・・7ポイント
 21%以上・・・5ポイント
 20.5%以上・・・3ポイント
 20%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 以下に掲げる、原油価格高騰対策に係る取組を
 3つ以上行っている・・・3ポイント
 2つ行っている・・・2ポイント
 1つ行っている・・・1ポイント
 ア 既に原油高騰対策の対象機種を所有している（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く）。
 イ 保守・点検記録を保管している。
 ウ 不耕起播種や側条施肥等の作業の省力化を実践している。
 エ 燃料保管用のタンクを所有している。
 オ 軽油引取税の免税措置を受けている。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（葉たばこ）））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）
 ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減

・燃油の使用量の低減割合について
 12%以上・・・9ポイント
 11.5%以上・・・7ポイント
 11%以上・・・5ポイント
 10.5%以上・・・3ポイント
 10%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 以下のとおりポイントを加算
 ・下に掲げる、原油価格高騰対策に係る取組を
 3つ以上行っている・・・3ポイント
 2つ行っている・・・2ポイント
 1つ行っている・・・1ポイント
 ア 既に原油高騰対策の対象機種を所有している（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く）。
 イ 保守・点検記録を保管している。
 ウ 不耕起播種や側条施肥等の作業の省力化を実践している。
 エ 燃料保管用のタンクを所有している。
 オ 軽油引取税の免税措置を受けている。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント

3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上
 【原油高騰対策（農業機械等（その他））】
 （農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）
 ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を20%以上低減

・燃油の使用量の低減割合について
 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 以下のとおりポイントを加算
 ・下に掲げる、原油価格高騰対策に係る取組を
 3つ以上行っている・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 2つ行っている・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 1つ行っている・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 ア 既に原油高騰対策の対象機種を所有している（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く）
 イ 保守・点検記録を保管している。
 ウ 不耕起播種や側条施肥等の作業の省力化を実践している。
 エ 燃料保管用のタンクを所有している。
 オ 軽油引取税の免税措置を受けている。
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上
 【原油高騰対策（農業機械等（省エネルギー化））】
 （農業機械等の利用にかかる労働時間の目標）
 ・当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制

・10アール当たり労働時間の増加割合について
 0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 2.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 7.5%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 10%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下のとおりポイントを加算
 ・10a当たりの労働時間について、
 都道府県平均の96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 都道府県平均の98%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 都道府県平均以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

<p>輸入急増農産物における国産シェアの奪回</p>	<p>【いぐさ・畳表】 いずれか2つまで選択可能。</p>	<p>輸入急増農産物における国産シェアの奪回</p>	<p>【いぐさ・畳表】(いぐさ生産の経営規模の増加に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における、一戸当たりいぐさ作付面積を5%増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における、一戸当たりいぐさ作付面積の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 7%以上・・・5ポイント 6%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又は、のいずれかによりポイントを加算。 事業実施地区等における現在の作付面積を過去3年間のいずれかの作付面積と比較して</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての年の面積を上回っている・・・3ポイント 2つの年の面積を上回っている・・・2ポイント 1つの年の面積を上回っている・・・1ポイント <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・1ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造調整計画を策定していること・・・3ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント
		<p>輸入急増農産物における国産シェアの奪回</p>	<p>【いぐさ・畳表】(いぐさの高品質品種の普及に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地全体において、高品質品種の作付面積を30%以上増加 ただし、新たに取組む場合にあつては、全体に占める割合を50%以上確保するものとする。 「高品質品種」とは、「いぐさ・畳表産地の構造改革の推進について(16生産第8394号平成17年4月27日農林水産省生産局長通知)」に基づき、産地が定めた「いぐさ・畳表構造調整計画」における「高品質品種」をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産地全体における高品質品種の作付面積の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 40%以上・・・9ポイント 38%以上・・・7ポイント 35%以上・・・5ポイント 33%以上・・・3ポイント 30%以上・・・1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合、高品質品種の作付面積が全体に占める割合について <ul style="list-style-type: none"> 60%以上・・・9ポイント 58%以上・・・7ポイント 55%以上・・・5ポイント 53%以上・・・3ポイント 50%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又は、のいずれかによりポイントを加算。 事業実施地区等における現在の優良新品種の作付面積割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 40%以上・・・3ポイント 35%以上・・・2ポイント 30%以上・・・1ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を

				<p>進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ・構造調整計画を策定していること 3ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上 2ポイント 0%以上2%未満 1ポイント</p>
	<p>輸入急増農産物における国内産シェアの奪回</p>	<p>【いぐさ・畳表】(いぐさ生産の低コスト化に関する目標)</p> <p>・事業実施地区における、畳表1枚当たり労働時間を10%以上削減</p>	<p>・事業実施地区における、畳表1枚当たり労働時間の削減割合について 18%以上 9ポイント 16%以上 7ポイント 14%以上 5ポイント 12%以上 3ポイント 10%以上 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。 事業実施地区等における現在の作付面積を過去3年間のいずれかの作付面積と比較して 全ての年の面積を上回っている 3ポイント 2つの年の面積を上回っている 2ポイント 1つの年の面積を上回っている 1ポイント ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ・構造調整計画を策定していること 3ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上 2ポイント 0%以上2%未満 1ポイント</p>	<p>・事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ・構造調整計画を策定していること 3ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上 2ポイント 0%以上2%未満 1ポイント</p>
<p>【輸入急増野菜】</p> <p>いずれか2つまで選択可能。</p>	<p>輸入急増農産物における国内産シェアの奪回</p>	<p>【輸入急増野菜】(コスト削減に関する目標)</p> <p>以下のいずれか1つを選択する。 ・単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計を5%以</p>	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について 21%以上 9ポイント 17%以上 7ポイント</p>	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について 21%以上 9ポイント 17%以上 7ポイント</p>

		<p>上削減 ・流通コストを5%以上削減</p>	<p>13%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、 ・当該品目の流通コストの削減割合について 41%以上・・・9ポイント 31%以上・・・7ポイント 21%以上・・・5ポイント 11%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ以上掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 また、キャベツ、トマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト削減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したもので可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、（1）に該当する場合はポイントを加算 （1）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、（2）及び（3）に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 （2）事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>（3）事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
<p>輸入急増農産物における国内産シェアの奪回</p>	<p>【輸入急増野菜】（労働時間の削減に関する目標） ・単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減</p>	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について 41%以上・・・9ポイント 31%以上・・・7ポイント 21%以上・・・5ポイント 11%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント</p>	<p>上記に加え、（1）、（2）又は（3）のいずれかによりポイントを加算 （1）事業実施主体として、以下の「及び」に該当する場合はポイントを加算。 現状の当該品目の10a当たりの労働時間が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」における全国平均値の 90%以下・・・2ポイント 100%以下・・・1ポイント</p> <p>次の（ア）（イ）のいずれかに該当する場合 ・・・1ポイント ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。 （ア）産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中である場合 （イ）野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合（1日5皿分（350g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。）</p> <p>（2）農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ以上掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・超低コスト耐候性ハウス ・湿害や干ばつを防止する新地下水位制御システム「FOEAS（フォアス）」の導入 ・肥料を大幅に削減できる露地野菜向け部分施肥技術 ・イチゴのクラウン温度制御</p> <p>（3）以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標権を活用した取組を進める場合・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント</p>

		<p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
<p>輸入急増農産物における産シエアの奪回</p>	<p>【輸入急増野菜】(病虫害による農作物被害の防止に関する目標) ・病虫害の被害率を5ポイント以上低減</p>	<p>・病虫害の被害率の低減について 25ポイント以上・・・9ポイント 20ポイント以上・・・7ポイント 15ポイント以上・・・5ポイント 10ポイント以上・・・3ポイント 5ポイント以上・・・1ポイント</p> <p>上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体における現状の10a当たり単収量が、「野菜生産出荷統計」「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して 15%以上高い・・・3ポイント 10%以上高い・・・2ポイント 5%以上高い・・・1ポイント</p> <p>(2) 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ以上掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・超低コスト耐候性ハウス ・湿害や干ばつを防止する新地下水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入 ・肥料を大幅に削減できる露地野菜向け部分施肥技術 ・イチゴのクラウン温度制御</p> <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (5) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
<p>輸入急増農産物における産シエアの奪回</p>	<p>【輸入急増野菜】(出荷規格の向上に関する目標) ・全出荷量又は全作付面積に占める秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合を3ポイント以上増加。 ただし、事業実施後の当該割合が30%以上であること</p>	<p>・秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合の増加について 15ポイント以上・・・9ポイント 12ポイント以上・・・7ポイント 9ポイント以上・・・5ポイント 6ポイント以上・・・3ポイント 3ポイント以上・・・1ポイント (事業実施主体が高品質化の具体的な指標を明示すること)</p> <p>上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1) 事業実施主体として、以下の「及び」に該当する場合はポイントを加算。 現状の当該高品質化野菜の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場に</p>

おける卸売価格の平均値の
 110%以上・・・2ポイント
 100%以上・・・1ポイント
 次の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合
 ・・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

(ア)産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中である場合
 (イ)野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)

(2)農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ以上掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・超低コスト耐候性ハウス
- ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入
- ・肥料を大幅に削減できる露地野菜向け部分施肥技術
- ・イチゴのクラウン温度制御

(3)以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算

(4)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

(5)事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

(6)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

輸入急増農産物における国内産シェアの奪回

【輸入急増野菜】(付加価値の向上に関する目標)
 ・全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品(地域団体商標を取得した野菜、伝統野菜や高糖度等により差別化及び販売単価の向上を図ったブランド野菜)の割合を5ポイント以上増加。
 ただし、事業実施後の当該割合が30%以上であること

・ブランド品(地域団体商標を取得した野菜、伝統野菜や高糖度等により差別化及び販売単価の向上を図ったブランド野菜)の割合の増加について

- 25ポイント以上・・・9ポイント
- 20ポイント以上・・・7ポイント
- 15ポイント以上・・・5ポイント
- 10ポイント以上・・・3ポイント
- 5ポイント以上・・・1ポイント

上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算

(1)事業実施主体として、以下の及びに該当する場合はポイントを加算。

現状のブランド品の割合が
 20%以上・・・2ポイント
 10%以上・・・1ポイント
 次の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合
 ・・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

(ア)産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中である場合
 (イ)野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)

(2)農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ以上掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・超低コスト耐候性ハウス
- ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォア

- ス」の導入
 - ・肥料を大幅に削減できる露地野菜向け部分施肥技術
 - ・イチゴのクラウン温度制御
- (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
..... 2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
..... 1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
..... 1ポイント
- 上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算
- (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
..... 1ポイント
- 上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。
- ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- (5) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
- 7人以上..... 2ポイント
 - 3人以上..... 1ポイント
- (6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
- 2%以上..... 2ポイント
 - 0%以上2%未満..... 1ポイント

輸入急増農産物における産シェアの奪回

【輸入急増野菜】(契約取引の推進に関する目標)
・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加

- ・当該品目の契約取引割合の増加について
 - 35ポイント以上..... 9ポイント
 - 27ポイント以上..... 7ポイント
 - 19ポイント以上..... 5ポイント
 - 12ポイント以上..... 3ポイント
 - 5ポイント以上..... 1ポイント
- 上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算。
- (1) 事業実施主体として、以下の 及び に該当する場合はポイントを加算。
- 現状の当該品目の契約取引割合が
- 20%以上..... 2ポイント
 - 10%以上..... 1ポイント
- 次の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合
..... 1ポイント
- ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。
- (ア) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中である場合
- (イ) 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)
- (2) 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算
- ただし、達成すべき成果目標を2つ以上掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・超低コスト耐候性ハウス
 - ・湿害や干ばつを防止する新地下水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入
 - ・肥料を大幅に削減できる露地野菜向け部分施肥技術
 - ・イチゴのクラウン温度制御
- (3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
..... 2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
..... 1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
..... 1ポイント

			<p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(5) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	<p>【輸入急増野菜】(加工向け出荷量の増大に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量を5ポイント以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について 25ポイント以上..... 9ポイント 20ポイント以上..... 7ポイント 15ポイント以上..... 5ポイント 10ポイント以上..... 3ポイント 5ポイント以上..... 1ポイント <p>上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算。</p> <p>(1) 事業実施主体として、以下の及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>現状の全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合が 20%以上..... 2ポイント 10%以上..... 1ポイント</p> <p>次の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合 1ポイント</p> <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>(ア) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中である場合</p> <p>(イ) 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績がある場合(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <p>(2) 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ以上掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス 湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入 肥料を大幅に削減できる露地野菜向け部分施肥技術 イチゴのクラウン温度制御 <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合..... 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合..... 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合..... 1ポイント <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(5) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>	
【原油高騰対策(農業機械等(いぐさ))】	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	<p>【原油高騰対策(農業機械等(いぐさ))】(農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標)</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃油の使用量の低減割合について <ul style="list-style-type: none"> 12%以上・・・9ポイント 11.5%以上・・・7ポイント 11%以上・・・5ポイント 10.5%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・下に掲げる、原油価格高騰対策に係る取組を <ul style="list-style-type: none"> 3つ以上行っている・・・3ポイント 2つ行っている・・・2ポイント 1つ行っている・・・1ポイント ア 既に原油高騰対策の対象機種を所有している（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く）。 イ 保守・点検記録を保管している。 ウ 不耕起播種や側条施肥等の作業の省力化を実践している。 エ 燃料保管用のタンクを所有している。 オ 軽油引取税の免税措置を受けている。 <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
<p>輸入急増農産物における国産シェアの奪回</p>	<p>【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））（農業機械等の利用にかかる労働時間の目標）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・10アール当たり労働時間の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 0%以下・・・9ポイント 2.5%以下・・・7ポイント 5%以下・・・5ポイント 7.5%以下・・・3ポイント 10%以下・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・10a当たりの労働時間について、 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県平均の96%以下・・・3ポイント 都道府県平均の98%以下・・・2ポイント 都道府県平均以下・・・1ポイント <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不耕起汎用播種機の導入・・・3ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10アール当たり労働時間の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 0%以下・・・9ポイント 2.5%以下・・・7ポイント 5%以下・・・5ポイント 7.5%以下・・・3ポイント 10%以下・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・10a当たりの労働時間について、 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県平均の96%以下・・・3ポイント 都道府県平均の98%以下・・・2ポイント 都道府県平均以下・・・1ポイント <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不耕起汎用播種機の導入・・・3ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
<p>【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】</p>	<p>輸入急増農産物における国産シェアの奪回</p> <p>【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））（施設園芸における省エネルギーに関する目標）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸における燃油の使用量を10%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸における燃油の使用量を10%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸における燃料使用量の削減について <ul style="list-style-type: none"> 14%以上・・・9ポイント 13%以上・・・7ポイント 12%以上・・・5ポイント 11%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算
 以下のとおりポイントを加算
 ・本年度において、低減効果の高い技術導入又は取組を行っているか、台帳等をつける等による管理を実施している場合（いずれか一つを選択）
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

次の省エネルギー効果を有する技術が利用されている（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く）・・・3ポイント
 ア 外張被覆の多重化の実施
 イ 内張被覆の利用
 ウ ヒートポンプの利用
 エ 木質バイオマス等燃油以外の資源を利用した加温設備の利用
 オ 廃熱回収機の利用
 カ 多段式サーモの利用
 キ 循環扇の利用
 ク トンネル被覆の利用
 ケ 高保温性被覆資材の利用
 コ 燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙1第1の2の（2）のオの（キ）及びカの技術の利用

上記のア～コ以外の省エネ技術の利用がされている
 ・・・・2ポイント

年間の燃油消費量等について台帳をつけている
 ・・・・1ポイント

農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・超低コスト耐候性ハウスの導入・・・3ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

輸入急増農産物における産シェアの奪回

【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】（施設園芸における供給量の維持に関する目標）
 ・施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制

施設園芸における供給量の減少割合について
 5%以内・・・9ポイント
 10%以内・・・7ポイント
 15%以内・・・5ポイント
 20%以内・・・3ポイント
 25%以内・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算
 以下のとおりポイントを加算
 ・10a当たりの供給量について、
 都道府県平均の105%以上・・・3ポイント
 都道府県平均の100%～105%未満・・・2ポイント
 都道府県平均以下・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・超低コスト耐候性ハウスの導入・・・3ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

産地競争力の強化に向けた総合的推進	【生乳】	生産性向上	<p>【生乳】(乳用牛飼養の低コスト化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生乳100kg当たり生産コストを8%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より8%以上削減とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 生乳100kg当たり生産コストの削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 13%以上・・・9ポイント 12%以上・・・7ポイント 11%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 8%以上・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、生乳100kg当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 13%以上・・・9ポイント 12%以上・・・7ポイント 11%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 8%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
		生産性向上	<p>【生乳】(乳用牛飼養の省力化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生乳100kg当たり労働時間を9%以上削減。 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より9%以上削減とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 生乳100kg当たり労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 26%以上・・・9ポイント 21%以上・・・7ポイント 17%以上・・・5ポイント 13%以上・・・3ポイント 9%以上・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、生乳100kg当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 26%以上・・・9ポイント 21%以上・・・7ポイント 17%以上・・・5ポイント 13%以上・・・3ポイント 9%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>農業新技術2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術 水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術 <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取

組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【生乳】(乳用牛飼養の生産性向上に関する目標)

・1頭当たり乳量を3%以上増加。

・1頭当たり乳量の増加割合について
7%以上・・・9ポイント
6%以上・・・7ポイント
5%以上・・・5ポイント
4%以上・・・3ポイント
3%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。
以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算。
(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント
(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント
(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント

(ア)直近3年間の当該地区の1頭当たり乳量の平均値について
)直近3年間の全国平均値の110%以上
)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上
(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について
)受益頭数の占める割合が50%以上
)受益頭数の占める割合が25%以上

農業新技術2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術
・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上	<p>【生乳】(乳用牛飼養の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初産月齢を1.0%以上短縮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初産月齢の短縮割合について <ul style="list-style-type: none"> 2.2%以上・・・9ポイント 1.9%以上・・・7ポイント 1.6%以上・・・5ポイント 1.3%以上・・・3ポイント 1.0%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。</p> <p>以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント <p>(ア)直近3年間の当該地区の初産月齢の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を越える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>農業新技術2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術 ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術 <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント
需要に応じた生産量の確保	<p>【生乳】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額が2%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合 <ul style="list-style-type: none"> 10%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 6%以上・・・5ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・1ポイント <p>上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 45%以上・・・3ポイント 25%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出

		<p>荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【生乳】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷量のうち契約取引に占める割合が20%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷量のうち契約取引が占める割合について 60%以上..... 9ポイント 50%以上..... 7ポイント 40%以上..... 5ポイント 30%以上..... 3ポイント 20%以上..... 1ポイント <p>上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について 45%以上..... 3ポイント 25%以上..... 2ポイント 5%以上..... 1ポイント</p> <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合..... 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合..... 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合..... 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【生乳】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のう 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合

	<p>ち、畜産加工施設に仕向ける割合が5%以上増加。</p>	<p>65%以上・・・9ポイント 50%以上・・・7ポイント 35%以上・・・5ポイント 20%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 加工した製品量が原料換算で以下の場合 乳製品、牛肉又はその他の大家畜の肉製品にあつては、 10t以上・・・3ポイント 5t以上・・・2ポイント 1t以上・・・1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの一つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標)</p> <p>・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を用いた効率的な育種改良手法の実用化のために必要な検討を行うため、クローン牛の作成頭数を1頭以上増加。</p>	<p>・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化のために必要な検討を行うためのクローン牛の作成頭数の増加数について 5頭以上・・・9ポイント 4頭以上・・・7ポイント 3頭以上・・・5ポイント 2頭以上・・・3ポイント 1頭以上・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 1機関当たりのクローン技術を利用した効率的な育種改良手法の検証を実施した候補種雄牛の頭数が直近3年間の全国平均値に対して 3頭以上多い・・・3ポイント 2頭以上多い・・・2ポイント 1頭以上多い・・・1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの一つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p>

		<p>7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を利用した育種改良手法の実用化に必要な検討を行うため、クローン胚の作成個数を5%以上増加。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を利用した育種改良手法の実用化に必要な検討を行うため、クローン胚の作成個数について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上・・・9ポイント 8%以上・・・7ポイント 7%以上・・・5ポイント 6%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算。 1機関当たりのクローン胚の作成個数が直近3カ年の全国平均値に対して、 15%以上多い・・・3ポイント 10%以上多い・・・2ポイント 5%以上多い・・・1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な検証を行うため、DNA解析を選抜の指標に利用した候補種畜の頭数を5%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な検証を行うため、DNA解析を選抜の指標に利用した候補種畜の頭数の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して 30%以上多い・・・3ポイント 20%以上多い・・・2ポイント 10%以上多い・・・1ポイント</p> <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷

した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上 【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標)

・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な、家畜の優良形質又は遺伝性疾患に関する遺伝子の探索を目的としたDNA解析を行う家畜の頭数を5%以上増加

・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な、家畜の優良形質又は遺伝性疾患に関する遺伝子の探索を目的としたDNA解析を行う家畜の頭数の増加割合について
25%以上・・・9ポイント
20%以上・・・7ポイント
15%以上・・・5ポイント
10%以上・・・3ポイント
5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して
30%以上多い・・・3ポイント
20%以上多い・・・2ポイント
10%以上多い・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上 【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標)

・事業実施地区を含む地域内における性別別受精卵移植技術普及のために必要な、性別別受精卵の移植及び受胎頭数を5%以上増加

・事業実施地区を含む地域内における性別別受精卵移植技術普及のために必要な、性別別受精卵の移植及び受胎頭数の増加割合について
25%以上・・・9ポイント
20%以上・・・7ポイント
15%以上・・・5ポイント
10%以上・・・3ポイント
5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算

1 機関当たりの性判別受精卵の移植頭数が直近 3 年間の全国平均値に対して

- 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
- 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
- 5%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算

ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算

本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。

事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について

- 7 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
- 3 人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
- 0%以上 2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

生産性向上 【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標)

- ・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のため、性判別受精卵の生産・配布個数を 5% 以上増加

- ・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のため、性判別受精卵の生産・配布を行った個数の増加割合について

 - 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント
 - 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント
 - 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント
 - 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
 - 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算

1 機関当たりの性判別受精卵の移植頭数が直近 3 年間の全国平均値に対して

- 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント
- 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
- 5%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算

本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。

事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について

			<p>7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
【牛肉】	生産性向上	<p>【牛肉】(肉用牛飼養の低コスト化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖にあっては子牛1頭当たり生産コストを7%以上削減 ・肥育にあっては肥育牛1頭当たり生産コストを7%以上削減 <p>どちらかを選択 ただし、新たに取り組む場合にあつては、事業実施地区を含む地域の平均値より7%以上削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖にあっては子牛1頭当たり生産コスト、肥育にあっては肥育牛1頭当たり生産コストの削減割合について 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあつては、繁殖にあっては子牛1頭当たり生産コスト、肥育にあっては肥育牛1頭当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	生産性向上	<p>【牛肉】(肉用牛飼養の労働時間の削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖にあっては子牛1頭当たり労働時間を12%以上削減。 ・肥育にあっては肥育牛1頭当たり労働時間を12%以上削減。 <p>どちらかを選択 ただし、新たに取り組む場合にあつては、事業実施地区を含む地域の平均値より12%以上削減。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖にあっては子牛1頭当たり労働時間、肥育にあっては肥育牛1頭当たり労働時間の削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあつては、繁殖にあっては子牛1頭当たり労働時間、肥育にあっては肥育牛1頭当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の繁殖にあっては子牛1頭当たり労働時間、肥育にあっては肥育牛1頭当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあつては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p>

農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
 ・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術
 ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)

・繁殖における1頭当たり分娩間隔を1.3%以上短縮。

・繁殖における1頭当たり分娩間隔の短縮割合について
 3.1%以上・・・9ポイント
 2.6%以上・・・7ポイント
 2.2%以上・・・5ポイント
 1.8%以上・・・3ポイント
 1.3%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。
 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。
 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント

(ア)直近3年間の当該地区の分娩間隔の平均値について
)直近3年間の全国平均値の90%以下
)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下
 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について
)受益頭数の占める割合が50%以上
)受益頭数の占める割合が25%以上

農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
 ・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術
 ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)

- ・繁殖におけるほ育育成時事故率を4.2%以上低減。

- ・繁殖におけるほ育育成時事故率の低減割合について
9.8%以上・・・9ポイント
8.4%以上・・・7ポイント
7.0%以上・・・5ポイント
5.6%以上・・・3ポイント
4.2%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。
以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。
(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント
(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント
(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント

(ア)直近3年間の当該地区のほ育育成時事故率の平均値に
ついで
)直近3年間の全国平均値の90%以下
)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下
(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について
)受益頭数の占める割合が50%以上
)受益頭数の占める割合が25%以上

農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術
・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

<p>生産性向上</p>	<p>【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥育における肥育開始月齢を2.4%以上短縮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育における肥育開始月齢の短縮割合について <ul style="list-style-type: none"> 5.6%以上・・・9ポイント 4.8%以上・・・7ポイント 4.0%以上・・・5ポイント 3.2%以上・・・3ポイント 2.4%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。</p> <p>以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。</p> <p>(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント</p> <p>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント</p> <p>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の肥育開始月齢平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術 ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術 <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント
<p>生産性向上</p>	<p>【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥育における肥育終了月齢を2.7%以上短縮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育における肥育終了月齢の短縮割合について <ul style="list-style-type: none"> 6.3%以上・・・9ポイント 5.4%以上・・・7ポイント 4.5%以上・・・5ポイント 3.6%以上・・・3ポイント 2.7%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。</p> <p>以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。</p> <p>(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント</p> <p>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント</p> <p>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント</p>

(ア) 直近3年間の当該地区の肥育終了月齢の平均値について
) 直近3年間の全国平均値の90%以下
) 直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下
 (イ) 直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について
) 受益頭数の占める割合が50%以上
) 受益頭数の占める割合が25%以上

農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・ 稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
 ・ 食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術
 ・ 水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント
 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント
 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上 【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)

・ 繁殖における子牛の出荷月齢を2.4%以上短縮。

・ 繁殖における子牛の出荷月齢の短縮割合について
 5.6%以上・・・・・・・・・・9ポイント
 4.8%以上・・・・・・・・・・7ポイント
 4.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント
 3.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント
 2.4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
 上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。
 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。
 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・1ポイント

(ア) 直近3年間の当該地区の繁殖における子牛の出荷月齢の平均値について
) 直近3年間の全国平均値の90%以下
) 直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下
 (イ) 直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について
) 受益頭数の占める割合が50%以上
) 受益頭数の占める割合が25%以上

農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・ 稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
 ・ 食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術
 ・ 水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し

た取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上
 【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)

・繁殖における子牛の平均価格を2.4%以上増加。

- ・繁殖における子牛の平均価格の増加割合について
 5.6%以上・・・・・・・・・・9ポイント
 4.8%以上・・・・・・・・・・7ポイント
 4.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント
 3.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント
 2.4%以上・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。
 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。
 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・1ポイント

(ア)直近3年間の当該地区の繁殖における子牛の平均価格の平均値について
)直近3年間の全国平均値の110%以上
)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上

(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について
)受益頭数の占める割合が50%以上
)受益頭数の占める割合が25%以上

農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
 ・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術
 ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上 【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)

・地域増頭率と県全体増頭率を比較した場合の増加割合が10%以上増加。

・地域増頭率と県全体増頭率を比較した場合の増加割合が
 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。

以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。
 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・1ポイント

(ア)直近3年間の当該地区の地域増頭率の平均について
)直近3年間の全国平均値の110%以上
)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上
 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について
)受益頭数の占める割合が50%以上
)受益頭数の占める割合が25%以上

農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
 ・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術
 ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上 【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)

・事業実施地区を含む地域の子牛の体重のバラツキ(標準偏差)と県平均を比較した際の削減割合が10%以上削減。

・事業実施地区を含む地域の子牛の体重のバラツキ(標準偏差)と県平均を比較した際の削減割合について
 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 14%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算

以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。
 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・・・・・・・・1ポイント

(ア)直近3年間の当該地区の事業実施地区を含む地域の子牛の体重

のバラツキ(標準偏差)の平均について
) 直近3年間の全国平均値の90%以下
) 直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下
 (イ) 直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について
) 受益頭数の占める割合が50%以上
) 受益頭数の占める割合が25%以上

農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・ 稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
 ・ 食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術
 ・ 水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)

・ 肥育にあっては出荷生産物に占めるA4、A5等級の向上割合が0.6%以上増加。

・ 肥育にあっては出荷生産物に占めるA4、A5等級の向上割合について
 1.4%以上・・・9ポイント
 1.2%以上・・・7ポイント
 1.0%以上・・・5ポイント
 0.8%以上・・・3ポイント
 0.6%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。

以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。

(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント

(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント

(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント

(ア) 直近3年間の当該地区の、出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合の平均について

) 直近3年間の全国平均値の110%以上
) 直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上

(イ) 直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について

) 受益頭数の占める割合が50%以上
) 受益頭数の占める割合が25%以上

農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・ 稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
 ・ 食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術
 ・ 水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出

荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【牛肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)

- ・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額が2%以上増加

- ・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合
 10%以上・・・9ポイント
 8%以上・・・7ポイント
 6%以上・・・5ポイント
 4%以上・・・3ポイント
 2%以上・・・1ポイント

上記のポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。
 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産物加工施設に仕向ける割合について
 45%以上・・・3ポイント
 25%以上・・・2ポイント
 5%以上・・・1ポイント
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【牛肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷量のうち契約取引に占める割合が20%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷量のうち契約取引が占める割合について <ul style="list-style-type: none"> 60%以上・・・9ポイント 50%以上・・・7ポイント 40%以上・・・5ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・1ポイント <p>上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 45%以上・・・3ポイント 25%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【牛肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合が5%以上増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合 <ul style="list-style-type: none"> 65%以上・・・9ポイント 50%以上・・・7ポイント 35%以上・・・5ポイント 20%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント <p>上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 加工した製品量が原料換算で以下の場合 牛肉又はその他の大家畜の肉製品にあつては、</p> <p>ト</p> <ul style="list-style-type: none"> 10t以上・・・3ポイント 5t以上・・・2ポイント 1t以上・・・1ポイント <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
需要に応じた生産量の確保

【牛肉】
(肉用牛の改良増殖に関する目標)

- ・検定成績
現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績の向上率の平均が1%以上、又は間接検定の1日平均増体量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績の向上率の平均が1%以上

検定成績

- ・現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績の向上率の平均、又は間接検定の1日平均増体量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績の向上率の平均について
5%以上・・・9ポイント
4%以上・・・7ポイント
3%以上・・・5ポイント
2%以上・・・3ポイント
1%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算
平成15年度から平成17年度までの現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績をそれぞれ平成15年度から平成17年度までの全国平均と比較した場合の平均、又は間接検定の1日平均増体量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績をそれぞれ平成15年度から平成17年度までの全国平均と比較した場合の平均が
3%以上・・・3ポイント
2%以上・・・2ポイント
1%以上・・・1ポイント
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
・・・3ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
・・・1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント

		<p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	<p>【牛肉】 (肉用牛の改良増殖に関する目標)</p> <p>・育種価 日齢枝肉重量における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率と、脂肪交雑(BMSNo.)における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率の平均が1%以上増加</p>	<p>育種価</p> <p>・日齢枝肉重量における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率と、脂肪交雑(BMSNo.)における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率について</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>平成15年度から平成17年度までの現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績をそれぞれ平成15年度から平成17年度までの全国平均と比較した場合の平均、又は間接検定の1日平均増体量及び脂肪交雑(BMSNo.)の検定成績をそれぞれ平成15年度から平成17年度までの全国平均と比較した場合の平均が</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合</p> <p>・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>7人以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	<p>【牛肉】 (肉用牛の改良増殖に関する目標)</p> <p>・事業実施地区を含む地域内における肉用牛改良増殖を促進するために必要な受精卵の移植頭数を40頭以上増加。</p>	<p>・事業実施地区を含む地域内における肉用牛改良増殖を促進するために必要な受精卵の移植頭数の増加数について</p> <p>80頭以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>70頭以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>60頭以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>50頭以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>40頭以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。</p> <p>直近年度の肉用種受精卵の乳用種への移植頭数(新規の取り組みについては、目標頭数とする。)が</p> <p>60頭以上/年・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>50頭以上/年・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>40頭以上/年・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ</p>

の事業計画につき1回の加算とする。
 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 需要に応じた生産量の確保

【牛肉】
 (肉用牛の改良増殖に関する目標)
 ・事業実施地区を含む地域内における肉用牛改良増殖を促進するために必要な受精卵を150個以上生産。

・事業実施地区を含む地域内における肉用牛改良増殖を促進するために必要な受精卵の生産個数の増加数について
 230個以上・・・9ポイント
 210個以上・・・7ポイント
 190個以上・・・5ポイント
 170個以上・・・3ポイント
 150個以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。
 採卵牛の育種価(日齢枝肉重量、BMSNo.)上位1/4の割合が
 70%以上/年・・・3ポイント
 60%以上/年・・・2ポイント
 50%以上/年・・・1ポイント

農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標)

・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を用いた効率的な育種改良手法の実用化のために必要な検討を行うためのクローン牛の作成頭数を1頭以上増加。

- ・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化のために必要な検討を行うためのクローン牛の作成頭数の増加数について
- 5頭以上・・・9ポイント
- 4頭以上・・・7ポイント
- 3頭以上・・・5ポイント
- 2頭以上・・・3ポイント
- 1頭以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、
又は のいずれかによりポイントを加算。

1機関当たりのクローン技術を利用した効率的な育種改良手法の検証を実施した候補種雄牛の頭数が直近3年間の全国平均値に対して

- 3頭以上多い・・・3ポイント
- 2頭以上多い・・・2ポイント
- 1頭以上多い・・・1ポイント

農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、
に該当する場合はポイントを加算。
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、
及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
- 7人以上・・・2ポイント
 - 3人以上・・・1ポイント

- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
- 2%以上・・・2ポイント
 - 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標)

・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を利用した育種改良手法の実用化に必要な検討を行うためのクローン胚の作成個数を5%以上増加。

- ・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を利用した育種改良手法の実用化に必要な検討を行うためのクローン胚の作成個数について
- 9%以上・・・9ポイント
- 8%以上・・・7ポイント
- 7%以上・・・5ポイント
- 6%以上・・・3ポイント
- 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、
又は のいずれかによりポイントを加算。

1機関当たりのクローン胚の作成個数が直近3カ年の全国平均値に対して、

- 15%以上多い・・・3ポイント
- 10%以上多い・・・2ポイント
- 5%以上多い・・・1ポイント

農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算。
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上 【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標)

- ・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な検証を行うためのDNA解析を選抜の指標に利用した候補種畜の頭数を5%以上増加

- ・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な検証を行うためのDNA解析を選抜の指標に利用した候補種畜の頭数の増加割合について
 25%以上・・・9ポイント
 20%以上・・・7ポイント
 15%以上・・・5ポイント
 10%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算
 1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して
 30%以上多い・・・3ポイント
 20%以上多い・・・2ポイント
 10%以上多い・・・1ポイント
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上 【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標)

- ・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な、家畜の優良形質又は遺伝性疾患

- ・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な、家畜の優良形質又は遺伝性疾患に関する遺伝子の探索を目的としたDNA解析を行う家畜の頭数の増加割合について

	<p>患に関する遺伝子の探索を目的としたDNA解析を行う家畜の頭数を5%以上増加</p>	<p>25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>1 機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して 30%以上多い・・・3ポイント 20%以上多い・・・2ポイント 10%以上多い・・・1ポイント</p> <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
	<p>生産性向上【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のために必要な性判別受精卵の移植及び受胎頭数を5%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のために必要な性判別受精卵の移植及び受胎頭数の増加割合について 25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>1 機関当たりの性判別受精卵の移植頭数が直近3年間の全国平均値に対して 15%以上多い・・・3ポイント 10%以上多い・・・2ポイント 5%以上多い・・・1ポイント</p> <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

生産性向上 【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標)

- ・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のための性判別受精卵生産・配布個数を5%以上増加

- ・事業実施地区を含む地域内における性判別受精卵移植技術普及のための性判別受精卵生産・配布個数の増加割合について
25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算
1機関当たりの性判別受精卵の移植頭数が直近3年間の全国平均値に対して
15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
5%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。
- 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント
- 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

【豚肉】	生産性向上	<p>【豚肉】 (豚飼養の低コスト化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては事業実施地区を含む地域の平均値の6%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 肥育豚1頭当たり生産コストの削減割合について 11%以上・・・9ポイント 9%以上・・・7ポイント 8%以上・・・5ポイント 7%以上・・・3ポイント 6%以上・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、肥育豚1頭当たり生産コストの地域の平均値に対する削減割合について 11%以上・・・9ポイント 9%以上・・・7ポイント 8%以上・・・5ポイント 7%以上・・・3ポイント 6%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
	生産性向上	<p>【豚肉】 (豚飼養の省力化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥育豚1頭当たり労働時間を13%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては事業実施地区を含む地域の平均値より13%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 肥育豚1頭当たり労働時間の削減割合について 23%以上・・・9ポイント 21%以上・・・7ポイント 18%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 13%以上・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、肥育豚1頭当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 23%以上・・・9ポイント 21%以上・・・7ポイント 18%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 13%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 ・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>農業新技術2008における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント</p>

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

生産性向上 【豚肉】
(豚飼養の生産性向上に関する目標)

- ・年間分娩回数を1.1%以上増加

- ・年間分娩回数の増加割合について
2.7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
2.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
1.9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
1.1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。
以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算
(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- (ア)直近3年間の当該地区の年間分娩回数の平均値について
)直近3年間の全国平均値の110%以上
)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上
(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について
)受益頭数の占める割合が50%以上
)受益頭数の占める割合が25%以上
- 農業新技術2008における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術
- 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

		<p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【豚肉】 (豚飼養の生産性向上に関する目標)</p> <p>・事故率を24%以上低減</p>	<p>・事故率(出生から出荷まで)の低減割合について 56%以上・・・・・・・・・・9ポイント 48%以上・・・・・・・・・・7ポイント 40%以上・・・・・・・・・・5ポイント 32%以上・・・・・・・・・・3ポイント 24%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の事故率の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>農業新技術2008における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【豚肉】 (豚飼養の生産性向上に関する目標)</p> <p>・出荷生産物に占める上物率の向上割合が1.5%以上増加</p>	<p>・出荷生産物に占める上物率の向上割合について 3.5%以上・・・・・・・・・・9ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・7ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p>

(ア) 直近3年間の当該地区の出荷生産物に占める上物率の平均値について
) 直近3年間の全国平均値の110%以上
) 直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上
 (イ) 直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について
) 受益頭数の占める割合が50%以上
) 受益頭数の占める割合が25%以上

農業新技術2008における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上 【豚肉】
 (豚飼養の生産性向上に関する目標)

・1腹産子数の向上割合が0.25%以上増加

・1腹産子数の向上割合について
 1.25%以上・・・9ポイント
 1.00%以上・・・7ポイント
 0.75%以上・・・5ポイント
 0.50%以上・・・3ポイント
 0.25%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。
 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算
 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合
 ・・・・3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
 ・・・・2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
 ・・・・1ポイント

(ア) 直近3年間の当該地区の1腹産子数の向上割合の平均値について
) 直近3年間の全国平均値の110%以上
) 直近3年間の全国平均値の110%場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上
 (イ) 直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について
) 受益頭数の占める割合が50%以上
) 受益頭数の占める割合が25%以上

農業新技術2008における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し

た取組を進める場合
 2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上..... 2ポイント
 3人以上..... 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上..... 2ポイント
 0%以上2%未満..... 1ポイント

生産性向上 【豚肉】
 (豚飼養の生産性向上に関する目標)

- ・1日平均増体重の向上割合が0.25%以上増加

- ・1日平均増体重の向上割合について
 1.25%以上..... 9ポイント
 1.00%以上..... 7ポイント
 0.75%以上..... 5ポイント
 0.50%以上..... 3ポイント
 0.25%以上..... 1ポイント

上記ポイントに加え、 、 又は のいずれかによりポイントを加算。
 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算
 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合
 3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
 2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
 1ポイント

(ア)直近3年間の当該地区の1日平均増体重の平均値について
)直近3年間の全国平均値の110%以上
)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上
 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について
)受益頭数の占める割合が50%以上
)受益頭数の占める割合が25%以上

農業新技術2008における以下の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・食品残さを活用した発酵リキッドフィーディング技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

		<p>7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
需要に応じた生産量の確保	<p>【豚肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区内における畜産加工品の出荷額が2%増加 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について 45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
需要に応じた生産量の確保	<p>【豚肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷量のうち契約取引に占める割合が20%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 出荷量のうち契約取引が占める割合について 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について 45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中

		<p>の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【豚肉】 (畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合が5%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合 65%以上..... 9ポイント 50%以上..... 7ポイント 35%以上..... 5ポイント 20%以上..... 3ポイント 5%以上..... 1ポイント <p>上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 加工した製品量が原料換算で以下の場合 豚肉その他の中小家畜又は家きんの肉製品にあつては、 5 t 以上 3ポイント 2 t 以上..... 2ポイント 0.5 t 以上..... 1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
<p>生産性向上 需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【豚肉】(豚の改良増殖に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力(1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体量、背脂肪の厚さ、ロース芯の太さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価等)を0.5%以上向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力(1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体量、背脂肪の厚さ、ロース芯の太さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価等)の向上割合について 2.5%以上..... 9ポイント 2.0%以上..... 7ポイント 1.5%以上..... 5ポイント 1.0%以上..... 3ポイント 0.5%以上..... 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して 2.5%以上高い..... 3ポイント</p>

1.5%以上高い・・・・・・・・・・ 2ポイント
0.5%以上高い・・・・・・・・・・ 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
3人以上・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
0%以上2%未満・・・・・・・・・・ 1ポイント

生産性向上
需要に応じた生産量の確保

【豚肉】(豚の改良増殖に関する目標)

・飼養頭数を5%以上増加。
ただし、生産量の増加に関する目標と同時選択は不可
また、新たに取組む場合にあつては、当該銘柄の飼養頭数の事業実施地区を含む地域における平均値より5%以上増加

・当該銘柄の飼養頭数の増加割合について
20%以上・・・・・・・・・・ 9ポイント
16%以上・・・・・・・・・・ 7ポイント
13%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント
9%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント
5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント

又は、
・新たに取組む場合にあつては、当該銘柄の飼養頭数の事業実施地区を含む地域における銘柄豚の平均値に対する増加割合について
20%以上・・・・・・・・・・ 9ポイント
16%以上・・・・・・・・・・ 7ポイント
13%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント
9%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント
5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
当該銘柄の飼養頭数について、都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の飼養頭数に対して
20%以上多い・・・・・・・・・・ 3ポイント
13%以上多い・・・・・・・・・・ 2ポイント
5%以上多い・・・・・・・・・・ 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・・・・・・・・ 2ポイント
3人以上・・・・・・・・・・ 1ポイント

		<p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	<p>【豚肉】(豚の改良増殖に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産量(産肉量)を5%以上増加。 ただし、飼養頭数の増加と同時選択は不可 また、新たに取り組む場合にあつては、当該銘柄の生産量(産肉量)の事業実施地区を含む地域における銘柄豚の平均値に対して5%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 当該銘柄の生産量(産肉量)の増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあつては、当該銘柄の生産量(産肉量)の事業実施地区を含む地域における銘柄豚の平均値に対する増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の生産量について都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の生産量に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 20%以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 13%以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 5%以上多い・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	<p>【豚肉】(豚の改良増殖に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥育豚1頭当たり生産コストを3%以上削減。 ただし、新たに取り組む場合にあつては、肥育豚1頭当たりの生産コストが地域の平均値より3%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 肥育豚1頭当たり生産コストの削減割合について 5.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 4.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあつては、肥育豚1頭当たり生産コストが事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 5.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 4.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減の取組を推進するため、コストの削減に関する取組を進める場合には3ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>

			<p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	<p>【豚肉】(豚の改良増殖に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥育豚1頭当たり労働時間を6.5%以上削減。 ただし、新たに取り組む場合にあっては、肥育豚1頭当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値より6.5%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 肥育豚1頭当たり労働時間の削減割合について 11.5%以上・・・9ポイント 10.5%以上・・・7ポイント 9.0%以上・・・5ポイント 7.5%以上・・・3ポイント 6.5%以上・・・1ポイント 又は、 新たにに取り組む場合にあっては、肥育豚1頭当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 11.5%以上・・・9ポイント 10.5%以上・・・7ポイント 9.0%以上・・・5ポイント 7.5%以上・・・3ポイント 6.5%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 ・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の肥育豚1頭当たり労働時間の削減割合の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>	
【鶏肉】	生産性向上	<p>【鶏肉】(肉用鶏飼養の低コスト化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減。 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値の8%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ブロイラー100羽当たり生産コストの削減割合について 19%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 11%以上・・・3ポイント 8%以上・・・1ポイント 又は、

	<p>削減とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに取組む場合にあっては、ブロイラー100羽当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 19%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 11%以上・・・3ポイント 8%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント
	<p>生産性向上 【鶏肉】(肉用鶏飼養の省力化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減。 ただし、新たに取組む場合にあっては、地域の平均値より13%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロイラー100羽当たり労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 23%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 18%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 13%以上・・・1ポイント 又は、 ・新たに取組む場合にあっては、ブロイラー100羽当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 23%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 18%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 13%以上・・・1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 ・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・1ポイント (ア)直近3年間の当該地区のブロイラー100羽当たり労働時間の平均値について <ul style="list-style-type: none">)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について <ul style="list-style-type: none">)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上 【鶏肉】(肉用鶏飼養の生産性向上に関する目標)

・育成率を0.2%以上増加

・育成率の増加割合について
 0.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 0.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 0.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 0.3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 0.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算。

(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

(ア)直近3年間の当該地区の育成率の増加割合の平均値について
)直近3年間の全国平均値の110%以上
)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上
 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について
)受益羽数の占める割合が50%以上
)受益羽数の占める割合が25%以上

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上 【鶏肉】(肉用鶏飼養の生産性向上に関する目標)

・飼料要求率の向上割合が0.25%以上増加

・飼料要求率の向上割合について
 1.00%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 0.80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 0.65%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 0.45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 0.25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。
 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算

(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

(ア)直近3年間の当該地区の飼料要求率の平均値について
)直近3年間の全国平均値の110%以上
)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上
 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合

合について
) 受益羽数の占める割合が50%以上
) 受益羽数の占める割合が25%以上

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上..... 2ポイント
 3人以上..... 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上..... 2ポイント
 0%以上2%未満..... 1ポイント

生産性向上 【鶏肉】(肉用鶏飼養の生産性向上に関する目標)

・49日齢時体重の向上割合が0.25%以上増加

・49日齢時体重の向上割合について 1.00%

以上..... 9ポイント
 0.80%以上..... 7ポイント
 0.65%以上..... 5ポイント
 0.45%以上..... 3ポイント
 0.25%以上..... 1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算
 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合
 3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
 2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
 1ポイント

(ア) 直近3年間の当該地区の49日齢時体重の平均値について
) 直近3年間の全国平均値の110%以上
) 直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上
 (イ) 直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について
) 受益羽数の占める割合が50%以上
) 受益羽数の占める割合が25%以上

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ

		<p>の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【鶏肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算する。 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産物加工施設に仕向ける割合について 45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【鶏肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷量のうち契約取引が占める割合が20%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷量のうち契約取引が占める割合について 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について 45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【鶏肉】 (畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合5%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合 65%以上..... 9ポイント 50%以上..... 7ポイント 35%以上..... 5ポイント 20%以上..... 3ポイント 5%以上..... 1ポイント <p>上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 豚肉その他の中小家畜又は家ぎんの肉製品にあっては、 5t以上..... 3ポイント 2t以上..... 2ポイント 0.5t以上..... 1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
<p>生産性向上 需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【鶏肉】 (肉用鶏の改良増殖に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力(飼料要求率、49日齢時体重等)を0.5%以上向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力(飼料要求率、49日齢時体重等)の向上割合について 2.0%以上..... 9ポイント 1.6%以上..... 7ポイント 1.3%以上..... 5ポイント 0.9%以上..... 3ポイント 0.5%以上..... 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算</p>

上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して
 2.5%以上高い・・・3ポイント
 1.5%以上高い・・・2ポイント
 0.5%以上高い・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上
 需要に応じた生産量の確保

【鶏肉】
 (肉用鶏の改良増殖に関する目標)

・当該銘柄の飼養羽数を5%以上増加。
 ただし、生産量の増加と同時選択は不可
 また、新たに取組む場合にあっては、地域の平均値より5%以上増加

・当該銘柄の飼養羽数の増加割合について
 25%以上・・・9ポイント
 20%以上・・・7ポイント
 15%以上・・・5ポイント
 10%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取組む場合にあっては、当該銘柄の飼養羽数の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について

25%以上・・・9ポイント
 20%以上・・・7ポイント
 15%以上・・・5ポイント
 10%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
 当該銘柄の飼養羽数について都道府県が独自に設定した値に対して

25%以上多い・・・3ポイント
 15%以上多い・・・2ポイント
 5%以上多い・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上
 需要に応じた生産量の確保

【鶏肉】
 (肉用鶏の改良増殖に関する目標)

・当該銘柄の生産量(産肉量)を5%以上増加。
 ただし、飼養羽数の増加と同時選択は不可
 また、新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の生産量(産肉量)が事業実施地区を含む地域の平均値より5%以上増加

・当該銘柄の生産量の増加割合について
 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の生産量の地域の平均値に対する増加割合について
 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 当該銘柄の生産量について都道府県が独自に設定した値に対して
 25%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 5%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上
 需要に応じた生産量の確保

【鶏肉】
 (肉用鶏の改良増殖に関する目標)

・銘柄鶏100羽当たり生産コストを4.0%以上削減。
 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より4.0%以上削減

・銘柄鶏100羽当たり生産コストの削減割合について
 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合にあっては、銘柄鶏100羽当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について
 9.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 8.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 4.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つであ

		<p>る場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	<p>【鶏肉】 (肉用鶏の改良増殖に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄鶏100羽当たり労働時間を6.5%以上削減。 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より6.5%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄鶏100羽当たり労働時間の削減割合について 11.5%以上..... 9ポイント 10.0%以上..... 7ポイント 9.0%以上..... 5ポイント 7.5%以上..... 3ポイント 6.5%以上..... 1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに取り組む場合にあっては、銘柄鶏100羽当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 11.5%以上..... 9ポイント 10.0%以上..... 7ポイント 9.0%以上..... 5ポイント 7.5%以上..... 3ポイント 6.5%以上..... 1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1ポイント</p> <p>(ア) 直近3年間の当該地区の銘柄鶏100羽当たり労働時間の平均値について) 直近3年間の全国平均値の90%以下) 直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ) 直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について) 受益羽数の占める割合が50%以上) 受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
生産性向上	<p>【鶏肉】(処理・加工コスト低減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1万羽当たり処理・加工コストの削減割合について 10.0%以上..... 9ポイント 7.5%以上..... 7ポイント 5.0%以上..... 5ポイント

2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

食鳥処理施設の年間処理羽数について
 (プロイラーにあっては)
 600万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 540万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 480万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
 (成鶏にあっては)
 200万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 180万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 160万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・ 3ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

生産性向上 【鶏肉】(生産量の増加に関する目標)

・受益農家全体の生産量を1%以上増加。
 ただし、新たに取り組む場合にあっては、受益農家全体の生産量(出荷羽数)がプロイラーにあっては概ね600万羽以上、成鶏にあっては概ね200万羽以上

・受益農家の生産量の増加割合について
 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合にあっては、受益農家全体の生産量(出荷羽数)が
 (プロイラーにあっては、)
 600万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 570万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 540万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 510万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 480万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
 (成鶏にあっては、)
 200万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 190万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 180万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 170万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 160万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

食鳥処理施設の年間処理羽数について
 (プロイラーにあっては)
 600万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 540万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 480万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
 (成鶏にあっては)
 200万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 180万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 160万羽以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・ 3ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

生産性向上	<p>【鶏肉】(省力化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1万羽当たり労働時間を1%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1万羽当たり労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 10.0%以上・・・9ポイント 7.5%以上・・・7ポイント 5.0%以上・・・5ポイント 2.5%以上・・・3ポイント 1.0%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>食鳥処理施設の年間処理羽数について (ブロイラーにあっては)</p> <ul style="list-style-type: none"> 600万羽以上・・・3ポイント 540万羽以上・・・2ポイント 480万羽以上・・・1ポイント <p>(成鶏にあっては)</p> <ul style="list-style-type: none"> 200万羽以上・・・3ポイント 180万羽以上・・・2ポイント 160万羽以上・・・1ポイント <p>事業内容が再編整備の場合・・・3ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント
生産性向上	<p>【鶏肉】(高付加価値化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高付加価値製品(銘柄鶏、加工品など)の生産量を1%以上増加。 ただし、新たに取り組む場合にあっては、生産量に占める高付加価値製品の割合が1%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高付加価値製品(銘柄鶏、加工品など)の生産量の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 10.0%以上・・・9ポイント 7.5%以上・・・7ポイント 5.0%以上・・・5ポイント 2.5%以上・・・3ポイント 1.0%以上・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに取り組む場合にあっては、生産量に占める高付加価値製品(銘柄鶏、加工品など)の割合が <ul style="list-style-type: none"> 10.0%以上・・・9ポイント 7.5%以上・・・7ポイント 5.0%以上・・・5ポイント 2.5%以上・・・3ポイント 1.0%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>食鳥処理施設の年間処理羽数について (ブロイラーにあっては)</p> <ul style="list-style-type: none"> 600万羽以上・・・3ポイント 540万羽以上・・・2ポイント 480万羽以上・・・1ポイント <p>(成鶏にあっては)</p> <ul style="list-style-type: none"> 200万羽以上・・・3ポイント 180万羽以上・・・2ポイント 160万羽以上・・・1ポイント <p>事業内容が再編整備の場合・・・3ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント

<p>【鶏卵】</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【鶏卵】(採卵鶏飼養の低コスト化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採卵鶏100羽当たり生産コストを8%以上削減。 ただし、新たに取り組む場合にあっては地域の平均値より8%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 採卵鶏100羽当たり生産コストの削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 19%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 8%以上・・・1ポイント 又は、 <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、採卵鶏100羽当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 19%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 8%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p>
	<p>生産性向上</p>	<p>【鶏卵】(採卵鶏飼養の省力化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採卵鶏100羽当たり労働時間を13%以上削減。 ただし、新たに取り組む場合にあっては実施地区を含む地域の平均値の13%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 採卵鶏100羽当たり労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 23%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 18%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 13%以上・・・1ポイント 又は、 <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、採卵鶏100羽当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 23%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 18%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 13%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 ・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の鶏卵100kg当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合

		<p>..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
生産性向上	<p>【鶏卵】(採卵鶏飼養の生 産性向上に関する目標)</p> <p>・産卵率0.3%以上向上</p>	<p>・産卵率の向上割合について 0.7%以上..... 9ポイント 0.6%以上..... 7ポイント 0.5%以上..... 5ポイント 0.4%以上..... 3ポイント 0.3%以上..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の産卵率の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近 3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割 合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合 2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中 の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド 化支援事業を実施する場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
生産性向上	<p>【鶏卵】(採卵鶏飼養の生 産性向上に関する目標)</p> <p>・年間産卵量の向上割合 が0.25%以上増加</p>	<p>・年間産卵量の向上割合について 1.00% 以上..... 9ポイント 0.80%以上..... 7ポイント 0.65%以上..... 5ポイント 0.45%以上..... 3ポイント 0.25%以上..... 1ポイント</p>

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算
 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1ポイント

(ア)直近3年間の当該地区の年間産卵量の平均値について
)直近3年間の全国平均値の110%以上
)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上
 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について
)受益羽数の占める割合が50%以上
)受益羽数の占める割合が25%以上

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上 2ポイント
 3人以上 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 2ポイント
 0%以上2%未満 1ポイント

生産性向上 【鶏卵】(採卵鶏飼養の生産性向上に関する目標)
 ・飼料要求率の向上割合が0.25%以上増加

・飼料要求率の向上割合について 1.00
 %以上 9ポイント
 0.80%以上 7ポイント
 0.65%以上 5ポイント
 0.45%以上 3ポイント
 0.25%以上 1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算
 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1ポイント

(ア)直近3年間の当該地区の飼料要求率の平均値について
)直近3年間の全国平均値の110%以上
)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上
 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について
)受益羽数の占める割合が50%以上
)受益羽数の占める割合が25%以上

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合

				<p>..... 1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【鶏卵】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2%以上増加 		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合 10%以上..... 9ポイント 8%以上..... 7ポイント 6%以上..... 5ポイント 4%以上..... 3ポイント 2%以上..... 1ポイント <p>上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産物加工施設に仕向ける割合について 45%以上..... 3ポイント 25%以上..... 2ポイント 5%以上..... 1ポイント</p> <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>	
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【鶏卵】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷量のうち契約取引に占める割合が20%以上増加 		<ul style="list-style-type: none"> ・出荷量のうち契約取引が占める割合について 60%以上..... 9ポイント 50%以上..... 7ポイント 40%以上..... 5ポイント 30%以上..... 3ポイント 20%以上..... 1ポイント <p>上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について</p>	

45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【鶏卵】
 (畜産物加工施設の活用促進に関する目標)

- ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合5%以上増加

- ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合
 65%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
 加工した製品量が原料換算で以下の場合
 豚肉その他の中小家畜又は家きんの肉製品にあっては、
 5t以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 2t以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0.5t以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

		<p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	<p>【鶏卵】 (採卵鶏の改良増殖に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 能力(年間産卵量、飼料要求率等)を0.5%以上向上 	<ul style="list-style-type: none"> 能力(年間産卵量、飼料要求率等)の向上割合について 2.0%以上・・・・・・・・・・9ポイント 1.6%以上・・・・・・・・・・7ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・5ポイント 0.9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.5%以上高い・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント 0.5%以上高い・・・・・・・・・・1ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	<p>【鶏卵】 (採卵鶏の改良増殖に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該銘柄の飼養羽数を5%以上増加。 ただし生産量の増加に関する目標と同時選択は不可 また、新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の飼養羽数の事業実施地区を含む地域の平均値より5%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 当該銘柄の飼養羽数の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の飼養羽数の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の飼養羽数について都道府県が独自に設定した値に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 25%以上多い・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上多い・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上多い・・・・・・・・・・1ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷

		<p>した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
<p>生産性向上 需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【鶏卵】 (採卵鶏の改良増殖に関する目標)</p> <p>・当該銘柄の鶏卵の生産量を5%以上増加。 ただし、飼養羽数の増加と同時選択は不可 また、新たに取り組む場合にあっては、実施地区を含む地域の平均値より5%以上増加</p>	<p>・当該銘柄の鶏卵の生産量の増加割合について 25%以上..... 9ポイント 20%以上..... 7ポイント 15%以上..... 5ポイント 10%以上..... 3ポイント 5%以上..... 1ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の生産量の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について 25%以上..... 9ポイント 20%以上..... 7ポイント 15%以上..... 5ポイント 10%以上..... 3ポイント 5%以上..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の生産量について都道府県が独自に設定した値に対して 25%以上多い..... 3ポイント 15%以上多い..... 2ポイント 5%以上多い..... 1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
<p>生産性向上 需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【鶏卵】 (採卵鶏の改良増殖に関する目標)</p> <p>・採卵鶏100羽当たり生産コストを4.0%以上削減</p>	<p>・採卵鶏100羽当たり生産コストの削減割合について 9.5%以上..... 9ポイント</p>

	<p>減。 ただし、新たに取 組む場合にあつては、 地域の平均値より4.0% 以上削減</p>	<p>8.0%以上・・・7ポイント 6.5%以上・・・5ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 4.0%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取組む場合にあつては、採卵鶏100羽当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 9.5%以上・・・9ポイント 8.0%以上・・・7ポイント 6.5%以上・・・5ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 4.0%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント </p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント </p>
<p>生産性向上 需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【鶏卵】 (採卵鶏の改良増殖に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採卵鶏100羽当たり労働時間を6.5%以上削減。 ただし、新たに取組む場合にあつては、地域の平均値より6.5%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・採卵鶏100羽当たり労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 11.5%以上・・・9ポイント 10.0%以上・・・7ポイント 9.0%以上・・・5ポイント 7.5%以上・・・3ポイント 6.5%以上・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取組む場合にあつては、採卵鶏100羽当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 11.5%以上・・・9ポイント 10.0%以上・・・7ポイント 9.0%以上・・・5ポイント 7.5%以上・・・3ポイント 6.5%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <p>(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の鶏卵100kg当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあつては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p>

..... 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上..... 2ポイント
 3人以上..... 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上..... 2ポイント
 0%以上2%未満..... 1ポイント

生産性向上 【鶏卵】(処理・加工コスト低減に関する目標)

・鶏卵1トン当たり処理加工コストを1%以上削減

・鶏卵1トン当たり処理・加工コストの削減割合について
 10.0%以上..... 9ポイント
 7.5%以上..... 7ポイント
 5.0%以上..... 5ポイント
 2.5%以上..... 3ポイント
 1.0%以上..... 1ポイント

上記ポイントに加え、次の又はによりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。
 事業を実施する鶏卵処理施設の1日当たりの処理量
 13トン以上..... 3ポイント
 10トン以上..... 2ポイント
 8トン以上..... 1ポイント

事業内容が再編整備の場合..... 3ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上..... 2ポイント
 3人以上..... 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上..... 2ポイント
 0%以上2%未満..... 1ポイント

生産性向上 【鶏卵】(出荷量の増加に関する目標)

・受益農家の鶏卵生産量を1%以上増加。
 ただし、新たに取り組む場合にあっては、受益農家全体の生産量が概ね10トン以上

・受益農家の鶏卵生産量の増加割合について
 10.0%以上..... 9ポイント
 7.5%以上..... 7ポイント
 5.0%以上..... 5ポイント
 2.5%以上..... 3ポイント
 1.0%以上..... 1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合にあっては、受益農家全体の鶏卵生産量について
 26トン以上..... 9ポイント
 20トン以上..... 7ポイント
 16トン以上..... 5ポイント
 13トン以上..... 3ポイント
 10トン以上..... 1ポイント

上記ポイントに加え、次の又はによりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。
 事業を実施する鶏卵処理施設の1日当たりの処理量
 13トン以上..... 3ポイント
 10トン以上..... 2ポイント
 8トン以上..... 1ポイント

事業内容が再編整備の場合..... 3ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上..... 2ポイント
 3人以上..... 1ポイント

			<p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	生産性向上	<p>【鶏卵】(省力化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶏卵1トン当たり労働時間を1%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏卵1トン当たり労働時間の削減割合について 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業を実施する鶏卵処理施設の1日当たりの処理量 13トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 8トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・3ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p>
【馬及び特用家畜】	生産性向上	<p>【馬及び特用家畜】(馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標) 〔特用家畜のうち地鶏等の家きん〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該家畜の飼養羽数を25%以上増加。 ただし生産量の増加に関する目標と同時選択は不可 また、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均飼養羽数以上の取組とする。 <p>〔馬及び特用家畜〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数を5%以上増加。 ただし、生産量の増加に関する目標と同時選択は不可 また、新たに取り組む場合にあっては、農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該家畜の飼養羽数の増加割合について 125%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、当該家畜の飼養羽数の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数の増加割合について 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、農家1戸あたりの当該家畜の飼養頭羽数の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値に対する増加割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 馬にあっては、現状の地区の生産技術(生産率)が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して 15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>特用家畜にあっては、農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数の全国平均値(ただし、全国平均値がない場合は都道府県で独自に設定)に対して 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p>

10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 5%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

生産性向上 【馬及び特用家畜】(馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標)

[特用家畜のうち地鶏等の家きん]
 ・当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)を25%以上増加。
 ただし、飼養頭羽数の増加と同時選択は不可。
 また、新たに取組む場合にあつては、事業実施地区を含む地域の平均生産量(産肉量)以上の取組とする。

[その他]
 【馬及び特用家畜】
 ・当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)を0.4%以上増加。
 ただし、飼養頭羽数の増加と同時選択は不可。
 また、新たに取組む場合にあつては、当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)が全国平均値(または、都道府県が独自に設定した数値)以上の取組みとする。

・当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)の増加割合について
 125%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

又は、
 ・新たに取組む場合にあつては、当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について
 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

・当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)の増加割合について
 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 1.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 1.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 0.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

又は、
 ・新たに取組む場合にあつては、当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)が全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値に対しての増加割合について
 1.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 1.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 0.4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 0.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算
 馬にあつては、現状の地区の生産技術(生産率)が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して
 15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

特用家畜にあつては、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値(ただし、全国平均値がない場合は、都道府県で独自に設定)に対して
 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 10%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

5%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上 【馬及び特用家畜】(馬の改良増殖に関する目標)

・馬の生産技術(生産率)を0.5%以上向上。
 ただし、新たに取り組む場合にあつては、馬の生産技術(生産率)の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。

・馬の生産技術(生産率)の向上割合について
 2.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 0.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合にあつては、馬の生産技術(生産率)の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値に対しての増加割合について
 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 0.8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 0.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 0.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算
 馬にあつては、現状の地区の生産技術(生産率)が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して
 15%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 10%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 5%以上高い・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加

算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上 【馬及び特用家畜】(特用家畜の改良増殖に関する目標)
 [地鶏等を除く特用家畜]

・当該家畜(当該銘柄)の能力を0.5%以上向上。
 ただし、新たに取り組む場合にあつては、当該家畜(当該銘柄)の能力の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上とする。

・当該家畜(当該銘柄)の能力の向上割合について
 2.0%以上・・・9ポイント
 1.5%以上・・・7ポイント
 1.0%以上・・・5ポイント
 0.8%以上・・・3ポイント
 0.5%以上・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合にあつては、当該家畜(当該銘柄)の能力の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値の向上割合について
 1.5%以上・・・9ポイント
 1.0%以上・・・7ポイント
 0.8%以上・・・5ポイント
 0.5%以上・・・3ポイント
 0.0%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 特用家畜にあつては、農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値(ただし、全国平均値がない場合は、都道府県で独自に設定)に対して
 15%以上多い・・・3ポイント
 10%以上多い・・・2ポイント
 5%以上多い・・・1ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上 【馬及び特用家畜】(馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標)

・生産コストを5%以上削減。
 ただし、新たに取り組む場合にあつては、地域の平均値の5%以上削減

・生産コストの削減割合について
 12%以上・・・9ポイント
 10%以上・・・7ポイント
 8%以上・・・5ポイント
 7%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合にあつては、生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について
 12%以上・・・9ポイント
 10%以上・・・7ポイント
 8%以上・・・5ポイント
 7%以上・・・3ポイント
 5%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイント

を加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上 【馬及び特用家畜】(馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標)

・労働時間を5%以上削減。
 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値の5%以上削減

・労働時間の削減割合について
 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合にあっては、労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について
 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算
 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

(ア)直近3年間の当該地区の労働時間の平均値について
)直近3年間の全国平均値の90%以下
)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下
 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭羽数に占める受益頭羽数の割合について
)受益頭羽数の占める割合が50%以上
)受益頭羽数の占める割合が25%以上

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

<p>【飼料増産】 耕種作物 活用型飼料 増産につい ても本目標 を適用</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【飼料増産】(飼料作物の増産に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料収穫・収集面積を5%以上又は1ha以上増加。 ただし、新たに取り組む場合にあつては、飼料収穫・収集面積を1ha以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料収穫・収集面積の増加について <ul style="list-style-type: none"> 40%以上・・・9ポイント 30%以上・・・7ポイント 20%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント 若しくは、 <ul style="list-style-type: none"> 5ha以上・・・9ポイント 4ha以上・・・7ポイント 3ha以上・・・5ポイント 2ha以上・・・3ポイント 1ha以上・・・1ポイント 又は、 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあつては、飼料収穫・収集面積の増加について <ul style="list-style-type: none"> 5ha以上・・・9ポイント 4ha以上・・・7ポイント 3ha以上・・・5ポイント 2ha以上・・・3ポイント 1ha以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、以下の1から3までのいずれかによりポイントを加算</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飼料収穫・収集面積が <ul style="list-style-type: none"> 6.0ha以上・・・3ポイント 4.0ha以上・・・2ポイント 2.0ha以上・・・1ポイント 2 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入 ・地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術 ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術 3 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント </p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント </p> <p>家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物(生乳、牛肉、豚肉)の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。</p>
	<p>生産性向上</p>	<p>【飼料増産】(飼料作物の省力化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間を4%以上削減。 ただし、新たに取り組む場合にあつては、地域の平均値より4%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 12%以上・・・5ポイント 8%以上・・・3ポイント 4%以上・・・1ポイント 又は、 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあつては、労働時間の事業実施地区を含む地域の平均からの削減について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント

- 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
- 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算

- 1 労働時間が、北海道・都府県の数値（ただし、地域で算出された労働時間の数値を用いても可。）に対して
 - 95%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 - 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 105%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- 2 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 - ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
 - ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS（フォアス）」の導入
 - ・地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術
 - ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

- 3 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
- 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。

生産性向上 【飼料増産】（飼料の増産に関する目標）

- ・飼料自給率の増加割合を4%以上増加。
 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より4%以上増加

- ・飼料自給率の増加割合について
 - 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 - 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 - 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 - 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 - 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- 又は、
- ・新たに取り組む場合にあっては、飼料自給率の事業実施地区を含む地域の平均からの増加について
 - 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 - 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 - 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 - 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 - 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、以下の1から3までのいずれかによりポイントを加算

- 1 飼料自給率が、全国の数値（ただし、地域で算出された飼料自給率の数値を用いても可。）に対して
 - 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 - 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

- 2 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 - ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育

- ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フオアス)」の導入
- ・地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術
- ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

3 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上..... 2ポイント
 3人以上..... 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上..... 2ポイント
 0%以上2%未満..... 1ポイント

家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物(生乳、牛肉、豚肉)の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実にすることが明確でなければならない。

生産性向上

【飼料増産】(飼料の低コスト化に関する目標)

- ・飼料生産コストを2%以上削減。
 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より2%以上削減

- ・飼料生産コストの削減について
 10%以上..... 9ポイント
 8%以上..... 7ポイント
 6%以上..... 5ポイント
 4%以上..... 3ポイント
 2%以上..... 1ポイント

又は、

- ・新たに取り組む場合にあっては、飼料生産コストの事業実施地区を含む地域の平均からの削減について
 10%以上..... 9ポイント
 8%以上..... 7ポイント
 6%以上..... 5ポイント
 4%以上..... 3ポイント
 2%以上..... 1ポイント

上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合..... 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上..... 2ポイント
 3人以上..... 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上..... 2ポイント
 0%以上2%未満..... 1ポイント

家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物(生乳、牛肉、豚肉)の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実にすることが明確でなければならない。

生産性向上	<p>【飼料増産】 (飼料の増産に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単収を4%以上増加。ただし、新たに取り組む場合にあつては、地域の平均値より4%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・単収の増加について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 12%以上・・・5ポイント 8%以上・・・3ポイント 4%以上・・・1ポイント 又は、 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあつては、事業実施地区を含む地域の単収の平均値からの増加について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 12%以上・・・5ポイント 8%以上・・・3ポイント 4%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、以下の1から3までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>1 飼料の単収が、都道府県別の数値(ただし、地域で算出した単収の値を用いても可。)に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 105%以上・・・3ポイント 100%以上・・・2ポイント 95%以上・・・1ポイント <p>2 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入 ・地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術 ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術 <p>3 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント <p>家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物(生乳、牛肉、豚肉)の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。</p>
生産性向上	<p>【飼料増産】 (飼料の増産に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託農家戸数を20%以上増加、もしくは3戸以上増加。ただし、新たに取り組む場合にあつては、受託農家戸数を3戸以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・受託農家戸数の増加について <ul style="list-style-type: none"> 40%以上・・・9ポイント 35%以上・・・7ポイント 30%以上・・・5ポイント 25%以上・・・3ポイント 20%以上・・・1ポイント 若しくは、 <ul style="list-style-type: none"> 7戸以上・・・9ポイント 6戸以上・・・7ポイント 5戸以上・・・5ポイント

4戸以上・・・3ポイント
 3戸以上・・・1ポイント

又は、

- ・新たに取組む場合にあっては、受託農家戸数の増加について
 - 7戸以上・・・9ポイント
 - 6戸以上・・・7ポイント
 - 5戸以上・・・5ポイント
 - 4戸以上・・・3ポイント
 - 3戸以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、以下の1から3までのいずれかによりポイントを加算

1 受託面積が

- 6.0ha以上・・・3ポイント
- 5.0ha以上・・・2ポイント
- 4.0ha以上・・・1ポイント

2 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
- ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入
- ・地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術
- ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

3 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 7人以上・・・2ポイント
- 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・2ポイント
- 0%以上2%未満・・・1ポイント

家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物(生乳、牛肉、豚肉)の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。

生産性向上

【食品残さ飼料利用】
 (食品残さ飼料利用に関する目標)

- ・飼料自給率を2ポイント以上増加
 ただし、新たに取組む場合にあっては、地域の平均値より2ポイント以上増加

- ・飼料自給率について
 - 10ポイント以上・・・9ポイント
 - 8ポイント以上・・・7ポイント
 - 6ポイント以上・・・5ポイント
 - 4ポイント以上・・・3ポイント
 - 2ポイント以上・・・1ポイント

又は、

- ・新たに取組む場合にあっては、飼料自給率の事業実施地区を含む地域の平均から
 - 10ポイント以上・・・9ポイント
 - 8ポイント以上・・・7ポイント
 - 6ポイント以上・・・5ポイント
 - 4ポイント以上・・・3ポイント
 - 2ポイント以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、以下の1又は3のいずれかによりポイントを加算

1 飼料自給率が、全国の数値(ただし、地域で算出された飼料自給率の数値を用いても可。)に対して

- 105%以上・・・3ポイント

100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

2 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。

生産性向上

【食品残さ飼料利用】
 （食品残さ飼料利用に関する目標）
 ・飼料コストを2%以上削減（ただし、食品残さ飼料利用によるものであること）
 ただし、新たに取り組む場合にあつては、地域の平均値より2%以上削減

・飼料コストの削減について
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合にあつては、飼料コストの事業実施地区を含む地域の平均からの削減について
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。

【多角的農作業コントラクター育成】(飼料作物)

生産性向上

【多角的農作業コントラクター育成】(飼料作物) (飼料作物の増産に関する目標)
・飼料収穫・収集面積を3%以上又は0.5ha以上増加
ただし、新たに取り組む場合にあつては、飼料収穫・収集面積を0.5ha以上増加

- ・飼料収穫・収集面積の増加について
 - 20%以上・・・9ポイント
 - 10%以上・・・7ポイント
 - 7%以上・・・5ポイント
 - 5%以上・・・3ポイント
 - 3%以上・・・1ポイント
 - 若しくは、
 - 2.5ha以上・・・9ポイント
 - 2.0ha以上・・・7ポイント
 - 1.5ha以上・・・5ポイント
 - 1.0ha以上・・・3ポイント
 - 0.5ha以上・・・1ポイント
 - 又は、
 - ・新たに取り組む場合にあつては、飼料収穫・収集面積の増加について
 - 2.5ha以上・・・9ポイント
 - 2.0ha以上・・・7ポイント
 - 1.5ha以上・・・5ポイント
 - 1.0ha以上・・・3ポイント
 - 0.5ha以上・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、以下の1から3までのいずれかによりポイントを加算
- 1 飼料収穫・収集面積が
 - 6.0ha以上・・・3ポイント
 - 4.0ha以上・・・2ポイント
 - 2.0ha以上・・・1ポイント
 - 2 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 - ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
 - ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入
 - ・地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術
 - ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術
 - 3 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
・・・2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
・・・1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・1ポイント
- 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者について
7人以上・・・2ポイント
3人以上・・・1ポイント
事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・2ポイント
0%以上2%未満・・・1ポイント

生産性向上

【多角的農作業コントラクター育成】(飼料作物) (飼料作物の省力化に関する目標)
・労働時間を2%以上削減。
ただし、新たに取り組む場合にあつては、地域の平均値より2%以上削減

- ・労働時間の削減について
 - 10%以上・・・9ポイント
 - 8%以上・・・7ポイント
 - 6%以上・・・5ポイント
 - 4%以上・・・3ポイント
 - 2%以上・・・1ポイント
- 又は、
 - ・新たに取り組む場合にあつては、労働時間の事業実施地区を含む地域の平均からの削減について
 - 10%以上・・・9ポイント
 - 8%以上・・・7ポイント
 - 6%以上・・・5ポイント
 - 4%以上・・・3ポイント

2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、以下の1から3までのいずれかによりポイントを加算

1 労働時間が、北海道・都府県の数値（ただし、地域で算出された労働時間の数値を用いても可。）に対して。
 95%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 105%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

2 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS（フォアス）」の導入
 ・地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術
 ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術

3 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上

【多角的農作業コントラクター育成】(飼料作物)
 (飼料の増産に関する目標)
 ・飼料自給率を2%以上増加
 ただし、新たに取り組む場合にあつては、地域の平均値より2%以上増加

・飼料自給率の増加について
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合にあつては、飼料自給率の事業実施地区を含む地域の平均からの増加について
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、以下の1から3までのいずれかによりポイントを加算

1 飼料自給率が、全国の数値（ただし、地域で算出された飼料自給率の数値を用いても可。）に対して
 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

2 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算
 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・3ポイント

3 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中

		<p>の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
生産性向上	<p>【多角的農作業コントラクター育成】(飼料作物) (飼料の低コスト化に関する目標)</p> <p>・飼料生産コストを2%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあつては、地域の平均値より2%以上削減</p>	<p>・飼料生産コストの削減について 10%以上..... 9ポイント 8%以上..... 7ポイント 6%以上..... 5ポイント 4%以上..... 3ポイント 2%以上..... 1ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあつては、飼料生産コストの事業実施地区を含む地域の平均からの削減について 10%以上..... 9ポイント 8%以上..... 7ポイント 6%以上..... 5ポイント 4%以上..... 3ポイント 2%以上..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
生産性向上	<p>【多角的農作業コントラクター育成】(飼料作物) (飼料の増産に関する目標)</p> <p>・単収を3%以上増加。 ただし、新たに取り組む場合にあつては、地域の平均値より3%以上増加</p>	<p>・単収の増加について 15%以上..... 9ポイント 10%以上..... 7ポイント 7%以上..... 5ポイント 5%以上..... 3ポイント 3%以上..... 1ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあつては、単収の地域の平均からの増加について 15%以上..... 9ポイント 10%以上..... 7ポイント 7%以上..... 5ポイント 5%以上..... 3ポイント 3%以上..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の1から3までのいずれかによりポイントを加算 1 飼料の単収が、都道府県別の数値(ただし、地域で算出した単収の数値を用いても可。)に対して 105%以上..... 3ポイント 100%以上..... 2ポイント 95%以上..... 1ポイント</p> <p>2 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入 ・地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術</p>

- ・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術
 - 3 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
..... 2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
..... 1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
..... 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
..... 1ポイント
- 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者について
7人以上..... 2ポイント
3人以上..... 1ポイント
事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上..... 2ポイント
0%以上2%未満..... 1ポイント

生産性向上 【多角的農作業コントラクター育成】
(飼料の増産に関する目標)
・受託農家戸数を3%以上増加、もしくは1戸以上増加。
ただし、新たに取り組む場合にあつては、受託農家戸数を1戸以上増加
若しくは、
5戸以上..... 9ポイント
4戸以上..... 7ポイント
3戸以上..... 5ポイント
2戸以上..... 3ポイント
1戸以上..... 1ポイント
又は、
・新たに取り組む場合にあつては、受託農家戸数の増加について
5戸以上..... 9ポイント
4戸以上..... 7ポイント
3戸以上..... 5ポイント
2戸以上..... 3ポイント
1戸以上..... 1ポイント

- 上記ポイントに加え、以下の1から3までのいずれかによりポイントを加算
- 1 受託面積が
6.0ha以上..... 3ポイント
5.0ha以上..... 2ポイント
4.0ha以上..... 1ポイント
 - 2 農業新技術2007、2008及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
・湿害や干ばつを防止する新地下水水位制御システム「FOEAS(フォアス)」の導入
・地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術
・水田等を有効活用した放牧による家畜生産技術
 - 3 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
..... 2ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
..... 1ポイント
 - ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合

..... 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性
 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである
 場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの
 事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者について

7人以上..... 2ポイント
 3人以上..... 1ポイント
 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上..... 2ポイント
 0%以上2%未満..... 1ポイント

【食肉処理】 生産性向上

【食肉処理】
 (出荷量の増加に関する
 目標)

・受益農家全体の出荷頭
 数を1%以上増加。
 ただし、新たに取り
 組む場合にあつては、
 受益農家全体の1日当
 たりの出荷頭数が概ね
 1,400頭以上(豚換算)
 とする

・受益農家全体の出荷頭数の増加割合について
 10.0%以上..... 9ポイント
 7.5%以上..... 7ポイント
 5.0%以上..... 5ポイント
 2.5%以上..... 3ポイント
 1.0%以上..... 1ポイント

又は、
 ・新たに取り組む場合にあつては、受益農家全体の1日当たりの出荷
 頭数について
 1,400頭以上..... 9ポイント
 1,330頭以上..... 7ポイント
 1,260頭以上..... 5ポイント
 1,190頭以上..... 3ポイント
 1,120頭以上..... 1ポイント

上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイント
 を加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げ
 た場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選
 択することはできないものとする。

事業を実施する産地食肉センターの稼働率
 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数)

80%以上..... 3ポイント
 70%以上..... 2ポイント
 60%以上..... 1ポイント

事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数
 1,400頭以上..... 3ポイント
 1,120頭以上..... 2ポイント
 1,120頭未満..... 1ポイント

事業内容が再編整備の場合..... 3ポイント
 T S E 規制に係る整備の場合..... 3ポイント

商標登録された銘柄畜産物の処理率
 (処理率 = 銘柄畜産物の処理頭数 ÷ 年間処理頭数)

15%以上..... 3ポイント
 10%以上..... 2ポイント
 8%以上..... 1ポイント

地産地消費貢献率
 (ア) 又は (イ) を満たす場合..... 3ポイント

(ア) 地産割合 (事業を実施する産地食肉センターの処理頭数 ÷ 県内
 の全処理頭数) おおむね70%以上
 (イ) 地消割合 (県内向け出荷量 ÷ 全出荷量) おおむね40%以上

事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向け割合がおおむね70
 %以上..... 3ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性
 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである
 場合
 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイント
 を加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ
 の事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上..... 2ポイント
 3人以上..... 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上..... 2ポイント
 0%以上2%未満..... 1ポイント

上記 及び にかかわらず、と畜場から排出されるレンダリング
 原料の肥飼料への有効活用のための取組は4ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ
 の事業計画につき1回の加算とする。

生産性向上	<p>【食肉処理】 (地域振興施策における畜種別増頭に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益農家全体の出荷頭数を5%以上増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益農家全体の畜種別出荷頭数の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 20.0%以上・・・9ポイント 15.0%以上・・・7ポイント 10.0%以上・・・5ポイント 7.5%以上・・・3ポイント 5.0%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイントを加算 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。</p> <p>事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 80%以上・・・3ポイント 70%以上・・・2ポイント 60%以上・・・1ポイント <p>事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,400頭以上・・・3ポイント 1,120頭以上・・・2ポイント 1,120頭未満・・・1ポイント <p>事業内容が再編整備の場合・・・3ポイント</p> <p>T S E 規制に係る整備の場合・・・3ポイント</p> <p>商標登録された銘柄畜産物の処理率 (処理率 = 銘柄畜産物の処理頭数 ÷ 年間処理頭数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 8%以上・・・1ポイント <p>地産地消貢献率 (ア) 又は (イ) を満たす場合・・・3ポイント</p> <p>(ア) 地産割合 (事業を実施する産地食肉センターの処理頭数 ÷ 県内の全処理頭数) おおむね70%以上 (イ) 地消割合 (県内向け出荷量 ÷ 全出荷量) おおむね40%以上</p> <p>事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向け割合がおおむね70%以上・・・3ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント <p>上記 及び にかかわらず、と畜場から排出されるレンダリング原料の肥飼料への有効活用のための取組は4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
生産性向上	<p>【食肉処理】 (産地食肉センターの生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働率を1%以上増加。 ただし、新たに取り組む場合にあつては、1日当たりの稼働率を80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日当たりの稼働率の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 5%以上・・・9ポイント 4%以上・・・7ポイント 3%以上・・・5ポイント 2%以上・・・3ポイント 1%以上・・・1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあつては、1日当たりの稼働率について <ul style="list-style-type: none"> 90.0%以上・・・9ポイント 87.5%以上・・・7ポイント 85.0%以上・・・5ポイント 82.5%以上・・・3ポイント 80.0%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイントを加算 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。</p> <p>事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 80%以上・・・3ポイント

70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数
1,400頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
1,120頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
1,120頭未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・ 3ポイント

T S E 規制に係る整備の場合・・・・・・・・ 3ポイント

商標登録された銘柄畜産物の処理率
(処理率 = 銘柄畜産物の処理頭数 ÷ 年間処理頭数)
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

地産地消貢献率
(ア)又は(イ)を満たす場合・・・・・・・・ 3ポイント

(ア)地産割合(事業を実施する産地食肉センターの処理頭数 ÷ 県内の全処理頭数)おおむね70%以上
(イ)地消割合(県内向け出荷量 ÷ 全出荷量)おおむね40%以上

事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向け割合がおおむね70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記 及び にかかわらず、と畜場から排出されるレンダリング原料の肥飼料への有効活用のための取組は4ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

生産性向上 【食肉処理】(産地食肉センターのコスト削減に関する目標)

・と畜又は部分肉加工等に係るコスト(1頭当たり又は製品等1kg当たり)を1%以上削減

・と畜又は部分肉加工等に係るコスト(1頭当たり又は製品等1kg当たり)の削減割合について
2.00%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
1.75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
1.50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
1.25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
1.00%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイントを加算
ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

事業を実施する産地食肉センターの稼働率
(稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数)
80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数
1,400頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
1,120頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
1,120頭未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・ 3ポイント

T S E 規制に係る整備の場合・・・・・・・・ 3ポイント

商標登録された銘柄畜産物の処理率
(処理率 = 銘柄畜産物の処理頭数 ÷ 年間処理頭数)
15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

地産地消貢献率
(ア)又は(イ)を満たす場合・・・・・・・・ 3ポイント

(ア)地産割合(事業を実施する産地食肉センターの処理頭数 ÷ 県内の全処理頭数)おおむね70%以上
(イ)地消割合(県内向け出荷量 ÷ 全出荷量)おおむね40%以上

事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向け割合がおおむね70

		<p>%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記 及び にかかわらず、と畜場から排出されるレンダリング原料の肥飼料への有効活用のための取組は4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
生産性向上	<p>【食肉処理】(産地食肉センターの品質の向上に関する目標)</p> <p>・ T S E 関連規制への対応、衛生的な処理・加工のための対応、又は環境保全対応を実施</p>	<p>・ T S E 関連規制への対応、衛生的な処理・加工のための対応、又は環境保全対応の実施について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイントを加算 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。 事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数) 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数 1,400頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 1,120頭未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>T S E 規制に係る整備の場合・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>商標登録された銘柄畜産物の処理率 (処理率 = 銘柄畜産物の処理頭数 ÷ 年間処理頭数) 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>地産地消貢献率 (ア) 又は (イ) を満たす場合・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>(ア) 地産割合 (事業を実施する産地食肉センターの処理頭数 ÷ 県内の全処理頭数) おおむね70%以上 (イ) 地消割合 (県内向け出荷量 ÷ 全出荷量) おおむね40%以上</p> <p>事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向け割合がおおむね70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記 及び にかかわらず、と畜場から排出されるレンダリング原料の肥飼料への有効活用のための取組は4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
生産性向上	<p>【食肉処理】 (高付加価値化に関する目標)</p> <p>・ 部分肉仕向け割合を1%以上増加</p>	<p>・ 部分肉仕向け割合の増加割合について 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント</p>

- 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイントを加算

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

- 事業を実施する産地食肉センターの稼働率
(稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数)
- 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 - 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- 事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数
- 1,400頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 - 1,120頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 1,120頭未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・ 3ポイント

T S E 規制に係る整備の場合・・・・・・・・・・ 3ポイント

- 商標登録された銘柄畜産物の処理率
(処理率 = 銘柄畜産物の処理頭数 ÷ 年間処理頭数)
- 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 - 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

地産地消貢献率
(ア) 又は (イ) を満たす場合・・・・・・・・・・ 3ポイント

- (ア) 地産割合 (事業を実施する産地食肉センターの処理頭数 ÷ 県内の全処理頭数) おおむね70%以上
- (イ) 地消割合 (県内向け出荷量 ÷ 全出荷量) おおむね40%以上

事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向け割合がおおむね70%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
- 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記 及び にかかわらず、と畜場から排出されるレンダリング原料の肥飼料への有効活用のための取組は4ポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

生産性向上 【食肉処理】
(高付加価値化に関する目標)

- ・高付加価値食肉製品(部分肉より加工度の高い製品をいう。以下同じ。等)の生産量を1%以上。
ただし、新たに取り組む場合にあっては、生産量に占める高付加価値食肉製品の割合が1%以上

- ・高付加価値食肉製品の生産量の増加割合について
- 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
- 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
- 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
- 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- 又は、
- ・新たに取り組む場合にあっては、生産量に占める高付加価値食肉製品の割合が
- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
- 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
- 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
- 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、次の から までのいずれかによりポイントを加算

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

- 事業を実施する産地食肉センターの稼働率
(稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数)
- 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 - 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

- 事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数
- 1,400頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 - 1,120頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 - 1,120頭未満・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業内容が再編整備の場合・・・3ポイント

T S E 規制に係る整備の場合・・・3ポイント

商標登録された銘柄畜産物の処理率
 (処理率 = 銘柄畜産物の処理頭数 ÷ 年間処理頭数)

15%以上・・・3ポイント
 10%以上・・・2ポイント
 8%以上・・・1ポイント

地産地消貢献率
 (ア) 又は (イ) を満たす場合・・・3ポイント

(ア) 地産割合 (事業を実施する産地食肉センターの処理頭数 ÷ 県内の全処理頭数) おおむね70%以上
 (イ) 地消割合 (県内向け出荷量 ÷ 全出荷量) おおむね40%以上

事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向け割合がおおむね70%以上・・・3ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

上記 及び にかかわらず、と畜場から排出されるレンダリング原料の肥飼料への有効活用のための取組は4ポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

【家畜流通】 需要に応じた生産量の確保

【家畜流通】(取引頭数の増加に関する目標)

・家畜市場の年間の家畜取引頭数を1%以上増加

・家畜市場の年間の家畜取引頭数の増加割合について
 10.0%以上・・・9ポイント
 7.5%以上・・・7ポイント
 5.0%以上・・・5ポイント
 2.5%以上・・・3ポイント
 1.0%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

事業を実施する家畜市場の年間取引頭数
 15千頭以上・・・3ポイント
 10千頭以上・・・2ポイント
 8千頭以上・・・1ポイント

事業内容が再編整備の場合・・・3ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 7人以上・・・2ポイント
 3人以上・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・2ポイント
 0%以上2%未満・・・1ポイント

需要に応じた生産量の確保

【家畜流通】(家畜の流通コスト低減に関する目標)

・牛換算100頭当たり取引コストを1%以上削減

・牛換算100頭当たり取引コストの削減割合について
 10.0%以上・・・9ポイント
 7.5%以上・・・7ポイント
 5.0%以上・・・5ポイント
 2.5%以上・・・3ポイント
 1.0%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

事業を実施する家畜市場の年間取引頭数
 15千頭以上・・・3ポイント

			<p>10千頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 8千頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>事業内容が再編整備の場合・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つであ る場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
<p>【新規就農促進、経営 育成】</p> <p>実施内容 に応じい ずれか2つ ま で選択可能</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【新規就農促進、経営体 育成】(離農跡地等の活用 促進に関する目標) (新規就農促進) ・家畜飼養頭数が、事業 実施地区を含む地域の 平均値の70%以上</p>	<p>・家畜飼養頭数について、事業実施地区を含む地域の平均値の70%に 対する割合について 160%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 140%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算。 ・以下の条件を満たす場合、(ア)又は(イ)のいずれかについてポ イントを加算 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げ た場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選 択することはできないものとする。 (ア)現状の事業実施地区を含む地域の家畜飼養頭数の平均値が平成1 8年度の全国平均値を超える都道府県平均値以上の場合・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 全国平均値以上の場合・・・・・・・・・・ 2ポイント 全国平均値には満たないが都道府県平均値の120%以上の場合・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>(イ)事業実施地区の市町村において事業対象畜種を含む新規就農促 進のための計画を策定し、かつ、新規就農促進のための財政支援 を実施している場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 新規就農促進のための計画を策定している、又は新規就農促進 のための財政支援を実施している場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つであ る場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数(受益認定就農者とは、 「青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法」 (平成7年法律第2号)第4条第4項に規定する者を言う。以下同 じ)について 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
	<p>生産性向上</p>	<p>【新規就農促進、経営体 育成】(離農跡地等の活用 促進に関する目標) (新規就農促進) ・農用地面積が事業実施 地区を含む地域の平均 値の70%以上</p>	<p>・農用地面積について、事業実施地区を含む地域の平均値の70%に対 する割合について 160%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 140%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算。 ・以下の条件を満たす場合、(ア)又は(イ)のいずれかについてポ イントを加算 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げ た場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選 択することはできないものとする。 (ア)現状の事業実施地区を含む地域の平均値(農用地面積)が平成1 8年度の全国平均値を超える都道府県平均値以上の場合・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p>

		<p>..... 3ポイント 全国平均値以上の場合..... 2ポイント 全国平均値には満たないが都道府県平均値の120%以上の場合 1ポイント</p> <p>(イ) 事業実施地区の市町村において事業対象畜種を含む新規就農促進のための計画を策定し、かつ、新規就農促進のための財政支援を実施している場合 3ポイント 新規就農促進のための計画を策定している、又は新規就農促進のための財政支援を実施している場合 2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体育成】(離農跡地等の活用促進に関する目標) (新規就農促進) ・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中(1~3年目)の農業所得の平均より4%以上増加</p>	<p>・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中1~3年目の農業所得の平均に対する増加割合について 12%以上..... 9ポイント 10%以上..... 7ポイント 8%以上..... 5ポイント 6%以上..... 3ポイント 4%以上..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算。 ・以下の条件を満たす場合、(ア)又は(イ)のいずれかについてポイントを加算 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。 (ア) 現状の事業実施地区を含む地域の平均値(家畜飼養頭数又は農用地面積)が平成18年度の全国平均値を超える都道府県平均値以上の場合 3ポイント 全国平均値以上の場合..... 2ポイント 全国平均値には満たないが都道府県平均値の120%以上の場合..... 1ポイント</p> <p>(イ) 事業実施地区の市町村において事業対象畜種を含む新規就農促進のための計画を策定し、かつ新規就農促進のための財政支援を実施している場合 3ポイント 新規就農促進のための計画を策定しているか、又は新規就農促進のための財政支援を実施している場合 2ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体育成】(離農跡地等の活用促進に関する目標) (規模拡大) ・家畜飼養頭数又は農用地面積が、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示される効率的かつ安定的な農業経営の目標規模以上</p>	<p>・農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示される効率的かつ安定的な農業経営の目標規模に対する家畜飼養頭数又は農用地面積の割合について 160%以上..... 9ポイント 140%以上..... 7ポイント 120%以上..... 5ポイント 110%以上..... 3ポイント 100%以上..... 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算</p>

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

- ・農業振興地域整備計画に示されている効率的かつ安定的な農業経営の目標規模（家畜飼養頭数又は農用地面積）が平成18年度の全国平均値を越えている場合は、3ポイントを加算

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について
 7人以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント
 3人以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント
 0%以上2%未満 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント

生産性向上 【新規就農促進、経営体育成】(離農跡地等の活用促進に関する目標)
 (規模拡大)
 ・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中(1~3年目)の農業所得の平均より4%以上増加

- ・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中(1~3年目)の農業所得の平均に対する増加割合について
 12%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 9ポイント
 10%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 7ポイント
 8%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント
 6%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3ポイント
 4%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント

上記ポイントに加え以下によりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

- ・農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模（家畜飼養頭数又は農用地面積）が平成18年度の全国平均値を越えている場合は、3ポイントを加算

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について
 7人以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント
 3人以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント
 0%以上2%未満 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント

生産性向上 【新規就農促進、経営体育成】(離農跡地等の活用促進に関する目標)
 (規模拡大)
 ・前経営からの規模拡大割合(家畜飼養頭数)について10%以上増加

- ・前経営からの規模拡大割合(家畜飼養頭数)について
 50%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 9ポイント
 40%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 7ポイント
 30%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント
 20%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3ポイント
 10%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント

上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

- ・農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模（家畜飼養頭数）が平成18年度の全国平均値を越えている場合は、3ポイントを加算

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について
 7人以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2ポイント
 3人以上 ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント

		<p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体育成】(研修施設の活用促進に関する目標)</p> <p>・事業実施地区を含む地域で育成される新規就農者数が現状より2名以上増加</p>	<p>・事業実施地区を含む地域で育成される新規就農者数の増加数について</p> <p>10名以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>8名以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>6名以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4名以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2名以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合は、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。</p> <p>・現状の事業実施地区を含む地域における研修対象畜種の農業産出額の割合が、平成18年の事業実施地区を含む地域の農業産出額の割合に対して</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの年間研修予定者数について</p> <p>7人以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体育成】(研修施設の活用促進に関する目標)</p> <p>・事業実施地区を含む地域における研修受講者が現状より2%以上増加</p>	<p>・事業実施地区を含む地域で育成される新規就農者数の増加数について</p> <p>6%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>3%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合は、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。</p> <p>・現状の事業実施地区を含む地域における研修対象畜種の農業産出額の割合が、平成18年の事業実施地区を含む地域の農業産出額の割合に対して</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>8%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>4%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの年間研修予定者数について</p> <p>7人以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上2%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>
生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体育成】(研修施設の活用促進に関する目標)</p> <p>・年間受講計画(受講者数)の達成度が100%以上</p>	<p>・年間受講計画(受講者数)の達成度が100%以上</p> <p>120%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>115%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>110%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>105%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>

上記ポイントに加え、以下に該当する場合は、以下のとおりポイントを加算
 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。
 ・現状の事業実施地区を含む地域における研修対象畜種の農業産出額の割合が、平成18年の事業実施地区を含む地域の農業産出額の割合に対して
 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの年間研修予定者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

生産性向上
 【新規就農促進、経営体
 育成】
 (ヘルパー組合等の統合
 及び活用促進に関する目
 標)
 (ヘルパー組合等の統合)
 ・ヘルパー組合等の作業
 受託年間のべ稼働日数
 が現状より5%以上増
 加

・ヘルパー組合等の作業受託年間のべ稼働日数の増加割合について
 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

生産性向上
 【新規就農促進、経営体
 育成】
 (ヘルパー組合等の統合
 及び活用促進に関する目
 標)
 (ヘルパー組合等の統合)
 ・ヘルパー組合等の作業
 受託単価が現状より2.
 5%以上削減

・ヘルパー組合等の作業の受託単価の削減割合について
 12.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント
 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント
 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント
 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント
 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。
 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について
 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

<p>飼料基盤活用の促進</p>	<p>【飼料基盤活用の促進】 いずれか2つまで選択可能。</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【飼料基盤活用の促進】 (飼料自給率の増加に関する目標) ・飼料自給率を5%以上増加。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料自給率の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 25%以上 9ポイント 15%以上 7ポイント 10%以上 5ポイント 7%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント ただし、遊休農地等を1ha以上利用する場合には以下のとおりとする。 ・飼料自給率の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 9ポイント 8%以上 7ポイント 7%以上 5ポイント 6%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント 上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 飼料自給率の直近単年度の全国平均値(ただし、事業実施地区を含む地域で算出された数値を用いても可。)に対して <ul style="list-style-type: none"> 105%以上 3ポイント 100%以上 2ポイント 95%以上 1ポイント ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。 農業新技術2007及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ・地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者(強い農業づくり交付金実施要領別記の第3の2の(2)に定める複数人の農業者をいう。以下同じ。)が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について <ul style="list-style-type: none"> 7人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 2%以上 2ポイント 0%以上2%未満 1ポイント
		<p>生産性向上</p>	<p>【飼料基盤活用の促進】 (飼養頭数の増加に関する目標) ・家畜飼養頭数(公共牧場にあつては、利用頭数)を1%以上増加。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜飼養頭数(公共牧場にあつては、利用頭数)の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 15%以上 9ポイント 10%以上 7ポイント 5%以上 5ポイント 3%以上 3ポイント 1%以上 1ポイント ただし、遊休農地等を1ha以上利用する場合には以下のとおりとする。 ・家畜飼養頭数(公共牧場にあつては、利用頭数)の増加割合について

- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
- 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
- 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
- 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算

飼料自給率の直近単年度の全国平均値（ただし、地域で算出された数値を用いても可。）に対して

- 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
- 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

農業新技術2007及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・ 稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
- ・ 地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・ 事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

- ・ 事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

- ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算

本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合

- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

生産性向上

【飼料基盤活用の促進】
（良質なたい肥の農地還元量増加に関する目標）
・ 良質なたい肥の農地還元量の5%以上向上。

- ・ 良質なたい肥の農地還元量の向上割合について
- 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
- 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
- 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
- 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

ただし、遊休農地等を1ha以上利用する場合には以下のとおりとする。

- ・ 良質なたい肥の農地還元量の向上割合について
- 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント
- 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
- 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
- 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算

飼料自給率の直近単年度の全国平均値（ただし、地域で算出された数値を用いても可。）に対して

- 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
- 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- 95%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできないものとする。

農業新技術2007及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・ 稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術 <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
生産性向上	<p>【飼料基盤活用の促進】飼料作物の低コスト化に関する目標） ・飼料生産コストを2%以上削減。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料生産コストの削減割合について 10%以上..... 9ポイント 8%以上..... 7ポイント 6%以上..... 5ポイント 4%以上..... 3ポイント 2%以上..... 1ポイント <p>ただし、遊休農地等を1ha以上利用する場合にあっては以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料生産コストの削減割合について 6%以上..... 9ポイント 5%以上..... 7ポイント 4%以上..... 5ポイント 3%以上..... 3ポイント 2%以上..... 1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上..... 2ポイント 0%以上2%未満..... 1ポイント</p>
生産性向上	<p>【飼料基盤活用の促進】（飼料作物の省力化に関する目標） ・労働時間を2%以上削減。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減割合について 10%以上..... 9ポイント 8%以上..... 7ポイント 6%以上..... 5ポイント 4%以上..... 3ポイント 2%以上..... 1ポイント <p>ただし、遊休農地等を1ha以上利用する場合にあっては以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減割合について 6%以上..... 9ポイント

- 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント
- 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
- 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算

労働時間が直近単年度の北海道・都府県の平均値（ただし、地域で算出された数値を用いてもかまわない）に対して

- 95%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント
- 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- 105%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

農業新技術2007及び2009における以下のいずれか1つ以上の取組を実施する場合には3ポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・ 稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育
- ・ 地域に適合した飼料稲品種と新たな収穫調製利用技術

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・ 事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

- ・ 事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

- ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 7人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- 0%以上2%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

政策目的	取組の分類	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
経営力の強化	認定農業者等担い手育成の推進	担い手の育成・確保	【経営構造対策】 以下に掲げる1又は2（担い手育成緊急地域の場合は3又は4）の基準を満たしていること	達成すべき成果目標の基準の欄の1及び2（担い手育成緊急地域の場合は3及び4）のそれぞれのポイントの合計 地区選択目標ポイント 地域が自主的に食料・農業・農村基本計画に即した地区選択目標を設定している場合には、1項目につき3ポイントを加算（加算の上限は6ポイントまで）
			1 認定農業者の育成 認定農業者数が現在に比べ50%以上増加又は当該市町村の過去5年間の認定農業者の増加率以上	・認定農業者数の増加率について 75%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 50%以上75%未満・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 25%以上50%未満・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 25%未満又は皆増・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイントを加算 a 主業農家数に占める目標時の認定農業者数の割合が、現状における当該都道府県の主業農家数に占める認定農業者数の割合以上となる場合 b 計画時から目標年度までの間の認定農業者数の増加率が当該市町村における過去5カ年間の増加率以上の場合(皆増の場合も含む。)
			2 担い手への農地の利用集積 担い手農地利用集積率が60%以上に達する又は現状より10ポイント以上増加	・担い手農地利用集積率の増加について 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 10ポイント以上15ポイント未満・・・・ 6ポイント 5ポイント以上10ポイント未満・・・・ 4ポイント 5ポイント未満・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイントを加算 a 目標とする担い手農地利用集積率が当該都道府県の担い手農地

				<p>利用集積率の現状値を上回る場合</p> <p>b 担い手農地利用集積率の目標値が60%以上の場合</p> <p>c 担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね2ha(中山間地域等にあつては、おおむね1ha)以上の連担地の形成がなされた面積の割合が5ポイント以上増加する目標を設定する場合</p>
			(担い手育成緊急地域の場合)	
		<p>3 認定農業者等の育成</p> <p>認定農業者数が現在に比べ1名以上増加、農業生産法人を1組織以上設立又は20ha(中山間地域等にあつては、10ha)以上の農業経営の規模を有する特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立</p>		<p>・認定農業者等の増加について</p> <p>認定農業者数が4名以上増加・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>農業生産法人を1法人以上設立・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>認定農業者数が3名増加・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>認定農業者数が2名増加・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>認定農業者数が1名増加・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標年度までに農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想における「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に到達する計画を有する認定農業者数が1名以上増加する場合 ・ 目標年度までに法人化する計画を有する特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を設立する場合 <p>(注) 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織については、20ha(中山間地域等にあつては、10ha)以上の農業経営の規模を有するものに限る。</p>
		4 担い手への農地の利用集積		<p>・担い手農地利用集積率の増加について</p>

	<p>担い手農地利用集積率が30%以上に達する又は現状より5ポイント以上増加</p>	<p>7.5ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 5ポイント以上7.5ポイント未満・・・・・・・・ 6ポイント 2.5ポイント以上5ポイント未満・・・・・・・・ 4ポイント 2.5ポイント未満・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の(1)、(2)、(3)のいずれかにより、それぞれのポイントを加算</p> <p>(1)担い手農地利用集積率の目標値が 30%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 25%以上30%未満・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>(2)担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね1ha(中山間地域等にあつては、おおむね0.5ha)以上の連担地の形成がなされた面積の割合が2.5ポイント以上増加する目標を設定する場合 ・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>(3)担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね1ha(中山間地域等にあつては、おおむね0.5ha)以上の連担地の増加目標面積が、 2ha以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 1ha以上2ha未満・・・・・・・・ 2ポイント</p>
	<p>【集落営農育成・確保緊急整備支援】 以下に掲げる1から3のいずれかの基準を満たしていること</p>	<p>達成すべき成果目標基準の欄の1から3までのポイントの合計</p>
	<p>1 集落営農の組織化 集落営農組織を1組織以上設立、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立、特定農業法人を1法人以上設立</p>	<p>・ 集落営農の組織化について 集落営農組織を1組織以上設立する場合、4ポイント加算</p> <p>上記のポイントに加え、次の及びによりポイントを加算。</p> <p>集落営農組織が以下のいずれかに該当する場合には、4ポイントを加算 特定農業団体 特定農業団体と同様の要件を満たす組織</p>

		<p>特定農業法人</p> <p>集落営農組織の農業経営の規模が、おおむね20ha（中山間地域等にあつては、おおむね10ha）以上である場合には、4ポイント加算</p>
	<p>2 水田・畑作経営所得安定対策への加入</p> <p>集落営農組織が水田・畑作経営所得安定対策の加入者であるか加入対象者となることを目指すこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農組織が水田・畑作経営所得安定対策の加入者であるか加入対象者となることを目指す場合、8ポイント加算 <p>既存の組織が該当する場合には、上記のポイントに加え、次の及びによりポイントを加算。</p> <p>集落営農組織が以下のいずれかに該当する場合には、4ポイントを加算</p> <p>特定農業団体 特定農業団体と同様の要件を満たす組織 特定農業法人</p> <p>集落営農組織の農業経営の規模が、おおむね20ha（中山間地域等にあつては、おおむね10ha）以上である場合には、4ポイント加算</p>
	<p>3 集落営農組織への農用地の利用集積</p> <p>集落営農組織における農用地利用集積率の目標値50%以上で現状より10ポイント以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農組織への農用地の利用集積について、次の又はのいずれかとする。 <p>集落営農組織への農用地利用集積率の増加について</p> <p>40ポイント以上の場合・・・・・・・・・・ 8ポイント 15ポイント以上40ポイント未満の場合・・・・・・・・ 6ポイント 10ポイント以上15ポイント未満の場合・・・・・・・・ 4ポイント 10ポイント未満の場合・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかに該当する場合には、2ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農組織への農用地利用集積率が現状30%以上である場合 ・ おおむね1ha（中山間地域等にあつては、おおむね0.5ha）以上の新たな連担地の形成を図る場合

			<p>集落営農組織の農用地利用集積率の目標について</p> <p>80%以上の場合・・・8ポイント</p> <p>70%以上80%未満の場合・・・6ポイント</p> <p>60%以上70%未満の場合・・・4ポイント</p> <p>50%以上60%未満の場合・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、農用地利用集積率が10ポイント以上増加する場合、2ポイントを加算</p>
新規就農の促進等担い手育成の推進	新規就農者の育成・確保	【農業研修教育・農業総合支援センター施設整備】	達成すべき成果目標の基準の欄の1、2、3のうち1つ又は2つを選択し、それぞれのポイントを加えた合計
		1 新規学卒就農者率の向上 卒業生に占める新規就農者の割合が現状より増加すること。	<p>・卒業生に占める新規就農者の割合の増加について</p> <p>6ポイント以上・・・8ポイント</p> <p>4ポイント以上6ポイント未満・・・6ポイント</p> <p>2ポイント以上4ポイント未満・・・4ポイント</p> <p>2ポイント未満・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 現状の卒業生に占める新規就農者の割合が、全国平均より大きい場合</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算 農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 就農に向けた計画指導等を担当する専任職員を配置 有機農業の授業を導入 輸出促進関連授業の導入 当該施設の導入により重点課題における普及指導課題の30%以上が解決されること</p>

		目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上
	<p>2 新規就農者等の育成 当該地域において新規就農者が育成されること。</p>	<p>・当該地域において育成された新規就農者数について</p> <p>9名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 6名～8名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 3名～5名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 3名未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上の場合</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算 農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 就農に向けた計画指導等を担当する専任職員を配置 有機農業の授業を導入 2以上の研修コースを設置</p>
	<p>3 農業者のスキルアップ 当該地域における農業者のうち研修受講者数が現状より増加すること。</p>	<p>・研修受講者の増加数について</p> <p>80名以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント 40名～79名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ポイント 10名～39名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 10名未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には4ポイントを加算 目標時の研修受講者に占める認定就農者及び認定農業者の割合が40%以上の場合</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算 農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に</p>

				関する方針」に記載されている場合 有機農業の授業を導入 輸出促進関連授業の導入 2以上の研修コースを設置
--	--	--	--	---

政策目的	取組の分類	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント	
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進 「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できる。	安全・安心な市場流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	・指数値の平均が 27.4以下・・・7ポイント 27.5～41.7・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つの政策目標内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一の政策目標内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。） ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成若しくは取得を行う場合又は上記以外の中央卸売市場がBSE対策に係る施設の改良、造成若しくは取得を行う場合・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合 ・・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保する
			【物品鮮度の保持】 ・低温売場販売率（低温売場での販売金額/全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積/全売場面積）を1.8ポイント以上超過	・超過ポイント数が 4.9以上・・・7ポイント 1.8～4.8・・・3ポイント	
			【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額/販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。 ・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・超過ポイント数が 2.4以上・・・7ポイント 1.2～2.3・・・3ポイント ・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・3ポイント	

		<p>【品質管理の高度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B S E 対策に対応した整備を実施 ・ 卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ B S E 対策に係る施設の整備・・・7ポイント ・ 卸売業者及び仲卸業者が取組む品質管理についての規範を策定・・・7ポイント 	<p>ための天災等により被災した施設の改良を行う場合 ・・・8ポイント加算</p> <p>・ 民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合 ・・・4ポイント加算</p> <p>・ 出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合 ・・・8ポイント加算</p> <p>・ 食料供給コスト縮減アクションプラン(平成18年9月)の別添「重点的に取り組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合 ・・・8ポイント加算</p>
効率的な市場流通		<p>【集荷力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・3ポイント 	<p>該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つの政策目標内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。</p>

		<p>【物流の迅速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント 	<p>同一の政策目標内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。)</p>
		<p>【物流コスト等の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流コストを1.1%以上削減 ・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7ポイント 1.1～1.8%・・・3ポイント ・処理コストの削減率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント ・維持管理コストの削減率が 14.2%以上・・・7ポイント 1.3～14.1%・・・3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成又は取得を行う場合 ・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合 ・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良を行う場合 ・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合 ・・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的

			<p>に取組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合</p> <p>・・・8ポイント加算</p>
卸売市場の再編	<p>【統合による中央卸売市場の機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・3ポイント 	<p>該当する以下のいずれか1つの加算を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方市場施設整備の取組のうち他の地方卸売市場との統合に係る取組による場合 ・・・8ポイント加算
	<p>【市場間連携による中央卸売市場の機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱数量が卸売市場整備基本方針に定める再編基準の指標の取扱数量（平成14年3月末現在の人口から算定される取扱数量）又は指標の取扱数量のいずれか以上となる時期が連携後5年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・指標の取扱数量（又は指標の取扱数量）以上となるのが連携後3年以内 ・・・7ポイント 連携後4年又は5年 ・・・3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良、造成又は取得を行う場合 ・・・8ポイント加算
	<p>【統合・市場間連携による地方卸売市場の再編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合の場合 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 ・市場間連携の場合 目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過（ただし、地域拠点市場と連携先 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・3ポイント ・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち廃止に係る取組による場合 ・・・4ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち他の卸売市場との連携に係る取組による場合、又は地方市場施設整備の取組のうち他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組による場合

			市場との転送に係る取扱数量は控除する)	<p>・・・4ポイント加算</p> <p>・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取り組むべき課題に係る取組」の3のうち「卸売市場の改革」及び「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合</p> <p>・・・8ポイント加算</p>
--	--	--	---------------------	---

[共通加算ポイント]

次に掲げる項目に該当がある場合、1項目該当するごとに1ポイント加算する。

耕作放棄地対策

産地競争力の強化及び経営力の強化を目的とする取組においては、要領別記 の第9に規定する市町村基本構想に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

食品流通の合理化を目的とする取組においては、基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

地域再生制度と連動する施策

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画の対象区域内の事業であって、当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている事業内容に合致した取組を実施する場合

頑張る地方応援プログラムと連携する施策

地方公共団体が「頑張る地方応援プログラム」に即した計画を策定し、当該市町村が事業実施主体となり、当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている内容に合致した取組を実施する場合

別表 3

政策目的	政策目標	配分の考え方																
経営力の強化	新規就農者の育成・確保	<p data-bbox="517 331 2072 400">道府県農業大学校等における多様な就農形態に対応した研修教育課程の設置に伴う体制整備等を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を事業実施主体ごとの獲得ポイントとする。</p> <table border="1" data-bbox="539 453 1346 884"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 453 1211 596">多様な就農形態に対応した研修教育課程の設置により、研修終了者に占める新規就農者の割合の目標</th> <th data-bbox="1211 453 1346 596">ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 596 1211 671">80%以上</td> <td data-bbox="1211 596 1346 671">8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 671 1211 746">60%以上80%未満</td> <td data-bbox="1211 671 1346 746">6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 746 1211 821">40%以上60%未満</td> <td data-bbox="1211 746 1346 821">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 821 1211 884">40%未満</td> <td data-bbox="1211 821 1346 884">2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="539 991 1525 1206"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 991 1391 1066">上記のポイントに加算するポイント</th> <th data-bbox="1391 991 1525 1066">ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1066 1391 1141">目標時の新規就農者に占める認定農業者の割合が30%以上</td> <td data-bbox="1391 1066 1525 1141">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1141 1391 1206">就農に向けた計画指導等を担当する専任職員の配置</td> <td data-bbox="1391 1141 1525 1206">4</td> </tr> </tbody> </table>	多様な就農形態に対応した研修教育課程の設置により、研修終了者に占める新規就農者の割合の目標	ポイント	80%以上	8	60%以上80%未満	6	40%以上60%未満	4	40%未満	2	上記のポイントに加算するポイント	ポイント	目標時の新規就農者に占める認定農業者の割合が30%以上	4	就農に向けた計画指導等を担当する専任職員の配置	4
多様な就農形態に対応した研修教育課程の設置により、研修終了者に占める新規就農者の割合の目標	ポイント																	
80%以上	8																	
60%以上80%未満	6																	
40%以上60%未満	4																	
40%未満	2																	
上記のポイントに加算するポイント	ポイント																	
目標時の新規就農者に占める認定農業者の割合が30%以上	4																	
就農に向けた計画指導等を担当する専任職員の配置	4																	

別表 4

政策目的	取組の分類	取組名	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進 同じ取組名の中から1つ又は2つ選択。ただし、複数の作物等に関する施設・機械等を行う場合は、2つの成果を1つ選択。	【地産地消及び産直】	需要に応じた生産量の確保	<p>【地産地消及び産直】地産地消及び産直の取組の中で成果目標を2つ掲げる場合は、は必須とし、残り及びのうち1つを選択する。(農畜産物の生産された地域における販路拡大に関する目標)</p> <p>事業実施主体(民間事業者の場合は連携する農業者)が所在する都道府県内又は市町村内に向けた出荷量又は出荷額(施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設への出荷量又は出荷額を含む。)を10%以上増加。ただし、新たに取組む場合にあつては、全出荷量又は出荷額に占める割合を5%以上確保するものとする。</p> <p>最終的な消費者等への販売が、当該都道府県内又は市町村内で行われること(施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設で行われる場合を含む。)が、出荷時に把握されている農畜産物に限る。</p>	<p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象の農畜産物の当該都道府県内又は市町村内に向けた出荷量又は出荷額(施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設への出荷量又は出荷額を含む。)の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 30%以上・・・9ポイント 25%以上・・・7ポイント 20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は、 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取組む場合、事業対象の農畜産物の当該都道府県内又は市町村内に向けた出荷量又は出荷額(施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設への出荷量又は出荷額を含む。)の全体に占める割合について <ul style="list-style-type: none"> 25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントにかかわらず、地産地消・産直緊急特別枠の予算の範囲内に限り、以下の及びに取組む場合には、それぞれ3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、及びに取組む場合で共通加算ポイントを除く合計ポイントが30ポイントを超える場合は、30ポイントを上限とする。 事業実施地区における高齢・小規模農家の直売施設等への出荷額又は出荷量を10%以上増加すること。直売施設等を新たに設置する場合には、高齢・小規模農家の現在の総出荷量又は総出荷額を10%以上増加すること。 (高齢・小規模農家とは、65歳以上又は女性若しくは経営耕地面積が1.3ha(全国平均)未満の生産者。ただし、必要に応じて地域で小規模と見られる経営規模の直売施設等へ出荷する生産者を対象とすることができる。)</p> <p>当該直売施設等で扱うもののうち、事業実施地区内で生産された農産物</p>

及び農産物加工品並びに畜産物及び畜産加工品の取扱金額又は取扱量が75%以上となることが確実であること。

(地場産物の使用割合の拡大に関する目標)

事業実施主体が地場産物を供給する学校の学校給食における地場産物の使用割合(食材品目ベース)を3ポイント以上増加
ただし、新たに
取り組む場合に
あっては、事業
実施主体が地場
産物を供給する
学校の学校給食
における全食材
品目に対する地
場産物の使用割
合(食材品目ベ
ース)を10%以
上確保するもの
とする。

- ・事業実施主体が地場産物を供給する学校の学校給食における地場産物の使用割合(食材品目ベース)の増加について
 - 7ポイント以上・・・9ポイント
 - 6ポイント以上・・・7ポイント
 - 5ポイント以上・・・5ポイント
 - 4ポイント以上・・・3ポイント
 - 3ポイント以上・・・1ポイント

又は、

- ・事業実施主体が地場産物を供給する学校の学校給食における地場産物の使用割合(食材品目ベース)について
 - 30%以上・・・9ポイント
 - 25%以上・・・7ポイント
 - 20%以上・・・5ポイント
 - 15%以上・・・3ポイント
 - 10%以上・・・1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算
15%以上・・・3ポイント
10%以上・・・2ポイント
5%以上・・・1ポイント

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合
・・・2ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合
・・・1ポイント

- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合
・・・1ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合
・・・1ポイント

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について
 - 7人以上・・・2ポイント
 - 3人以上・・・1ポイント

- 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について
 - 2%以上・・・2ポイント
 - 0%以上2%未満・・・1ポイント

上記ポイントにかかわらず、地産地消・産直緊急特別枠の予算の範囲内に限り、以下の及びに取り組む場合には、それぞれ3ポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

なお、及びに取り組む場合で共通加算ポイントを除く合計ポイントが30ポイントを超える場合は、30ポイントを上限とする。

事業実施地区における高齢・小規模農家の直売施設等への出荷額又は出荷量を10%以上増加すること。直売施設等を新たに設置する場合にあっては、高齢・小規模農家の現在の総出荷量又は総出荷額を10%以上増加すること。
(高齢・小規模農家とは、65歳以上又は女性若しくは経営耕地面積が1.3ha(全国平均)未満の生産者。ただし、必要に応じて地域で小規模と見られる経営規模の直売施設等へ出荷する生産者を対象とすることができる。)

当該直売施設等で扱うもののうち、事業実施地区内で生産された農産物及び農産物加工品並びに畜産物及び畜産加工品の取扱金額又は取扱量が75%以上となることが確実であること。

(農畜産物のその生産された地域における販売増加に関する目標)

事業実施主体(民間事業者の場合は連携する農業者)が所在する都道府県内の管轄区域内

- ・事業対象の農畜産物の当該都道府県内の所轄区域内の直売施設等(施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設における地場産物の販売額を含む。)における受益農業者(民間事業者の場合は連携する農業者)の販売額又は販売量の増加割合について

			<p>の直売施設等における受益農業者（民間事業者の場合には連携する農業者）の地場産物の販売額（施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設における地場産物の販売額を含む。）を10%以上増加。</p> <p>ただし、新たに取組む場合には、管轄区域内の直売施設等における全農産物の販売額（施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設における販売額を含む。）に対する地場産物の販売額の割合を5%以上確保するものとする。</p>	<p>30%以上・・・9ポイント 25%以上・・・7ポイント 20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取組む場合、事業対象の農畜産物の当該都道府県内の所轄区域内の直売施設等（施設を事業実施地区外に整備する場合は、当該施設における地場産物の販売額を含む。）における受益農業者（民間事業者の場合には連携する農業者）の地場産物の販売額又は販売量の全体に占める割合について <ul style="list-style-type: none"> 25%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 15%以上・・・5ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント <p>ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <ul style="list-style-type: none"> ・・・2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <ul style="list-style-type: none"> ・・・1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 <ul style="list-style-type: none"> ・・・1ポイント </p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 7人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上・・・2ポイント 0%以上2%未満・・・1ポイント <p>上記ポイントにかかわらず、地産地消・産直緊急特別枠の予算の範囲内に限り、以下の及びに取組む場合には、それぞれ3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、及びに取組む場合で共通加算ポイントを除く合計ポイントが30ポイントを超える場合は、30ポイントを上限とする。</p> <p>事業実施地区における高齢・小規模農家の直売施設等への出荷額又は出荷量を10%以上増加すること。直売施設等を新たに設置する場合にあっては、高齢・小規模農家の現在の総出荷量又は総出荷額を10%以上増加すること。 （高齢・小規模農家とは、65歳以上又は女性若しくは経営耕地面積が1.3ha（全国平均）未満の生産者。ただし、必要に応じて地域で小規模と見られる経営規模の直売施設等へ出荷する生産者を対象とすることができる。）</p> <p>当該直売施設等で扱うもののうち、事業実施地区内で生産された農産物及び農産物加工品並びに畜産物及び畜産加工品の取扱金額又は取扱量が75%以上となることが確実であること。</p>
経営力の強化	新規就農の促進等担い手育成の推進	新規就農者の育成・確保	<p>【道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進】 取組の中で成果目標を2つ掲げる場合は、は必須とする。</p> <p>（離職就農者等の育成） 研修教育課程修了者が新規就農すること。</p>	<p>以下に掲げるポイントの合計</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修修了者に占める新規就農者の割合 <ul style="list-style-type: none"> 60%以上・・・8ポイント 40%以上60%未満・・・6ポイント

				<p>当該地域における 離職就農者等のうち 研修受講者が増加す ること。</p>	<p>20%以上40%未満・・・・・・・・・・4ポイント 20%未満・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかの場合には4ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が15%以上 ・農業者等の組織する団体が研修教育を実施する場合 <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算。 農業研修教育の取組について、農業改良助長法第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 マーケティング及び経営管理に関する授業を導入 有機農業の授業を導入 2以上の研修コースを設置</p> <p>上記ポイントにかかわらず、再チャレンジ優先枠の予算の範囲内に限り、以下の「及び」に取り組む場合には、それぞれ3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、「及び」に取り組む場合で共通加算ポイントを除く合計ポイントが30ポイントを超える場合は、30ポイントを上限とする。 施設等の整備を実施する道府県農業大学校等において、持続的な農業を行う上で重要な環境保全型農業に関する授業を実施している、又は、実施することが確実であること。</p> <p>研修受講者の就農を支援する相談・指導員を道府県農業大学校等に配置するなどの体制が整備されている、又は、整備されることが確実であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな研修教育課程終了者で新規就農した者のうち新規就農者向け研修を受ける者の割合 60%以上・・・・・・・・・・8ポイント 40%以上60%未満・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上40%未満・・・・・・・・・・4ポイント 20%未満・・・・・・・・・・2ポイント <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかの場合には4ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標時の研修受講者に占める認定就農者及び認定農業者の割合が20%以上 ・農業者等の組織する団体のうち、目標時の研修受講者に占める離職就農者の割合が20%以上 <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかにより3ポイントを加算。 農業研修教育の取組について、農業改良助長法第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合 有機農業の授業を導入 輸出促進関連授業の導入 新たな製品開発に向けた加工技術に関する授業の導入 2以上の研修コースを設置</p> <p>上記ポイントにかかわらず、再チャレンジ優先枠の予算の範囲内に限り、以下の「及び」に取り組む場合には、それぞれ3ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、「及び」に取り組む場合で共通加算ポイントを除く合計ポイントが30ポイントを超える場合は、30ポイントを上限とする。 施設等の整備を実施する道府県農業大学校等において、持続的な農業を行う上で重要な環境保全型農業に関する授業を実施している、又は、実施することが確実であること。</p> <p>研修受講者の就農を支援する相談・指導員を道府県農業大学校等に配置するなどの体制が整備されている、又は、整備されることが確実であること。</p>
--	--	--	--	--	---

[共通加算ポイント]
次に掲げる項目に該当がある場合、1項目該当するごとに1ポイント加算する。

耕作放棄地対策
産地競争力の強化及び経営力の強化を目的とする取組においては、要領別記の第9に規定する市町村基本構想に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

食品流通の合理化を目的とする取組においては、基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行うことが確実であると見込まれる場合。

地域再生制度と連動する施策
地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画の対象区域内の事業であって、当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている事業内容に合致した取組を実施する場合

頑張る地方応援プログラムと連携する施策
地方公共団体が「頑張る地方応援プログラム」に即した計画を策定し、当該市町村が事業実施主体となり、当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている内容に合致した取組を実施する場合